

情報通信技術の進展等、金融・資本市場をめぐる 環境変化を踏まえた制度面での手当てを行う

取引の高速化への対応

- 当局が株式等の高速取引（HFT）の実態などを確認できるよう、登録制を導入し、ルール整備を行う。

体制整備・リスク管理に係る措置

- ・取引システムの適正な管理・運営
- ・適切な業務運営体制の確保 等

当局への情報提供等に係る措置

- ・高速取引を行うこと・取引戦略の届出
- ・取引記録の作成・保存 等

取引所グループの 業務範囲の柔軟化

- 取引所業務の多様化や国際化などの環境変化を踏まえ、取引所グループの業務範囲について以下の対応を行う。

グループ内の共通・重複業務の集約

システム開発業務などのグループ内の共通・重複業務について、取引所本体での実施を可能とする。

外国取引所等への出資の柔軟化

出資先の外国取引所等の子会社が業務範囲を超えるものであっても、一定期間（例えば5年間）、取引所グループが保有することを可能とする。

上場会社による 公平な情報開示

- 投資家間の情報の公正性を確保するため、上場会社による公平な情報開示に係るルール（フェア・ディスクロージャー・ルール）の整備を行う。

上場会社等が公表前の重要な情報を投資家、証券会社等に提供した場合、

- ・意図的な伝達の場合は、同時に
- ・意図的でない伝達の場合は、速やかに、当該情報をホームページ等で公表。

「金融商品取引法の一部を改正する法律」
(平成29年法律第37号)に係る説明資料

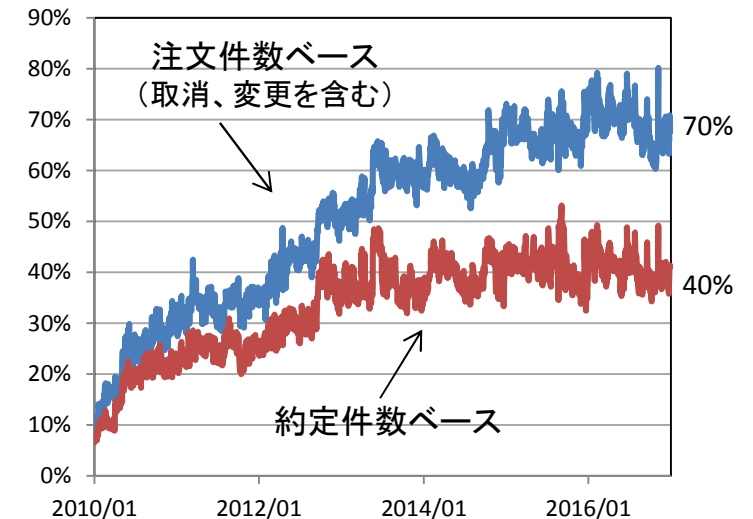
平成29年5月
金融庁

取引の高速化への対応

- 日本の証券市場において、高速取引の影響力が増大。
- これについては、市場に流動性を供給しているとの指摘もある一方で、
 - 市場におけるボラティリティの急激な上昇
 - 中長期的な投資家の取引ニーズが先回りされることによる取引コストの増大
 - 中長期的な企業価値に基づく価格形成を阻害
 - システムの脆弱性等の観点から、懸念が指摘されている。
- 日本では、現状、高速取引を行う投資家から、直接情報を収集する枠組みはない。

(参考) 欧州では、高速取引を行う者を登録制とし、体制整備・リスク管理義務や当局に対する情報提供義務を導入(2018年1月より実施予定)

東証の取引に占める、コロケーションエリア(注)からの取引の割合



(注) 証券会社のサーバを設置できるよう、取引所の売買システムに近接した場所に用意された施設。ここに置かれたサーバから取引の注文が可能であり、投資家は取引に要する時間の短縮が可能。

高速取引を行う者に対し、登録制を導入し、体制整備・リスク管理、当局への情報提供などの枠組みを整備

取引の高速化に関する法制度の整備

株式等の高速取引を行う者に対し、登録制を導入し、以下のルールを整備

1. 体制整備・リスク管理に係る措置

- 取引システムの適正な管理・運営
- 適切な業務運営体制・財産的基礎の確保
- (外国法人の場合)国内における代表者又は代理人の設置

2. 当局に対する情報提供等に係る措置

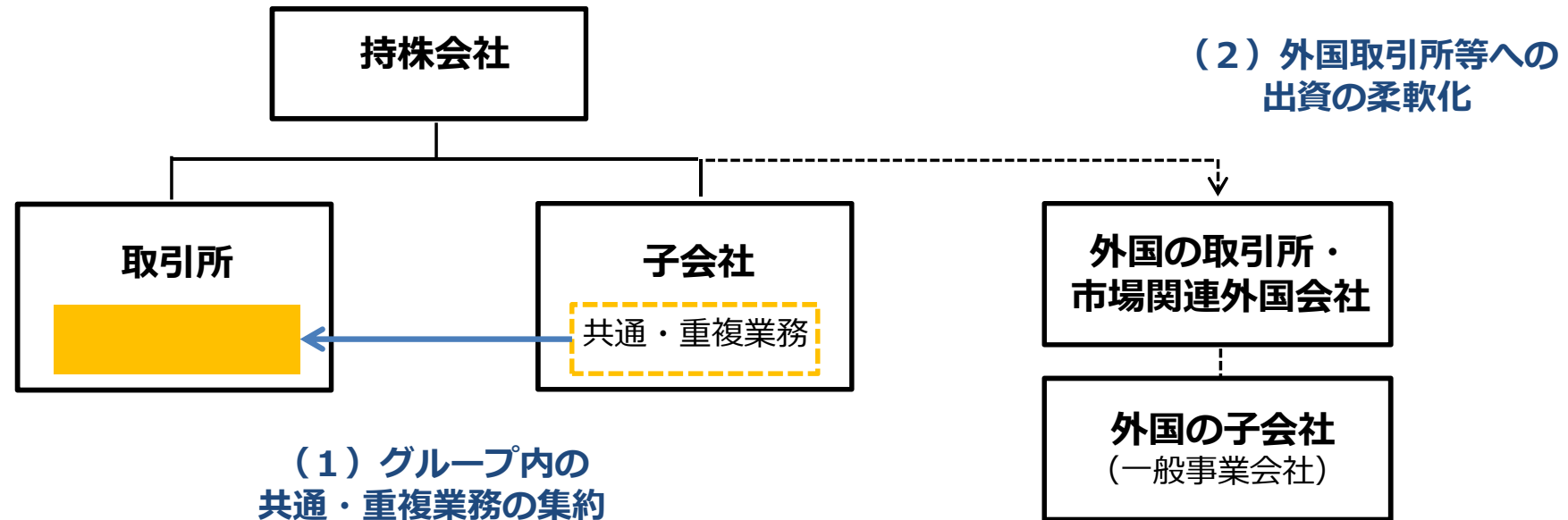
- 高速取引を行うこと・取引戦略の届出
- 取引記録の作成・保存
- 当局による報告徴求・検査・業務改善命令等

3. その他の規定

- 無登録で高速取引を行う者等から証券会社が取引を受託することの禁止
- 高速取引を行う者に対する取引所の調査

取引所グループの業務範囲の柔軟化

- 取引所グループを巡る業務の多様化や国際化などの環境変化を踏まえ、取引所グループの業務範囲のあり方について以下の対応。



(1) グループ内の共通・重複業務の集約

システム開発業務などのグループ内の共通・重複業務について、認可を前提に、取引所本体での実施を可能とする。

(2) 外国取引所等への出資の柔軟化

出資先の外国取引所等の子会社が業務範囲を超えるものであっても、原則5年間、取引所グループが保有することを可能とする。

上場会社による公平な情報開示(1)

フェア・ディスクロージャー・ルール

企業が、未公表の決算情報などの重要な情報を証券アナリストなどに提供した場合、速やかに他の投資家にも公平に情報提供することを求めるもの

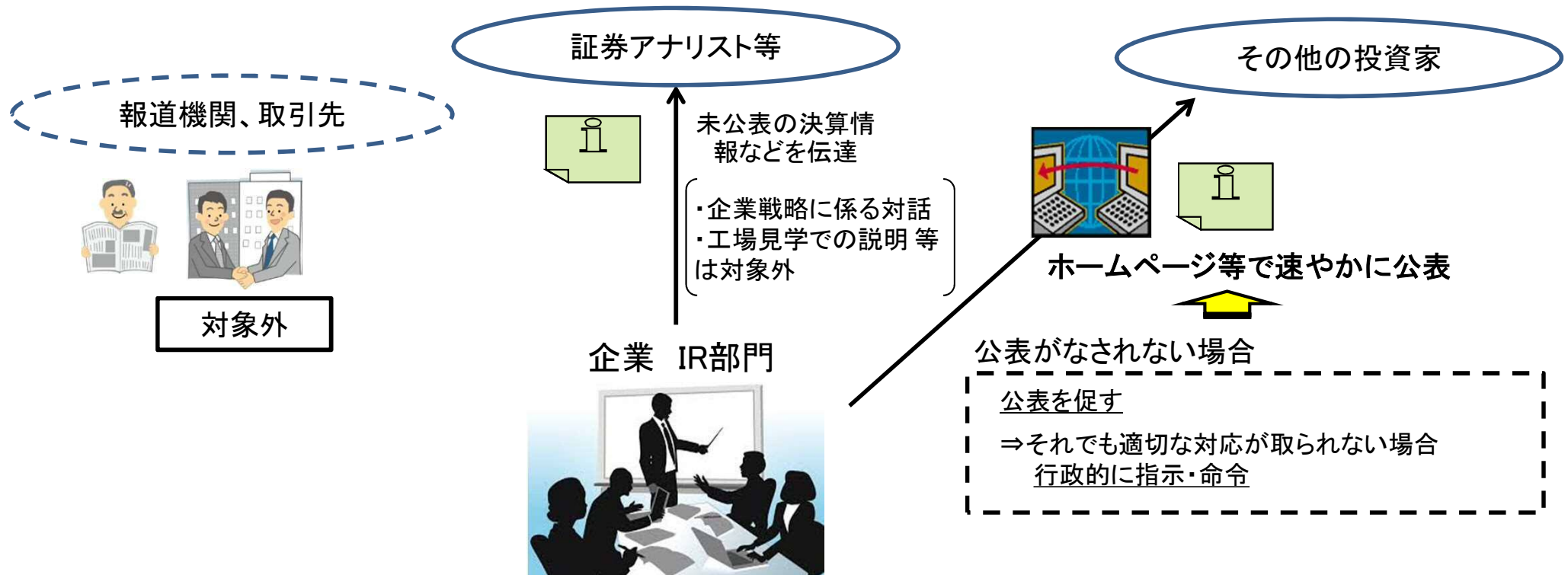
背景

- 近年、上場企業が証券会社のアナリストに未公表の業績に関する情報を提供し、当該証券会社が当該情報を顧客に提供して株式の売買の勧誘を行っていた事例が複数発覚
 - 欧米やアジアの主要市場では、フェア・ディスクロージャー・ルールが既に導入済み
- ⇒ 我が国でもフェア・ディスクロージャー・ルールの導入が必要
- 全ての投資家が安心して取引できる市場環境を整備
 - 「早耳情報」に基づく短期的な売買ではなく、公平に開示された情報に基づく中長期的な視点に立った投資を促す

上場会社による公平な情報開示(2)

フェア・ディスクロージャー・ルール の概要

- 上場会社等が公表されていない重要な情報をその業務に関して証券会社、投資家等に伝達する場合、
 - ・意図的な伝達の場合は、同時に、
 - ・意図的でない伝達の場合は、速やかに、当該情報をホームページ等で公表。
- 情報受領者が上場会社等に対して守秘義務及び投資判断に利用しない義務を負う場合、当該情報の公表は不要。



顧客本位の業務運営に関する原則

平成 29 年 3 月 30 日

金融庁

経緯及び背景

平成 28 年 4 月 19 日の金融審議会総会において、金融担当大臣より、「情報技術の進展その他の市場・取引所を取り巻く環境の変化を踏まえ、経済の持続的な成長及び国民の安定的な資産形成を支えるべく、日本の市場・取引所を巡る諸問題について、幅広く検討を行うこと」との諮問が行われた。この諮問を受けて、金融審議会に市場ワーキング・グループが設置され、国民の安定的な資産形成と顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー¹）等について審議が行われた。

市場ワーキング・グループでは、国民の安定的な資産形成を図るためには、金融商品の販売、助言、商品開発、資産管理、運用等を行う全ての金融機関等（以下「金融事業者」）が、インベストメント・チェーンにおけるそれぞれの役割を認識し、顧客本位の業務運営に努めることが重要との観点から審議が行われ、12 月 22 日に報告書が公表された。その中で、以下のような内容が示された。

- － これまで、金融商品の分かりやすさの向上や、利益相反管理体制の整備といった目的で法令改正等が行われ、投資者保護のための取組みが進められてきたが、一方で、これらが最低基準（ミニマム・スタンダード）となり、金融事業者による形式的・画一的な対応を助長してきた面も指摘できる。
- － 本来、金融事業者が自ら主体的に創意工夫を発揮し、ベスト・プラクティスを目指して顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供を競い合い、より良い取組みを行う金融事業者が顧客から選択されていくメカニズムの実現が望ましい。
- － そのためには、従来型のルールベースでの対応のみを重ねるのではなく、プリンシプルベースのアプローチを用いることが有効であると考えられる。具体的には、当局において、顧客本位の業務運営に関する原則を策定し、金融事業者に受け入れを呼びかけ、金融事業者が、原則を踏まえて何が顧客のためになるかを真剣に考え、横並びに陥ることなく、より良い金融商品・サービスの提供を競い合うよう促していくことが適当である。

また、報告書では、顧客本位の業務運営に関する原則に盛り込むべき事項につい

¹ フィデューシャリー・デューティーの概念は、しばしば、信託契約等に基づく受託者が負うべき義務を指すものとして用いられてきたが、欧米等でも近時ではより広く、他者の信認に応えるべく一定の任務を遂行する者が負うべき幅広い様々な役割・責任の総称として用いる動きが広がっている。

ても提言がなされた。

本原則の目的

この顧客本位の業務運営に関する原則（以下「本原則」）は、上記市場ワーキング・グループの提言を踏まえ、金融事業者が顧客本位の業務運営におけるベスト・プラクティスを目指す上で有用と考えられる原則を定めるものである。

本原則の対象

本原則では、「金融事業者」という用語を特に定義していない。顧客本位の業務運営を目指す金融事業者において幅広く採択されることを期待する。

本原則の採用するアプローチ

本原則は、金融事業者がとるべき行動について詳細に規定する「ルールベース・アプローチ」ではなく、金融事業者が各々の置かれた状況に応じて、形式ではなく実質において顧客本位の業務運営を実現することができるよう、「プリンシプルベース・アプローチ」を採用している。金融事業者は、本原則を外形的に遵守することに腐心するのではなく、その趣旨・精神を自ら咀嚼した上で、それを実践していくためにはどのような行動をとるべきかを適切に判断していくことが求められる。

金融事業者が本原則を採択する場合には、顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針を策定し、当該方針に基づいて業務運営を行うことが求められる。自らの状況等に照らして実施することが適切でないと考えられる原則があれば、一部の原則を実施しないことも想定しているが、その際には、それを「実施しない理由」等を十分に説明することが求められる。

具体的には、本原則を採択する場合、下記原則1に従って、

- ・ 顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針を策定・公表した上で、
- ・ 当該方針に係る取組状況を定期的に公表するとともに、
- ・ 当該方針を定期的に見直す

ことが求められる。さらに、当該方針には、下記原則2～7に示されている内容に

ついて、

- ・ 実施する場合には、原則に付されている（注）も含めてその対応方針を、
 - ・ 実施しない場合にはその理由や代替策を、
- 分かりやすい表現で盛り込むことが求められる。

本原則に関する留意事項

本原則については、金融事業者の取組状況や、本原則を取り巻く環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しの検討を行うものとする。

【顧客本位の業務運営に関する方針の策定・公表等】

原則1. 金融事業者は、顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針を策定・公表するとともに、当該方針に係る取組状況を定期的に公表すべきである。当該方針は、より良い業務運営を実現するため、定期的に見直されるべきである。

(注) 金融事業者は、顧客本位の業務運営に関する方針を策定する際には、取引の直接の相手方としての顧客だけでなく、インベストメント・チェーンにおける最終受益者としての顧客をも念頭に置くべきである。

【顧客の最善の利益の追求】

原則2. 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。

(注) 金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。

【利益相反の適切な管理】

原則3. 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。

(注) 金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事柄が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。

- ・ 販売会社が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、当該商品の提供会社から、委託手数料等の支払を受ける場合
- ・ 販売会社が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨等する場合
- ・ 同一主体又はグループ内に法人営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の運用先に法人営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合

【手数料等の明確化】

原則4. 金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。

【重要な情報の分かりやすい提供】

原則5. 金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。

(注1) 重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。

- ・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益（リターン）、損失その他のリスク、取引条件
- ・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由（顧客のニーズ及び意向を踏まえたものであると判断する理由を含む）
- ・ 顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合には、その具体的内容（第三者から受け取る手数料等を含む）及びこれが取引又は業務に及ぼす影響

(注2) 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することが可能であるか否かを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合を顧客が比較することが可能となるよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである（(注2)～(注5)は手数料等の情報を提供する場合においても同じ）。

(注3) 金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供を行うべきである。

(注4) 金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かりやすく行うべきである。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には簡潔な情報提供とする一方、複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、リスクとリターンの関係など基本的な構造を含め、より丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである。

(注5) 金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すとともに、顧客において同種の金融商品・サービスの内容と比較することが容易となるよう配慮すべきである。

【顧客にふさわしいサービスの提供】

原則6. 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。

- (注1) 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。
- (注2) 金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においてそれに沿った販売がなされるよう留意すべきである。
- (注3) 金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に審査すべきである。
- (注4) 金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきである。

【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】

原則7. 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。

「顧客本位の業務運営に関する原則」の 定着に向けた取組み

平成29年3月
金融庁

「顧客本位の業務運営に関する原則」の定着に向けた取組みの基本的考え方

「原則」の定着の重要性

- 「顧客本位の業務運営に関する原則」を確定したが、今後は「原則」の定着に向けて各金融事業者が実効的な取組方針を策定し、実践していくよう、取組みを進めていく必要
- その際、金融事業者による取組みが形式的なものに止まることなく、金融事業者がより良い金融商品・サービスの提供を競い合うといった、実質を伴う形での定着が重要

「原則」を踏まえた金融事業者の行動

- 各金融事業者においては、
 - 顧客本位の業務運営を確保するための経営トップのリーダーシップの発揮、
 - マネジメント層における業務計画等の策定・実施、フォローアップ、
 - 現場レベルでの実践を通じた浸透、フィードバック、など、それぞれの段階に応じた適切な行動が求められる
- その際、金融事業者は自らの取組みが実質を伴う形で定着しているか、仮に実質を伴っていないとすればどの段階でうまく機能していないのかを分析し、経営トップの責任において改善がなされるべき

顧客による主体的な行動、当局の役割等

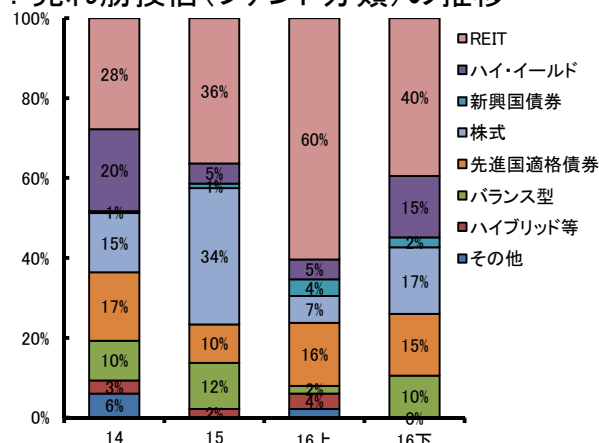
- より良い取組みを行う金融事業者が顧客から選択され、これを踏まえて金融事業者が自らの業務運営を不断に見直していく、という好循環が生まれるためには、顧客が主体的に行動することが重要であり、金融事業者の取組みの「見える化」や顧客のリテラシーの向上が求められる
- また、顧客の主体的な行動を補完するものとして、当局による適切なモニタリングや第三者的な主体による評価、顧客にアドバイス等を行う担い手の多様化等も有効

金融事業者の業務運営に関する現状認識

フィデューシャリー宣言を行った先であっても顧客本位の業務運営の実現に向けて現状必ずしも大きな進展は見受けられない状況

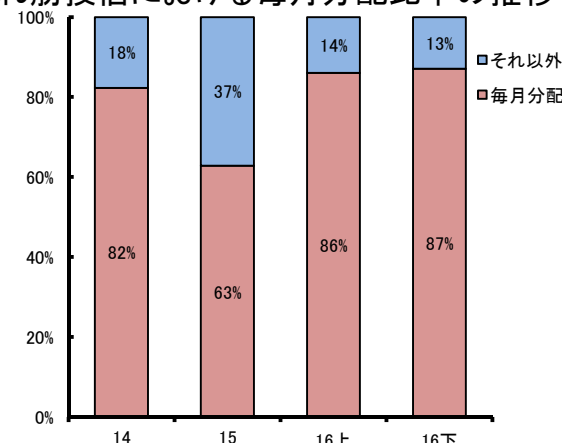
- 投資対象を特定の種類の資産に限定したテーマ型の商品が、依然販売額上位の銘柄の多くを占めている
- 投資信託の販売額と解約・償還額は、ほぼ同額である状況が継続しており、残高の増加には貢献していない
- 売れ筋投信の9割が毎月分配型であり、特に地銀では積立投信であっても販売額の半分以上を毎月分配型が占めている

I. 売れ筋投信(ファンド分類)の推移



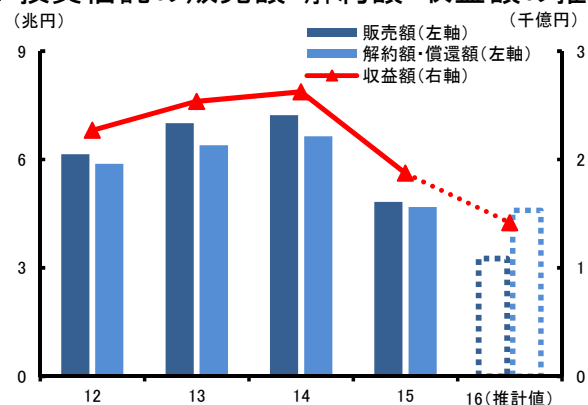
(注1) 主要行等8行及び地域銀行10行 (注3) 16下は2016年10-12月の販売実績
 (注2) 各行の販売額ベースの上位5銘柄による。

III. 売れ筋投信における毎月分配比率の推移



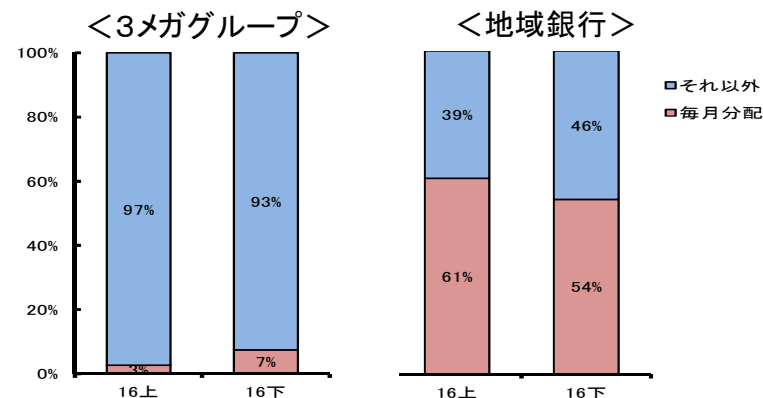
(注1) 主要行等8行及び地域銀行10行 (注3) 16下は2016年10-12月の販売実績
 (注2) 各行の販売額ベースの上位5銘柄による。

II. 投資信託の販売額・解約額・収益額の推移



(注1) 主要行等8行及び地域銀行10行 (年度)
 (注2) 2016年度(点線部分)は、同年12月末時点の実績値を基に年率換算して推計。

IV. 積立投信における売れ筋商品の分配頻度



(注1) 積立投信を取り扱っている3メガグループ4行及び地域銀行9行 (注3) 16下は2016年10-12月の販売実績
 (注2) 各行の販売額ベースの上位5銘柄による。

「顧客本位の業務運営に関する原則」の定着に向けた取組み

1. 金融事業者の取組みの「見える化」

- 各金融事業者においては、顧客本位の業務運営の定着度合いを客観的に評価できるようにするための成果指標（KPI）を、取組方針やその実施状況の中に盛り込んで公表するよう働きかけ
- 本年6月末から当面四半期ごとに、取組方針を策定した金融事業者の名称とそれぞれの取組方針のURLを集約し、金融庁ホームページにおいて公表

2. 当局によるモニタリング

- 金融事業者における業務運営の実態を把握し、ベスト・プラクティスを収集
- 収集されたベスト・プラクティスや各事業者が内部管理上利用している評価指標などを基に、金融事業者との対話を実施。「原則」を踏まえた取組みを働きかけ
- 各金融事業者の取組方針と、取組みの実態が乖離していることは無いか等について、当局がモニタリングを実施
- モニタリングを通じて把握した事例等については、様々な形での公表を検討

3. 顧客の主体的な行動の促進

- 実践的な投資教育・情報提供の促進
 - 投資初心者向けの教材を関係者で作成し、広く活用
 - 商品比較情報等の提供のあり方について、ワーキンググループを設置し、議論を整理
- 長期・積立・分散投資を促すためのインセンティブ
 - 積立NISA対象商品の商品性の基準の公表
 - 上記を踏まえ、長期・積立・分散投資に適した投資信託の提供促進

4. 顧客の主体的な行動を補う仕組み

- 第三者的な主体による金融事業者の業務運営の評価
 - 客観性、中立性、透明性が確保される形での、民間の自主的な取組みを引き続き促進
- 顧客にアドバイス等を行う担い手の多様化
 - 販売会社等とは独立した立場でアドバイスする者などに対する顧客のニーズに適切に対応できるよう必要な環境整備

(平成28年4月18日公表)

制度開示に係る自由度の向上と対話に資する情報の充実による、効果的・効率的で適時な開示

企業と株主・投資者との建設的な対話の促進

企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上

- 制度開示（決算短信、事業報告等、有価証券報告書）の開示内容の整理・共通化・合理化
開示内容の自由度を高め、例えば、事業報告等と有価証券報告書の開示内容の共通化や、欧米に見られるような両者の一体的な書類としての開示などをより容易に
- 非財務情報の開示の充実
有価証券報告書の経営方針・経営成績等の分析等の記載を充実。任意開示も活用し、対話に資する情報の開示を促進

① 決算短信

- ・ 監査・四半期レビューが不要であることの明確化
- ・ 速報性に着目し記載内容を削減
- ・ 記載を要請する事項をサマリー情報、業績概要、連結財務諸表等に限定

② 事業報告等

- ・ 経団連ひな形に即している必要はない旨を明確化し、有価証券報告書との記載の共通化や一体化を容易に

③ 有価証券報告書

- ・ 事業報告との共通化(大株主の状況の計算における自己株式の取扱い)
- ・ 記載の重複排除のための開示内容の合理化(新株予約権等)
- ・ 経営方針等や経営者による経営成績等の分析等の記載を充実

○ より適切な株主総会日程の設定を容易とするための見直し

開示の日程、手続に係る自由度を高め、株主総会までに十分な期間を置いて情報が開示されるなど、対話に資する情報のより適時な開示を促進

① 株主総会日程の後ろ倒しを容易にする開示の見直し

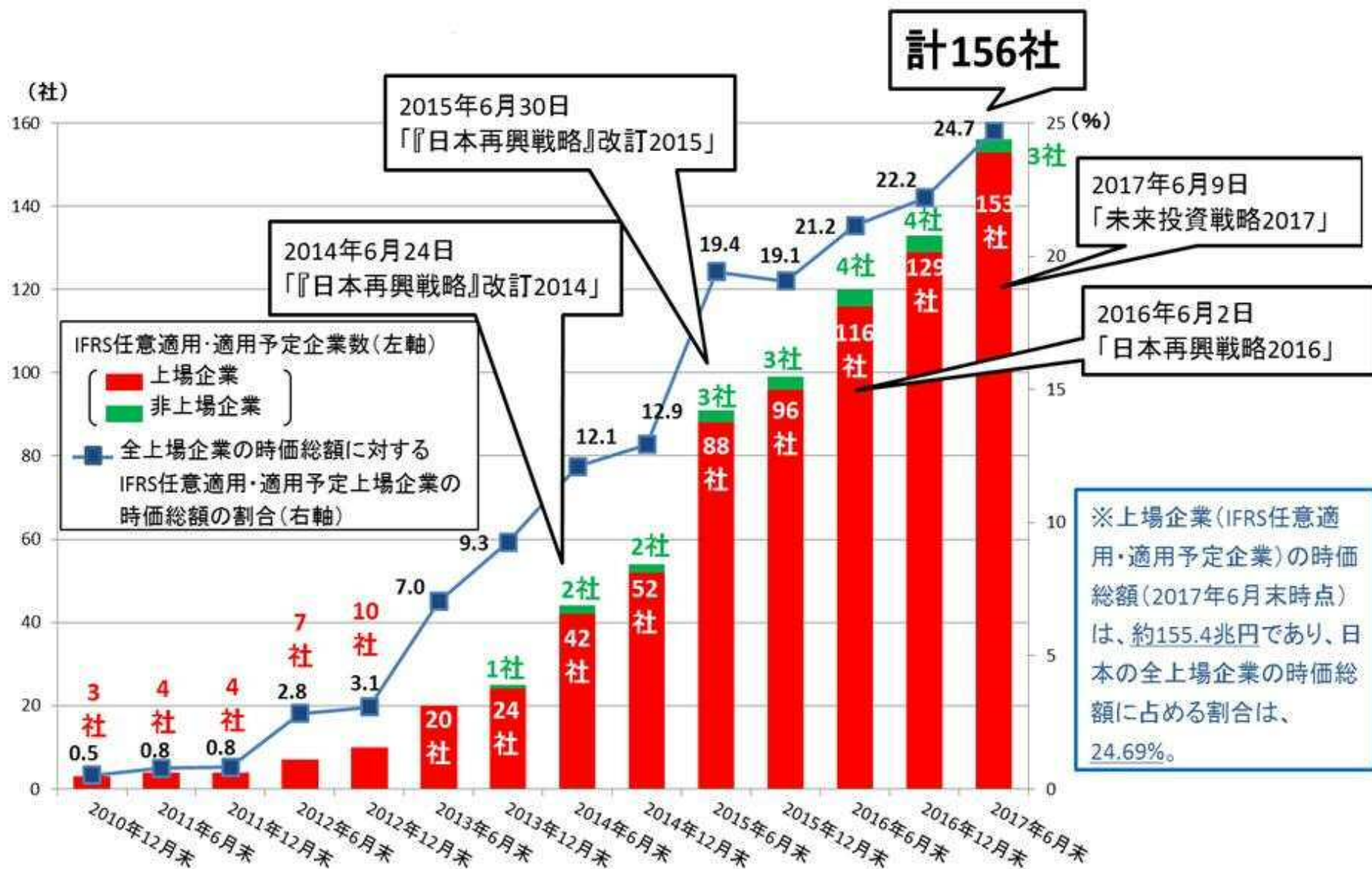
- ・ 大株主の状況の開示に関し、大株主判定の基準日設定を柔軟化

② 事業報告等の電子化の推進

- ・ 議決権行使率への影響等に留意しつつ、個別の同意なしに電子化できる書類の範囲を拡大

○フェア・ディスクロージャー・ルールの導入に向けた検討の実施 等

日本におけるIFRS適用状況



※日本では、2010年3月31日以後終了する連結会計年度より、国際会計基準(IFRS)の任意適用を開始。

会計監査の信頼性確保に向けて

資料3-3-3

「会計監査の在り方に関する懇談会」提言

平成28年3月

1. 監査法人のマネジメントの強化

- 監査法人のガバナンス・コード
(監査法人の組織的な運営のためのプリンシプルの確立、コードの遵守状況についての開示)
- 大手上場会社等の監査を担える監査法人を増やす環境整備
(コードの適用による大手・準大手監査法人の監査品質の向上等)

2. 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実

- 企業による会計監査に関する開示の充実
(有価証券報告書等における会計監査に関する開示内容の充実)
- 会計監査の内容等に関する情報提供の充実
(監査法人や当局による情報提供の充実、監査報告書の透明化、監査人の交代理由等に関する開示の充実等)

3. 企業不正を見抜く力の向上

- 会計士個人の力量の向上と組織としての職業的懐疑心の発揮
(監査の現場での指導や不正対応に係る教育研修の充実等)
- 不正リスクに着眼した監査の実施
(監査基準、不正リスク対応基準等の実施の徹底)

4. 「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック

- 監査法人の独立性の確保
(監査法人のローテーション制度についての調査の実施)
- 当局の検査・監督態勢の強化
(公認会計士・監査審査会の検査の適時性・実効性の向上、監査法人に対する監督の枠組みの検証等)
- 日本公認会計士協会の自主規制機能の強化
(品質管理レビュー等の見直し等)

5. 高品質な会計監査を実施するための環境の整備

- 企業の会計監査に関するガバナンスの強化
(監査人の選定・評価のための基準の策定、監査役会等の独立性・実効性確保、適切な監査時間の確保等)
- 実効的な内部統制の確保
(内部統制報告制度の運用と実効性の検証)
- 監査におけるITの活用(協会において検討を継続)
- その他(試験制度・実務補習等の在り方の検討)

有効なマネジメントのもと、高品質で透明性の高い会計監査を提供する監査法人が評価・選択される環境の確立
⇒ 高品質で透明性の高い監査を提供するインセンティブの強化、市場全体における監査の品質の持続的な向上

監査法人の組織的な運営に関する原則
《監査法人のガバナンス・コード》

監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会

平成 29 年 3 月 31 日

「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)の策定について

会計監査は資本市場を支える重要なインフラであり、今後の会計監査の在り方について幅広く検討するため、平成27年10月、「会計監査の在り方に関する懇談会」が設置された。

平成28年3月にその提言が取りまとめられたが、そこでは、大手上場企業等の監査を担う監査法人の組織的な運営に関する原則を規定した「監査法人のガバナンス・コード」の策定が提言された。

これを受け、平成28年7月、本検討会が設置され、5回に亘る審議を経て、同年12月、パブリックコメント案を策定・公表し、広く意見を求めた。本検討会では、寄せられた意見も参考にしつつ、今般、「監査法人の組織的な運営に関する原則」を取りまとめることとしたものである。

本原則は、組織としての監査の品質の確保に向けた5つの原則と、それを適切に履行するための指針から成っており、

- ・ 監査法人がその公益的な役割を果たすため、トップがリーダーシップを発揮すること、
- ・ 監査法人が、会計監査に対する社会の期待に応え、実効的な組織運営を行うため、経営陣の役割を明確化すること、
- ・ 監査法人が、監督・評価機能を強化し、そこにおいて外部の第三者の知見を十分に活用すること、
- ・ 監査法人の業務運営において、法人内外との積極的な意見交換や議論を行うとともに、構成員の職業的専門家としての能力が適切に発揮されるような人材育成や人事管理・評価を行うこと、
- ・ さらに、これらの取組みについて、分かりやすい外部への説明と積極的な意見交換を行うこと、

などを規定している。

本原則は、大手上場企業等の監査を担い、多くの構成員から成る大手監査法人における組織的な運営の姿を念頭に策定されているが、それ以外の監査法人において自発的に適用されることも妨げるものではない。その上で、大手監査法人をはじめとする各監査法人が、本原則をいかに実践し、実効的な組織運営を実現するかについては、それぞれの特性等を踏まえた自律的な対応が求められるところであり、本原則の適用については、コンプライ・オア・エクスプレイン(原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明する)の手法によることが想定されている。

各監査法人においては、会計監査を巡る状況の変化や、会計監査に対する社会の期待を踏まえ、それぞれの発意により、実効的な組織運営の実現のための改革が強力に進められていくことを期待したい。

【監査法人が果たすべき役割】

原則1 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

考え方

資本市場の信頼性を確保し、企業の成長に向けた資金が円滑に供給されるためには、企業による適正な財務情報の開示が不可欠である。また、企業が経営戦略を策定し、持続的な成長・中長期的な企業価値の向上を目指す上でも、自らの財務情報を的確に把握し、市場の参加者等と共有することが必要である。

会計監査は、このような企業による財務情報の的確な把握と適正な開示を確保し、その適正・円滑な経済活動を支え、日本経済の持続的な成長につなげていく前提となる極めて重要なインフラである。

公認会計士法上、公認会計士とともに監査法人も、組織として、企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を担っている。資本市場の重要なインフラである会計監査の品質を持続的に向上させるため、監査法人の社員が公認会計士法に基づく業務管理体制の整備にその責務を果たすと同時に、トップがリーダーシップを発揮し、法人の構成員の士気を高め、その能力を十分に発揮させることが重要である。また、その際には、被監査会社から報酬を得て行うとの会計監査の構造に起因して、法人の構成員による職業的懐疑心の発揮が十分に行われられないということにならないよう留意すべきである。

指針

- 1-1. 監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすと同時に、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。
- 1-2. 監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すと同時に、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。
- 1-3. 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。

- 1-4. 監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。
- 1-5. 監査法人は、法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方を明らかにすべきである。

【組織体制】

原則2 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能を発揮すべきである。

考え方

監査法人制度は、5人以上の公認会計士で組織するパートナー制度を基本としているが、大規模な監査法人においては、社員の数が数百人、法人の構成員が数千人の規模となるものが存在するようになっており、監査の品質の確保の観点から、監査法人において、経営陣によるマネジメントが規模の拡大や組織運営の複雑化に的確に対応することが求められている。

このため、監査法人においては、法人の組織的な運営に関する機能を実効的に果たすことができる経営機関を設け、法人の組織的な運営を確保することが重要である。

指針

2-1. 監査法人は、実効的な経営(マネジメント)機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。

2-2. 監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。

- ・ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与
- ・ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備
- ・ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備
- ・ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもIT化が進展することを踏まえた深度ある監査を実現するためのITの有効活用の検討・整備

2-3. 監査法人は、経営機関の構成員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、経営機関として、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機関の構成員を選任すべきである。

原則3 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

考え方

監査法人において、組織的な運営を確保するため、経営機関の機能の強化に併せ、その実効性について監督・評価し、それを通じて、実効性の発揮を支援する機能を確保することが重要である。

さらに、監査法人が、組織的な運営を確保し、資本市場において公益的な役割を果たすために、監督・評価機関において、例えば、企業における組織的な運営の経験や資本市場の参加者としての視点などを有する、外部の第三者の知見を活用すべきである。

指針

3-1. 監査法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。

3-2. 監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、監督・評価機関の構成員に、独立性を有する第三者を選任し、その知見を活用すべきである。

3-3. 監査法人は、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。

- ・ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与
- ・ 経営機関の構成員の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与
- ・ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与
- ・ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与
- ・ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与

- 3-4. 監査法人は、監督・評価機関がその機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。

【業務運営】

原則4 監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

考え方

監査法人において、会計監査の品質を持続的に向上させるためには、経営機関が経営機能を発揮するとともに、経営機関の考え方を監査の現場まで浸透させる必要がある、そのための体制を整備する必要がある。

また、経営機関の考え方を、法人の構成員が受け止め、業務に反映するようにするためには、大局的かつ計画的な人材育成や人事管理・評価が極めて重要であり、これが十分に機能しなければ、監査品質の向上に向けた取組みは実効を伴わないものとなる。

さらに、経営機関から監査の現場への情報の流れだけではなく、監査の現場から経営機関等への情報の円滑な流れを確保することも重要である。

こうした取組みにより、法人の構成員の間で、より自由闊達な議論が行われ、縦割りに陥らない開放的な組織文化・風土が醸成されることが期待される。

指針

4-1. 監査法人は、経営機関が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

4-2. 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。

4-3. 監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。

- ・ 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること

- ・ 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること
 - ・ 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること
- 4-4. 監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。
- 4-5. 監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。

【透明性の確保】

原則5 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

考え方

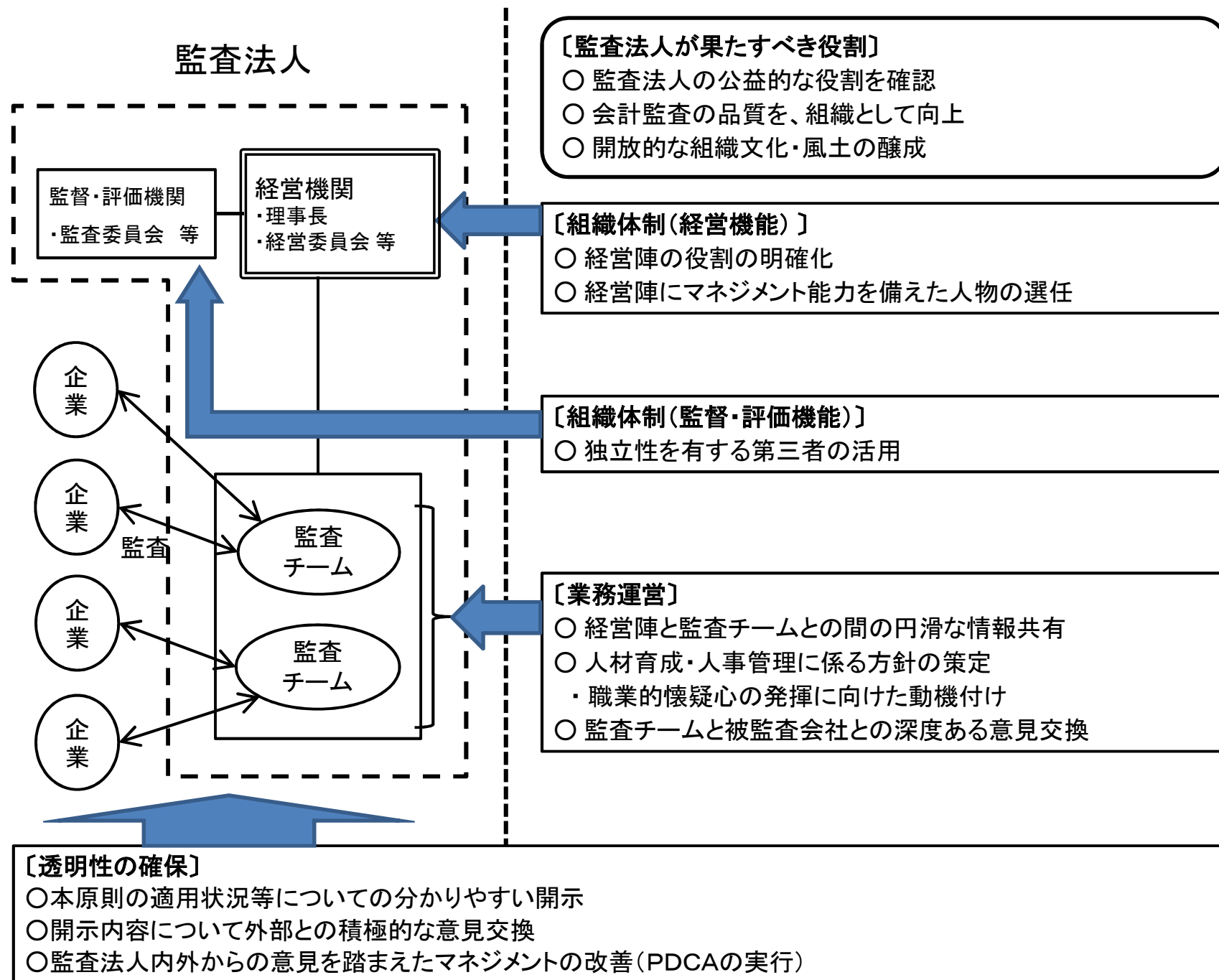
会計監査の品質を持続的に向上させていくためには、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が、監査法人における会計監査の品質の向上に向けた考え方や取組みなどを適切に評価して監査法人を選択し、それが監査法人において、監査品質の向上へのインセンティブの強化や監査報酬の向上につながるといった好循環を生むことが重要である。このため、監査法人は、資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みに関する情報開示を充実すべきであり、それは資本市場の参加者等との意見交換の有効な手段となると考えられる。

また、監査法人内においても、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性について評価を行い、資本市場の参加者等との意見交換と合わせ、その結果を更なる改善に結びつけるべきである。

指針

- 5-1. 監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書、例えば「透明性報告書」といった形で、わかりやすく説明すべきである。
- 5-2. 監査法人は、併せて以下の項目について説明すべきである。
 - ・ 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢
 - ・ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針
 - ・ 法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方
 - ・ 経営機関の構成や役割

- ・ 監督・評価機関の構成や役割。監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の選任理由、役割及び貢献
 - ・ 監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価
- 5-3. 監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。
- 5-4. 監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。
- 5-5. 監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。



平成 29 年 6 月 26 日

「監査報告書の透明化」について

1. 経緯

監査報告書において、財務諸表の適正性についての意見表明に加え、監査人が着目した会計監査上のリスクなどを記載する「監査報告書の透明化」（以下「透明化」）¹については、監査報告書の情報価値の向上を目的として、国際監査・保証基準審議会（IAASB）の定める国際監査基準に導入されたことなどを受けて、欧州やアジアの主要国等において導入が進められており、米国でも、公開会社会計監督委員会（PCAOB）が「透明化」のための監査基準を公表した。²

我が国においても、「会計監査の在り方に関する懇談会」において、株主等に対する会計監査の内容等に関する情報提供を充実させる観点から検討を進めるべきとされたことを踏まえ、平成 28 年 9 月から 5 回にわたり、日本経済団体連合会、日本監査役協会、日本証券アナリスト協会、日本公認会計士協会、金融庁による意見交換を行った。

2. 意見交換における議論の概要

「透明化」の導入について、意見交換の参加者からは、

- ・ 監査報告書において監査人が着目した会計監査上のリスク等（「監査上の主要な事項（Key Audit Matters: KAM）」³）に関する情報が示されることが、監査報告書の情報価値を高め、会計監査についての財務諸表利用者の理解を深める意義がある
- ・ また、上記のような監査報告書の情報価値の向上に加え、
 - － 監査報告書における KAM の記載が、企業と財務諸表利用者の対話の充実を促すこと
 - － 監査報告書における KAM の記載が監査計画の前提として組み込まれることが、企業と監査人のコミュニケーションの更なる充実、ひいては監査品質の向上につながること

が期待される

といった意見が出された。

¹ 監査報告書における KAM 等の記載については、監査報告書の「拡張化（extended）」「長文化」等の呼称もみられるが、「会計監査の在り方に関する懇談会」提言（2016 年 3 月）では、株主等に対する情報提供を充実させる観点を挙げ、「透明化」としている。

² 2017 年 6 月 1 日に PCAOB により公表された監査基準は、今後、証券取引委員会（SEC）の承認を経て効力を発生することになる。

³ KAM とは、監査人の職業的専門家としての判断において、当期の会計監査において最も重要な事項をいい、統治責任者にコミュニケーションした事項から選択するものとされている。

同時に、参加者からは、

- ・ 財務諸表利用者にとって有用な情報とするためには、KAM として記載すべき項目をどのように選択し、どのような記載内容とすべきか。また、それらの情報はそもそも財務諸表利用者にとってどこまで有用な情報となり得るのか
- ・ KAM を含む監査報告書が円滑に作成、開示されるためには、監査人と企業のそれぞれ、また、両者の間で、どのような手続が必要となるか。KAM に記載された事項について株主総会等で質問を受けた場合の説明責任をどのように果たすのか
- ・ 監査報告書における KAM の開示と企業による開示との関係をどのように整理すべきか、仮に監査人と企業との間で調整が必要となる場合、どのような手続などが必要となるか⁴
- ・ 上記のような手続を踏むことについて、どの程度の追加的な時間を要するのか

といった実務上の課題が提示された。また、「透明化」が各関係者にどのようなメリットをもたらしていくかについても考えていく必要があるとの意見が出された。

「透明化」が期待される意義・効果を十分に発揮するためには、より幅広い関係者の間で、上記のような課題について、今後、更に具体的な検討を行っていく必要があると考えられる。

3. 意見交換を踏まえた今後の検討の方向

「透明化」の導入が国際的に進められる中で、我が国においても会計監査の透明性向上は重要な課題であり、今後、企業会計審議会において、上記の実務上の課題についての検討を含め、「透明化」について具体的な検討を進めていくことが期待される。

その際、実務上の課題を抽出するため、日本公認会計士協会が大手監査法人や監査先企業、その監査役等と必要な連携をして、直近の終了した会計監査を対象に、KAM を試行的に作成する取組みを行い、検討に当たっての参考とすることが有益であると考えられる。

以上

⁴ KAM の記載に当たっては、企業が既に開示している情報を参照することが想定されている。参照すべき情報が企業によって開示されていない場合であっても、監査人が KAM として記載することは否定されていないが、監査人はまずは企業に必要な開示を促すことが適切であるとされている。

外国監査法人等に対する検査監督の考え方**I 検査監督の基本的考え方について**

金融庁及び公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、①外国監査法人等^(注1)の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり^(注2)、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局（以下「当該国当局」という。）が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないものとする。当該情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等を要件とする。

金融庁・審査会は、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、報告徴収及び検査を実施する。また、これら相互依拠の条件がすべて満たされている場合でも、当該国当局より継続的に情報を入手できない、又は特定の行政処分の判断に係る情報といった必要な情報の提供が確保されない等、上記取極め等が十分に履行されない場合には、当該情報に限り外国監査法人等から直接情報の徴収を行うものとする。

（注1）公認会計士法（以下「法」という。）第34条の35第1項の規定による届出をした者

（注2）同等性については、プリンシプルベースの評価基準を策定・公表した上で、各国の監査制度や監査人監督体制等を総合的に勘案して評価を行う。

II 検査監督の実施について

金融庁・審査会は、以下を基本として、報告徴収及び検査監督を実施するものとする。なお、実施に際しては、法制度等国毎の事情を勘案しつつ、適切に対応する。

1. 報告徴収

審査会は、外国監査法人等から、届出書等^(注3)として提出された情報に加え、原則として、3年に1度、当該国当局に通知した上で、以下の情報の提出を報告徴収により求める。

- ① 全ての外国監査法人等：監査法人等の状況、業務等の状況及び行政機関等^(注4)による検査・レビュー結果の情報
- ② 我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等：①の情報に加え、

監査等に関する事項の概要及び品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する情報

合理的な理由なく報告徴収に応じない場合には、原則として、当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することとする。ただし、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

なお、審査会は、必要かつ適当と認められる場合には、外国監査法人等から、上記情報の任意の提出を求めることとする。

(注3) 法第34条の36第1項及び第2項に規定する届出書（同法第34条の37第1項の規定による変更届出書を含む）及び添付書類

(注4) 外国監査法人等に関する内閣府令第5条第1項に規定する行政機関等

2. 検査対象先の選定等

審査会は、1.において徴収した情報及びその他の情報の分析を行い、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか、外国監査法人等における業務管理体制が有効に機能しているか等について、検査により確認することが必要と認められる場合には、当該外国監査法人等を検査対象先として選定する。

なお、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合、例えば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合には、1.の手続きを経ずに、外国監査法人等に対する検査を実施することができる。この場合、当該外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。

3. 検査の実施

審査会は、外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。同時に、当該国当局との間で、審査会が行う検査と当該国当局が行う検査を同時に実施するよう、調整を図る。

審査会は、検査における検証対象に関して、個別監査業務については、我が国の金融商品取引法の規定により提出される財務書類^(注5)に係るものに限定する。業務管理体制についても、検査の効率化と外国監査法人等の負担軽減に努める。

(注5) 公認会計士法施行令第30条に規定する有価証券の発行者が、金融商品取引法の規定により提出する財務書類(法第34条の35第1項)

4. 検査結果の通知、フォローアップ

審査会は、日本語を原本として検査結果を通知し、英語による翻訳文を参考として添付する。

さらに、金融庁は、検査結果の指摘事項に関する改善計画の報告徴収を行うことを基本とする。ただし、検査協力等の場合で、当該国当局が当該外国監査法人等に対して報告徴収を行うことが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、報告徴収を当該国当局に要請することも可能とする。

また、これに基づき改善の進捗状況の確認及び必要かつ適切な場合における指示（以下「フォローアップ」という。）を行うことを基本とする。当該国当局による当該外国監査法人等に対するフォローアップが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、当該国当局によるフォローアップを要請することとする。

なお、次回検査を行った場合には、当該検査において審査会が改善状況を検証する。

5. 行政処分

審査会の勧告等に基づき、外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の運営が著しく不当と認められる場合には、金融庁は、原則当該国当局に通知した上で、業務改善指示を発出することを基本とする。また、合理的な理由なく改善計画の報告徴収に応じない場合又は改善計画が実施されていないことが検査等で判明した場合には、原則当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することを基本とする。

以上の場合において、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

外国監査法人等が、上記指示に従わないときは、金融庁は、その旨及びその指示の内容を公表することができる。その後、金融庁が指示に係る事項について是正が図られた旨の公表を行うまでの間、当該外国監査法人等が行う監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合であっても、当該証明は金融商品取引法上有効とはみなされない。

(以上)

諸外国の監査制度及び監査監督体制に関する同等性評価のガイダンス

I. 前文

金融庁及び公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、(1)外国監査法人等¹の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、(2)情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、(3)相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないとしている。

金融庁及び審査会は、パブリックコメントの実施を経て、平成 21 年 9 月 14 日、上記の考え方を「外国監査法人等に対する検査・監督の考え方²」として公表した。この中で、金融庁は、同等性評価を行うに際して、その基準を策定・公表した上で、各国の監査制度や監査人監督体制等を総合的に勘案して行うとしていたところであるが、今般、監査制度及び監査監督体制の日本との同等性の評価に関する原則及びその評価の基準をとりまとめたので、これを公表するものである。

II. 同等性評価に際しての原則

諸外国の監査制度及び監査監督体制の同等性については、監督協力の実効性を確保する観点から、以下の 5 つの原則に基づき判断するものとする。なお、各国の同等性の判断に当たっては、制度の外観で判断するのではなく、制度全体の有効性について勘案し評価を行うこととする。

- ・ 監査プロフェッションから独立した、公的な監査人監督制度を有していること
- ・ 監督当局は監査の質を確保するための有効な検査・レビュー制度を行っていること
- ・ 監督当局は問題を特定した場合に改善処置を定め、又は処分を執行する権限を有していること
- ・ 監査人に対する適切な資格制度及び適切な監査基準を有していること
- ・ 監督当局はそれぞれの法的管轄域における活動に関して相互に依拠をすることが許されており、それを行う意思があること

¹ 公認会計士法第34条の35第1項の規定による届出をした者

² <http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20090914-2.html>

これらの原則は、金融庁が自ら報告徴収や検査を行う代わりに、外国監督当局との相互依拠に向けた協力体制を構築できるかの観点から検証されるものであって、評価は国毎の監査の質の保証を意図するものではない。

III. 同等性評価の基準

金融庁は同等性評価に際しての原則の適合性を評価する際に参照する事項を明確化すべく、以下の基準を設ける。

1. 監督構造

原則：監査プロフェッションから独立した、公的な監査人監督制度を有していること。

この原則は以下の基準により評価される。

- ・ 法的管轄域内において、例えば (1) 登録制度、(2) 基準の設定、(3) 監査の質に関する検査やレビュー、(4) 調査、改善及び処分措置といった、監査監督の制度があるか。
- ・ 公益のために活動している監査監督当局はあるか。
- ・ 監督当局は、適切な人員構成を有し、適切な責任と権限の綱領を持つか。
- ・ 監督当局は、運営において監査プロフェッションから独立しているか。その意思決定機関の過半数は (適切な冷却期間を伴った) 監査業務に従事していない者でなければならない。
- ・ 監督当局は適切な財源を持っているか。財源は、監査プロフェッションによる不適切な影響を受けてはならない。
- ・ 監督当局は登録の義務又はその他の手段を通じ、その法的管轄域で監査業務を提供している監査人又は監査法人等を適切に把握しているか。
- ・ 監督当局は、日本の証券市場で上場又は取引する企業の財務諸表を監査する、自己の法的管轄域の監査法人等を監督しているか。
- ・ 監督当局は、機密情報の保護のための適切な規定を持つか。
- ・ 監督当局は自己の活動要領及び成果を適切に公表することにより透明性及び説明責任を確保しているか。

2. 検査

原則：監督当局は監査の質を確保するための有効な検査・レビュー制度を行っていること。

この原則は以下の基準により評価される。

- ・ 監督当局は、適用される専門職業基準、独立性要件及びその他法律、規則、規制の遵守を評価するために、品質管理の方針及び監査手続についての検査の仕組みを有するか。
- ・ 検査手続が、監査プロフェッションによる品質管理レビューと連携して行われている場合は、監督当局は、レビューの範囲及び監査調書やレビューに必要なその他の情報への閲覧等、並びにレビューの結果に対するフォローアップといった、主要事項を管理しているか。
- ・ 監督当局は検査を繰り返し実施しているか。
- ・ 検査は法人全体のレビュー及び調書のレビューのいずれについても効果的な手続が含まれることを確保しなければならない。
- ・ 監督当局は、監査プロフェッションから独立し適切な能力を備えた十分な検査官を有するか。
- ・ 検査で発見された事項を監査法人等に通知し、監査法人等が指摘された事項を改めることを確保する仕組みがあるか。

3. 調査、改善命令及び懲戒処分

原則：監督当局は問題を特定した場合に改善処置を定め、又は処分を執行する権限を有していること。

この原則は以下の基準により評価される。

- ・ 監督当局は、法令違反又は運営若しくは監査手続に重大な欠陥が見受けられる場合において、監査人又は監査法人に対する懲戒処分のための調査手続を実施する権限を有するか。
- ・ 監督当局は、監査法人等に対し業務改善命令を発出することができるか。
- ・ 監督当局は、業務停止命令、会計士資格又は登録の取消しといった、一連の処分を行う権限を有するか。

4. 監査人の資格及び監査基準

原則：監査人に対する適切な資格制度及び適切な監査基準を有していること。

この原則は以下の基準により評価される。

- ・ 監査人の資格を取得するために、適切な資質と職業的能力を要求されるか。
- ・ 適切な監査基準、品質管理基準、倫理規則、独立性要件はあるか。

5. 国際的な監査監督

原則：監督当局はそれぞれの法的管轄域における活動に関して相互に依拠することが許されており、それを行う意思があること。

この原則は以下の基準により評価される。

- ・ 外国監査法人等の監督に関して、監督当局は外国監査法人等に対する報告徴収又は検査を行う代わりに、外国監査法人等の所属する国の当局が行う監督行為に依拠することが許されているか。
- ・ 監督当局は、双方の法的管轄域の監査法人等について、日本の監督当局と連携し、情報共有することが可能か。

IV. 評価の手続き及び公表

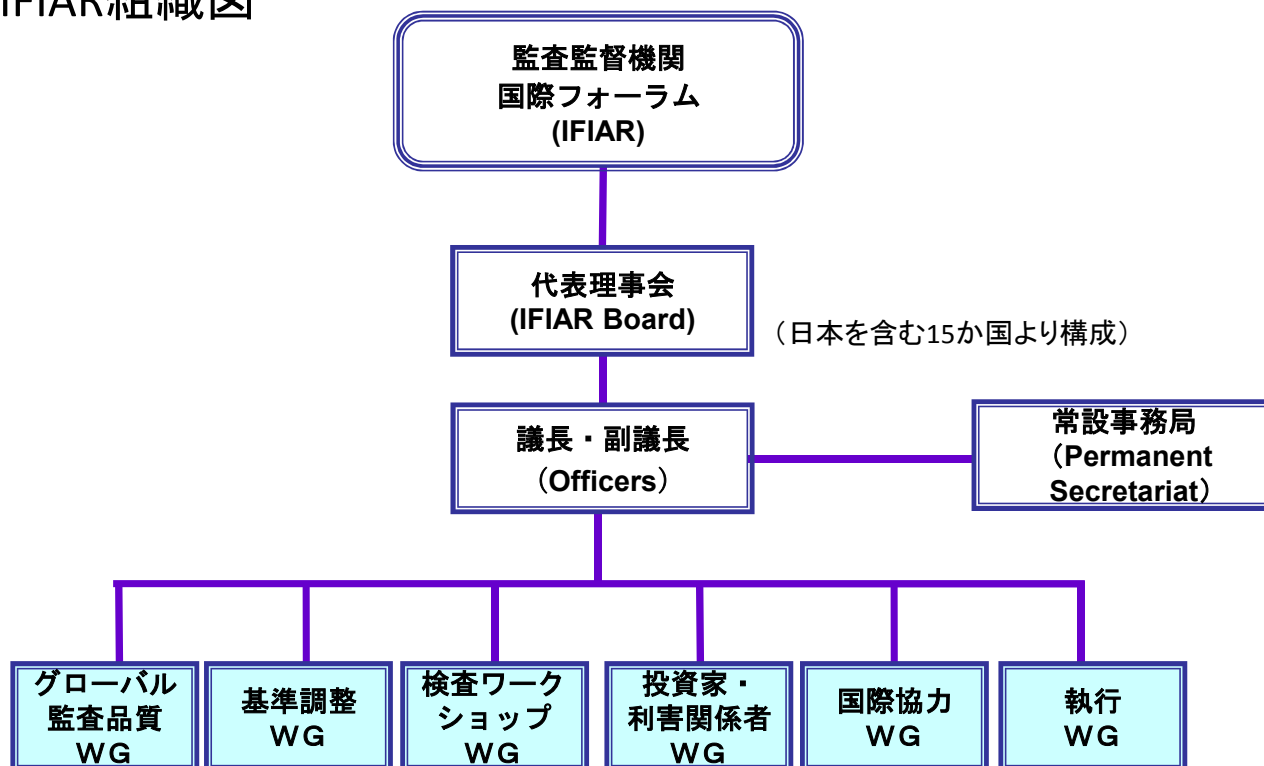
同等性評価の手続きに当たっては、金融庁は外国監査法人等の母国当局に上記基準に関連する質問票を送付する。また、評価の際は外国当局のウェブサイトや IFIAR³のメンバーズアップデート等利用可能な情報も活用する。評価は順次行い、同等性が認められた国については、ウェブサイトでその旨を公表する。

(以上)

³International Forum of Independent Audit Regulators (監査監督機関国際フォーラム)

IFIAR組織構成及び加盟国

○ IFIAR組織図



※ 常設事務局の事務局長には、カール・レナー(Carl Renner)氏(NZ出身。前英国FRC財務報告ラボ・プロジェクトディレクター)が就任している。

○ IFIAR加盟国(52か国・地域)

(平成29年6月末現在)



※下線を引いてある22か国・地域は多国間情報交換枠組み(IFIAR MMOU)の署名国。

日本IFIARネットワーク Japan Network for IFIAR

背景

- 監査監督機関国際フォーラム (IFIAR イフィアール) は、我が国に事務局をおく初の金融関係国際機関となる。
 - 我が国の国際的地位や東京の金融センターとしての地位の向上のため我が国産官学をあげた支援が必要。
 - 誘致過程で支援表明したステークホルダーより、IFIARとの関係強化に強い期待。
- ⇒ 世界の主要な金融資本市場である我が国で活動するステークホルダーによるネットワークを築き、IFIARとの関係を強化し、IFIAR事務局の活動支援と我が国における監査品質に関する意識向上を図り、IFIARが目指すグローバルな監査品質の向上に貢献する。

ネットワークの会員・活動内容

- 会員 別紙の各団体
- 活動内容
 - ① IFIAR事務局の国内におけるネットワーキングへの寄与
 - ② 我が国における監査に関する議論をIFIAR事務局へインプット
 - ③ IFIAR要人や金融庁担当者によるセミナーや寄稿等を通じIFIARにおける取組みを紹介

日本 IFIAR ネットワーク 会員

【会計監査税務】

- 日本監査研究学会
- 日本監査役協会
- 日本公認会計士協会
日本税理士会連合会
- 日本内部監査協会

【経済界】

- 経済同友会
- 日本経済団体連合会

【金融資本市場】

- 金融先物取引業協会
- 国際銀行協会（I B A）
- 信託協会
- 生命保険協会
- 全国銀行協会
- 第二種金融商品取引業協会
- 投資信託協会
- 日本証券アナリスト協会
- 日本証券業協会
- 日本損害保険協会
- 日本投資顧問業協会
- 日本取引所グループ
- 日本 I R 協議会

【その他】

- 日本弁護士連合会

【オブザーバー】

- 東京都

計 22 団体

（注 1）各分類内で 50 音順

（注 2）○印は、ネットワークの行事を企画する企画委員会に所属する会員。計 9 会員。

平成28年8月31日
金融庁

「金融商品取引業等の自己資本規制比率に関する内閣府令・告示等の一部改正（案）」に対する意見募集の結果等について

1. パブリックコメントの結果

金融庁では、「金融商品取引業等の自己資本規制比率に関する内閣府令・告示等の一部改正（案）」につきまして、平成28年8月1日（月）から平成28年8月5日（金）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、2の個人及び団体より延べ2件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方は（別紙1）を御覧ください。

2. 改正の概要

中央清算されない店頭デリバティブ取引に係る証拠金規制の施行・適用に際し、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）の自己資本規制比率の算出にあたり、本規制に基づく当初証拠金について、①受け入れた場合に、自己資本額の控除対象から除外し、②差し入れた場合に、リスク相当額の計算対象から除外する等の措置を講じることとしました。具体的な内容については、（別紙2）～（別紙5）をご参照ください。

3. 公布・施行日

本件の内閣府令及び告示は、本日付で公布され、平成28年9月1日から施行・適用されます。

（参考）

また、自己資本比率規制の適用対象となる銀行等については、「自己資本比率規制に関するQ&A」に項目を追加していますので、[こちら](#)をご参照ください。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

監督局証券課（内線 3255、3358）

総務企画局市場課（内線 3943）

（別紙1）コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

（別紙2）金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成二十八年内閣府令第二十五号）新旧対照表

（別紙3）金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）新旧対照表

(別紙4) 金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件(平成十九年金融庁告示第五十九号)新旧対照表

(別紙5) 特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件(平成二十二年金融庁告示第百二十八号)新旧対照表

平成29年5月17日
金融庁

「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」及び「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案の公表について

金融庁では、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」及び「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案を以下のとおり取りまとめましたので公表します。

1 主な改正内容

政府では、コーポレートガバナンスの強化に関する施策の一環として、経営陣に中長期の企業価値創造を引き出すためのインセンティブを付与することができるよう株式による報酬、業績に連動した報酬等の柔軟な活用を可能とするための仕組みの整備等を図る取組みを進めているところです。

本件は、このような取組みの一環として、①特定譲渡制限付株式、②パフォーマンスシェア③株式報酬（所定の時期に確定した数の株式を報酬として付与するもの）等による株式の割り当てを行う場合に、役員等に対する報酬の支給の一種であることに鑑み、ストックオプションの付与と同様に、（1）売買報告書の提出制度及び短期売買利益の返還請求制度の適用除外とする改正、（2）有価証券届出書における「第三者割当の場合の特記事項」の記載を不要とする改正を行うものです。

具体的な改正内容については、別紙1、2をご参照ください。

2 施行期日（予定）

改正後の規定は、本年6月下旬以降に公布・施行する予定です。

これらの案について御意見がありましたら、平成29年6月16日（金）12時00分（必着）までに、住所（法人・団体等の場合は主たる事業所の所在地）、氏名（法人・団体等の場合は法人・団体名及び意見提出者の氏名）、連絡先電話番号及び電子メールアドレスを記載の上、郵便又はファックスにより下記送付先にお寄せください。電話による御意見は御遠慮願います。

インターネットによる御意見は、下記 e-Gov ウェブサイトにお寄せください。

御意見をお寄せいただいた方の氏名（法人・団体等の場合にあっては法人・団体名を含む）については、開示の請求等があった場合には、御意見の内容とともに開示させていただきますので、御承知おきください。開示の際に匿名を希望される場合は、御意見の冒頭にその旨を明確に御記載ください。なお、開示に当たっては、御意見の内容に、（1）個人に関する情報であって特定の個人が識別され得る記述がある場合、又は（2）法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれのある記述がある場合、には当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

御意見に付記された電話番号等の個人情報、御意見の内容に不明な点があった際に連絡・確認をさせていただく場合や御意見がどのような立場からのものかを確認さ

せていただく場合に利用します。

なお、御意見に対しての個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

[インターネットによる御意見はここをクリックしてください。\(e-Govヘリンク\)](#) 

御意見の送付先

郵便：〒100-8967

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

- ・(別紙1) 金融庁総務企画局市場課
- ・(別紙2) 金融庁総務企画局企業開示課

ファックス：


- ・(別紙1) 03-3506-6251
- ・(別紙2) 03-3506-6266


URL：<http://www.fsa.go.jp/>

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000 (代表)

- ・(別紙1) 総務企画局市場課 (内線 3609、2644)
- ・(別紙2) 総務企画局企業開示課 (内線 3665、3802)

(別紙1)  [有価証券の取引等の規制に関する内閣府令\(平成19年内閣府令第59号\)新旧対照表 \(PDF: ●KB\)](#)

(別紙2)  [企業内容等の開示に関する内閣府令\(昭和48年大蔵省令第5号\)新旧対照表 \(PDF: ●KB\)](#)

金融グループを巡る環境変化、ITの急速な進展等を踏まえた制度面での手当てを行う

金融グループにおける 経営管理の充実

- 金融グループの経営管理のあるべき「形態」はグループごとに区々であることを前提としつつ、グループとしての経営管理を十分に実効的なものとするため、持株会社等が果たすべき「機能」を明確化

- ▶ グループの経営方針の策定及びその適正な実施の確保
- ▶ グループ内の会社相互の利益相反の調整
- ▶ グループの法令遵守体制の整備

等

共通・重複業務の集約等を通じた金融仲介機能の強化

- 各金融グループの効率的な業務運営と金融仲介機能の強化を図るため、グループ内の共通・重複業務の集約等を容易化

持株会社による共通・重複業務の執行

- ▶ システム管理業務や資産運用業務などのグループ内の共通・重複業務について、持株会社による実施を可能とする

子会社への業務集約の容易化

- ▶ 共通・重複業務をグループ内子会社に集約する際の、各子銀行の委託先管理義務を持株会社に一元化することを可能とする

グループ内の資金融通の容易化

- ▶ グループ内の銀行間取引について、経営の健全性を損なうおそれがない等の要件を満たす場合は、アームズ・レングス・ルールの適用を柔軟化する

ITの進展に伴う 技術革新への対応

- ITの進展を戦略的に取り込み、金融グループ全体での柔軟な業務展開を可能とする

- ▶ 金融関連IT企業等への出資の容易化
- ▶ 決済関連事務等の受託の容易化

- ITの進展に対応した、決済関連サービスの提供の容易化と利用者保護の確保

- ▶ ICチップを利用したプリペイドカードにおける表示義務の履行方法の合理化
- ▶ プリペイドカード発行者の苦情処理体制の整備

- 電子記録債権の利便性向上

- ▶ 異なる記録機関間でも電子記録債権の移動が可能となるよう制度面の手当て

仮想通貨への対応

- 仮想通貨について、G7サミットにおける国際的な要請等も踏まえ、マネロン・テロ資金対策及び利用者保護のためのルールを整備する

登録制の導入

- ▶ 仮想通貨と法定通貨の交換業者について、登録制を導入

マネロン・テロ資金供与対策規制

- ▶ 口座開設時における本人確認の義務付け 等

利用者保護のためのルールの整備

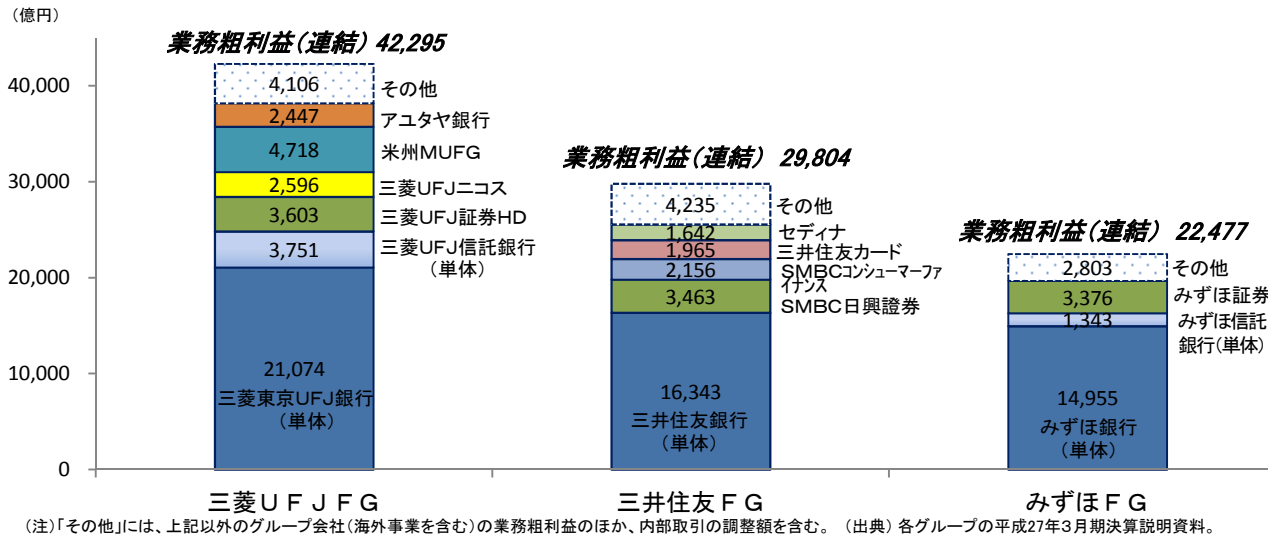
- ▶ 利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理等のルール整備

等

銀行法等政府令の改正（金融グループの経営管理の充実）

メガバンクグループ

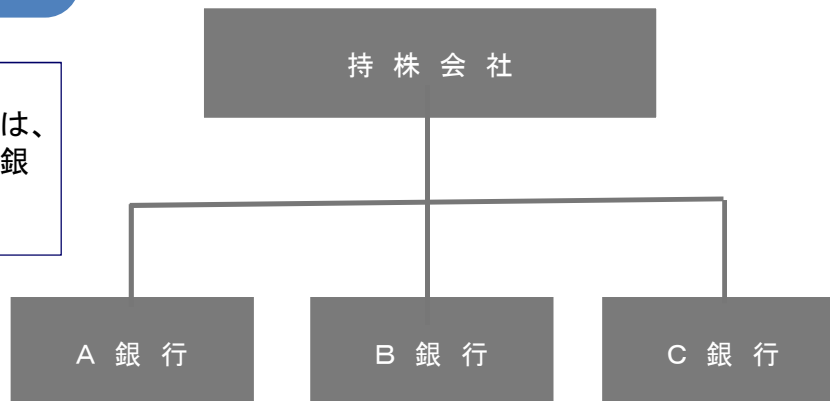
金融グループの業務のうち、例えば、国内銀行本体による業務からの収益の比重は、低下の傾向



→ 持株会社を中心とした金融グループ全体の健全性等を、母国当局が責任を持って監督していくべきとの流れ。

地域銀行グループ

地域金融機関の経営統合では、持株会社の傘下に複数の銀行が存在する場合が増加



法改正の概要

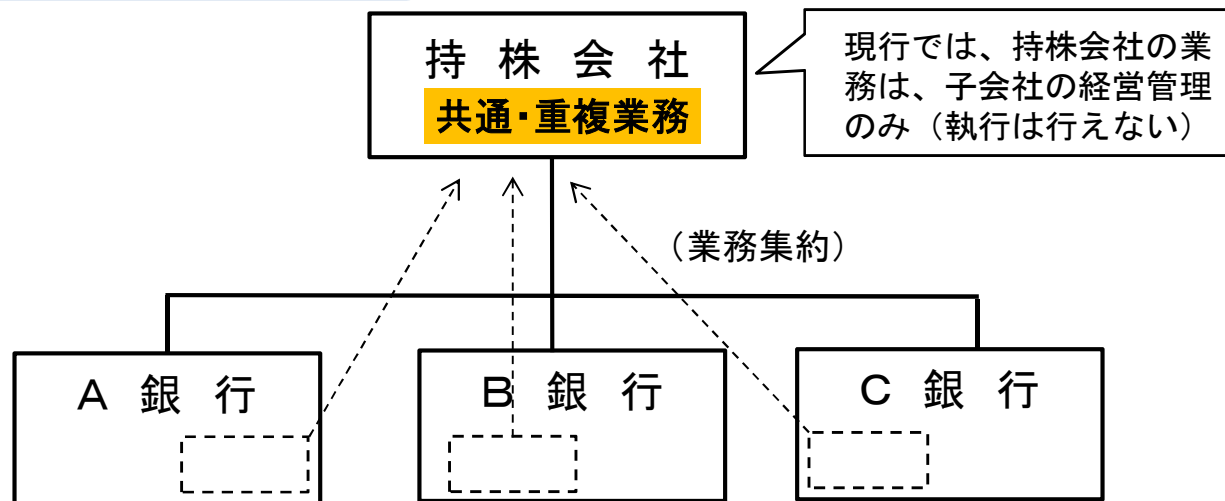
- 金融グループの経営管理のあるべき「形態」はグループごとに区々であることを前提として、グループとしての経営管理を十分に実効的なものとするため、銀行持株会社(銀行持株会社が存在しない場合はグループ頂点の銀行)が果たすべき「機能」を明確化
 - ① グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として内閣府令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保
 - ② グループ内の会社相互の利益相反の調整
 - ③ グループのコンプライアンス体制の整備
 - ④ その他グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして内閣府令で定めるもの

政府令の概要

- 「その他これに準ずる方針」として以下を規定
 - ・ 銀行グループの収支、資本の分配、自己資本の充実、その他のリスク管理に係る方針
 - ・ 災害等発生時における、銀行グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針
- 「内閣府令で定めるもの」として以下を規定
 - ・ 銀行グループの再建計画(G-SIB等)

銀行法等政府令の改正(金融グループ内の共通・重複業務の集約等)

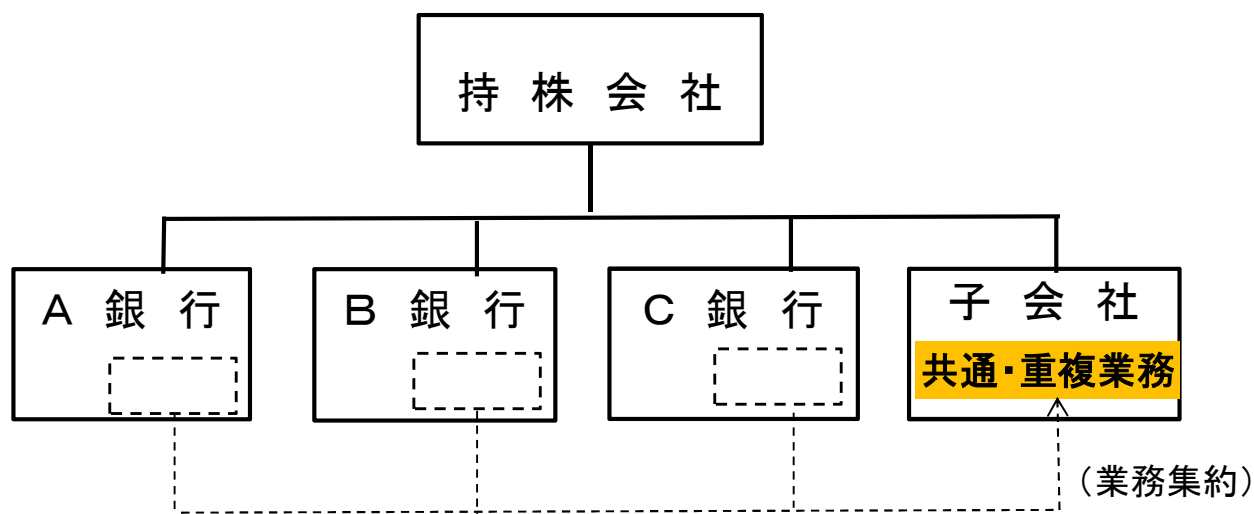
持株会社への集約



法改正の概要

- システム管理業務や資産運用業務などのグループ内の共通・重複業務について、持株会社による実施を可能とする
- 共通・重複業務をグループ内子会社に集約する際の、各子銀行の委託先管理義務を持株会社に一元化することを可能とする

子会社への集約

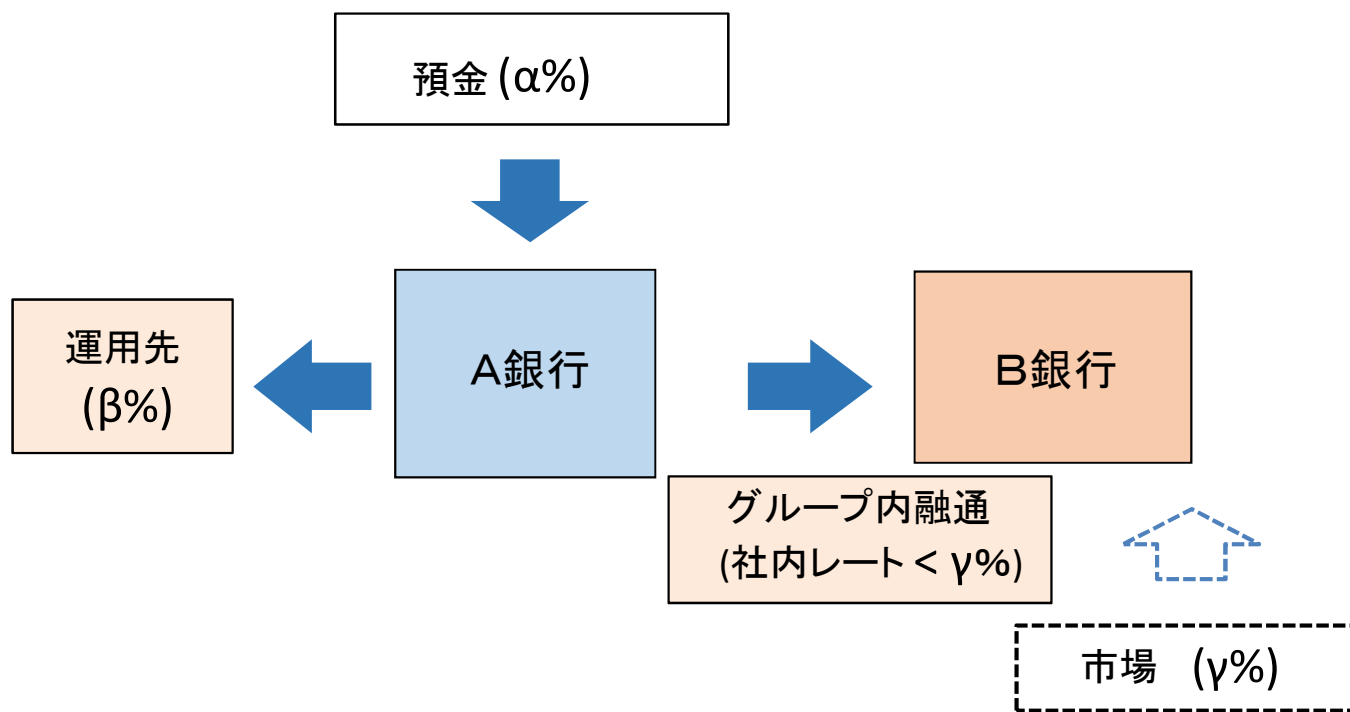


政府令の概要

- 「システム管理義務」や「資金運用業務」のほか、共通・重複業務の集約が可能な業務として以下を規定
 - ・ コールセンター業務
 - ・ バックオフィス業務
 - ・ 商品開発業務
 - ・ 福利厚生に関する事務
 - ・ 融資審査業務
- 等

銀行法等政府令の改正(グループ内の資金融通の容易化)

同一持株会社グループ内に、A銀行とB銀行が存在している場合、アームズ・レンジス・ルール※に基づく利率とは異なる社内レートで、A銀行の余資をB銀行に融通することを許容してほしいとの声。



※ 銀行がグループ内で取引を行う場合、グループ外の「同一の信用力を持つ者」との間で取引を行う場合の条件より有利な条件での取引を行うことを禁止するもの

法改正の概要

- 同一持株会社グループ内の銀行間取引について、銀行の経営の健全性を損なうおそれがない等の要件を満たすとして当局の承認を受けた場合には、アームズ・レンジス・ルールに基づく利率とは異なる社内レートの使用を容認

政府令の概要

- 「経営の健全性を損なうおそれがないことその他の内閣府令で定める要件」の内容として、以下の要件を規定
 - ① アームズ・レンジス・ルールによらない取引又は行為の条件を明確に定めていること
 - ② アームズ・レンジス・ルールによらない取引又は行為を行うことにより、当該銀行の経営の健全性を損なうおそれがないこと

銀行法等政府令の改正(金融関連IT企業等への出資の柔軟化)

IT分野のイノベーションを取り込む動き

米銀トップの問題意識

欧米銀行では、最近の環境変化が危機感を持って捉えられ、変化に対して戦略的に応じる動きが広がっている



われわれは、
グーグルやフェイスブック、
その他の企業と
競争することになるだろう
2014年5月6日
Euromoney(サウジアラビア)での発言

ジェイミー・ダイモン・JPモルガン・チェースCEO

所) 決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ第2回 野村参考人説明資料

Google
売上高 598億ドル
ユーザー数 5.4億人



売上高 1,709億ドル
ユーザー数 8億人

facebook

売上高 79億ドル
ユーザー数 12.3億人

オープン・イノベーション(外部連携による革新)の動き

欧米銀行では、ITイノベーションを取り込むことを目的とした、IT・ネット企業等との戦略的な連携・協働が活発化



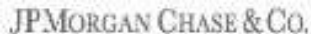
・FSV Payment Systems: プリペイド・カード・プラットフォーム開発・サービス提供者。



・Level Money: 複数口座の収支管理や資金計画策定をサポートするスマートフォン用アプリケーション開発・提供者。



・Simple: PCやスマートフォン等専用の銀行サービスを提供する業者。



・Bloomspot: 小売業者向けのポイントプログラム提供・管理システム開発業者。



・PayQuik: 金融機関等向けの送金プラットフォーム開発業者。

・Ecount: 小売業者向けのプリペイド・カード・プラットフォーム開発業者。



・OnVista: 金融情報ポータルサイトの提供者。



・Fianet SA: インターネット決済に係るセキュリティシステムの開発・提供会社。



・Zed Group: デジタル・マーケティングシステム、モバイル・インターネット決済システム等の開発・提供会社。

・iZettle: 専用アプリと端末を利用したスマートフォンによるカード決済会社。



・RS2 Software: 銀行、カード会社、小売業者向けのカード決済用ソフトウェア開発業者。

・Analog Analytics: インターネット業者や広告代理店向けのクーポン等の発行・管理システム開発業者。



・FLASHIZ: スマートフォンによる決済アプリ開発及びサービス提供会社。

(出所) 決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ第10回 翁委員説明資料

法改正の概要

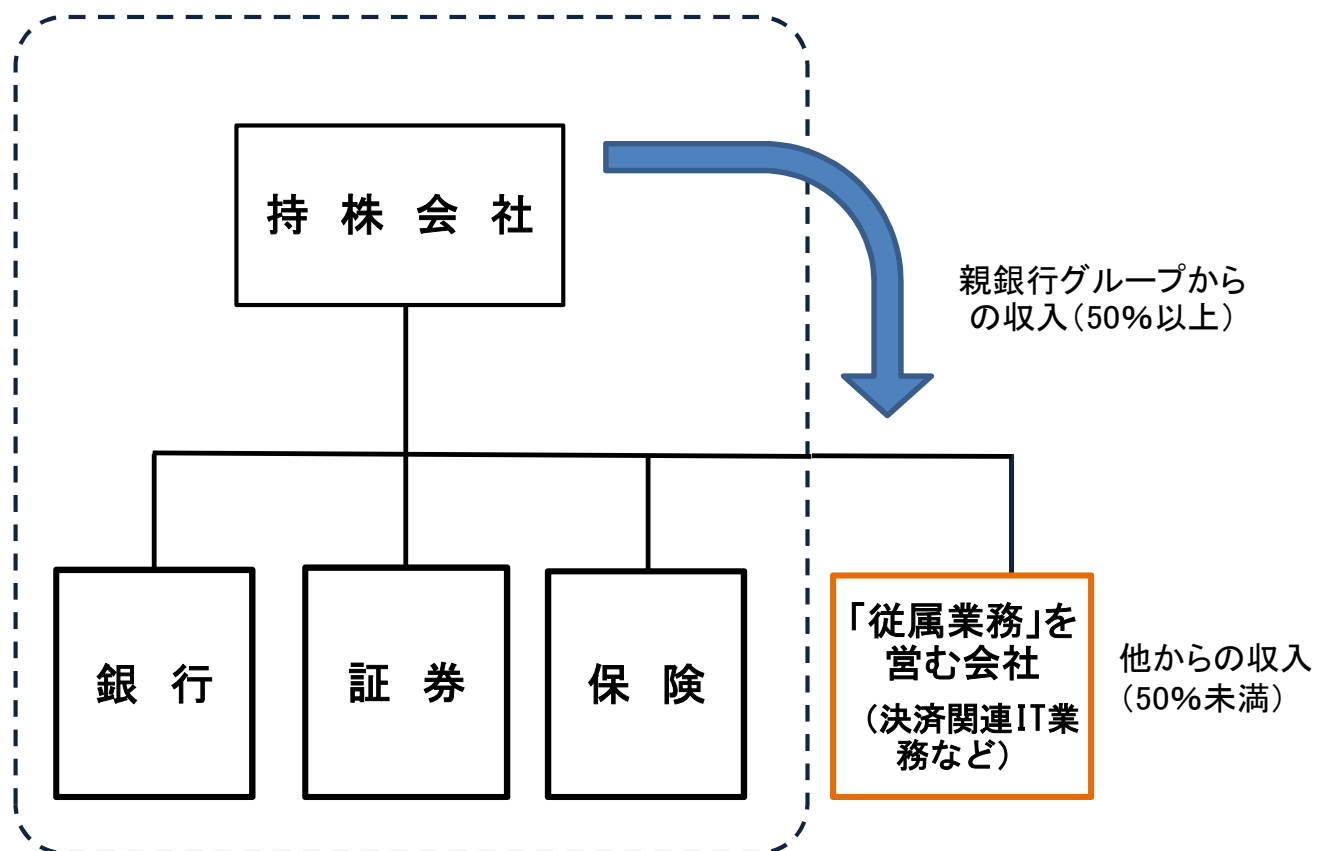
- 銀行業の高度化・利用者利便の向上に資すると見込まれる業務を営む会社に対して、当局の認可を得て出資することを可能に

政府令の概要

- 金融関連IT企業等への出資に際しての認可審査事項に関して、多様な企業への出資について柔軟な審査を可能とする等の観点から、以下を規定

- ① 出資元の銀行の財務の健全性
 - ・ 業務・財務・損益の状況が良好か
 - ・ 出資に足る資本があるかどうか
 - ・ 出資額がすべて毀損した場合にも財産の状況が良好であると見込まれるか
 - ・ 出資後の連結収支が良好に推移すると見込まれるか
- ② 出資先の業務内容と銀行業務との関係
 - ・ 出資先が業務を的確かつ公正に遂行できるか
 - ・ 銀行業の高度化・利便の向上に資すると見込まれるか
 - ・ 銀行の業務の健全・適切な運営に支障をきたす著しいおそれがないか
 - ・ 優越的地位の濫用、利益相反の著しいおそれがないか

銀行法等告示の改正(決済関連事務等の受託の容易化)



「従属業務」を営む会社は、「主として」銀行の営む業務のためにその業務を営むこととされ、親銀行グループからの収入が50%以上であること等が必要(いわゆる「収入依存度規制」)。

法改正の概要

- システム管理などの業務の受託を容易にするため、従属業務を営む会社に求められる親銀行グループへの収入依存度(50%以上)を緩和

告示の概要

- 既存の従属業務のうち、以下の業務を収入依存度緩和の対象とする
 - ・ ATM保守点検業務
 - ・ 他の事業者の事務に係る計算を行う業務
 - ・ システム・プログラムの設計・保守等業務
- 加えて、以下の業務について、上記業務と併せて営まれる場合に、緩和の対象とする
 - ・ 文書作成業務
 - ・ 現金等輸送・集配業務
 - ・ 事務取次業務
- 上記各業務に係る緩和後の収入依存度の数値については「100分の40」とする

キャッシュアウト

- キャッシュアウトサービスを「現金の払出し」に係る外部委託としてその実施が可能と整理。
- その実施に必要な体制整備のための規定を設けているが、ATMサービス等の外部委託と同様、適切な業務がなされるよう、情報漏えいの防止や誤認防止等を求めている。

不祥事件届出基準の見直し

- 現金等の紛失時の不祥事件届出について、一律の金額基準(100万円以上)による届出を廃止。
- 各銀行が特性・規模等を勘案し、業務管理上重要であるものについて届出対象とする。

仮想通貨に係る法制度の整備

1. MT GOXの事案について

- 平成26年、ビットコインの交換所であるMT GOX社が破産手続開始（破産手続開始時、約48億円の債務超過）
- 同社代表者は、平成27年、業務上横領（ビットコイン売買のため顧客が預けた資金の着服等）等の容疑で逮捕

2. 国際的な議論の状況

- FATF（金融活動作業部会）ガイダンス（H27年6月）
「各国は、仮想通貨と法定通貨を交換する交換所に対し、登録・免許制を課すとともに、顧客の本人確認義務等のマネロン・テロ資金供与規制を課すべきである。」

3. 日本における法制度の整備状況

法制度の概要

- 仮想通貨と法定通貨の交換業者について、登録制を導入
- 利用者の信頼確保のため、利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理等のルールを整備
 - 利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理
 - 最低資本金・純資産に係るルール
 - 当局による報告徴求・検査・業務改善命令、自主規制等
 - 利用者に対する情報提供
 - 分別管理及び財務諸表についての外部監査
 - システムの安全管理
- マネロン・テロ資金供与対策として、口座開設時における本人確認等を義務付け
 - 口座開設時における本人確認
 - 疑わしい取引に係る当局への届出
 - 本人確認記録、取引記録の作成・保存
 - 社内体制の整備

消費税の課税関係に関する整理

- これまで、「仮想通貨」は、消費税法上、非課税対象取引と規定されていなかった（消費課税の対象）。
- 消費税法施行令において、資金決済に関する法律に規定する仮想通貨の譲渡について、消費税を非課税とする改正を実施（平成29年7月1日施行）

金融機能の安定を確保するための 金融機能強化法等の改正法の概要

平成28年11月25日 成立
12月2日 公布
施行

金融機能強化法

(金融機関等に対する
国の資本参加)

地域経済活性化等の観点から、
金融仲介機能の向上のため、金融
機関等に国が資本参加

株式保有制限法

(銀行等保有株式取得機構
(取得機構)による株式等の買取り)

政策保有株式の削減に伴う株式
等の処分の円滑化のため、取得機構
(銀行等の拠出で設立)が株式等
を買取り

保険業法

(生命保険契約者保護機構
に対する政府補助)

破綻時の資金援助に伴う業界負担により、
生命保険会社の財務が著しく悪化し、保険
業への信頼性の維持が困難となる場合に、
政府補助を可能とするもの

いずれも、平成29年3月末までの時限措置であり、期限が到来

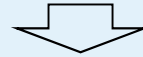
時限措置を5年間延長（平成34年3月末まで）

(注1) 前回は平成24年3月末から5年間延長

(注2) 銀行等保有株式取得機構の存続期限（平成39年3月末まで）についても同様に5年間延長

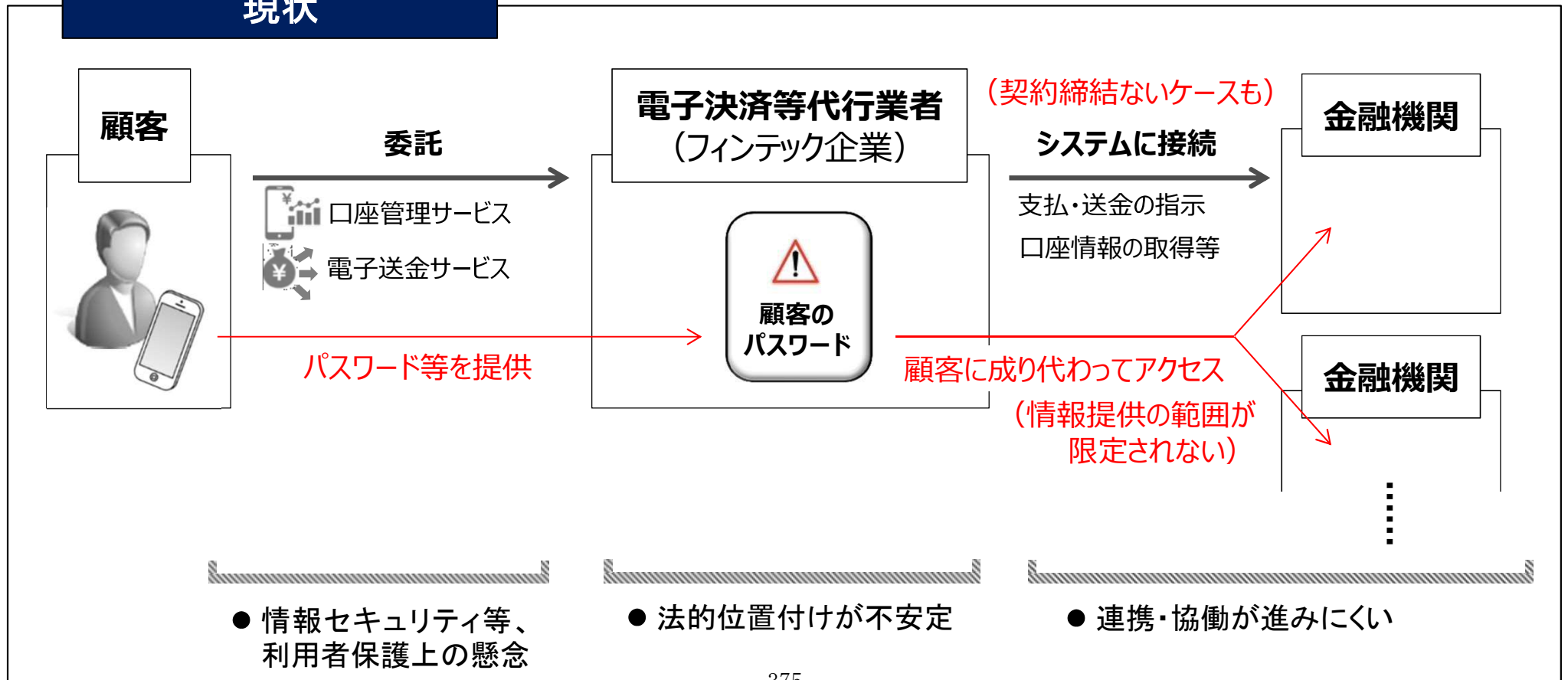
背景・問題意識等

フィンテック(金融×IT)の動きが世界的規模で加速

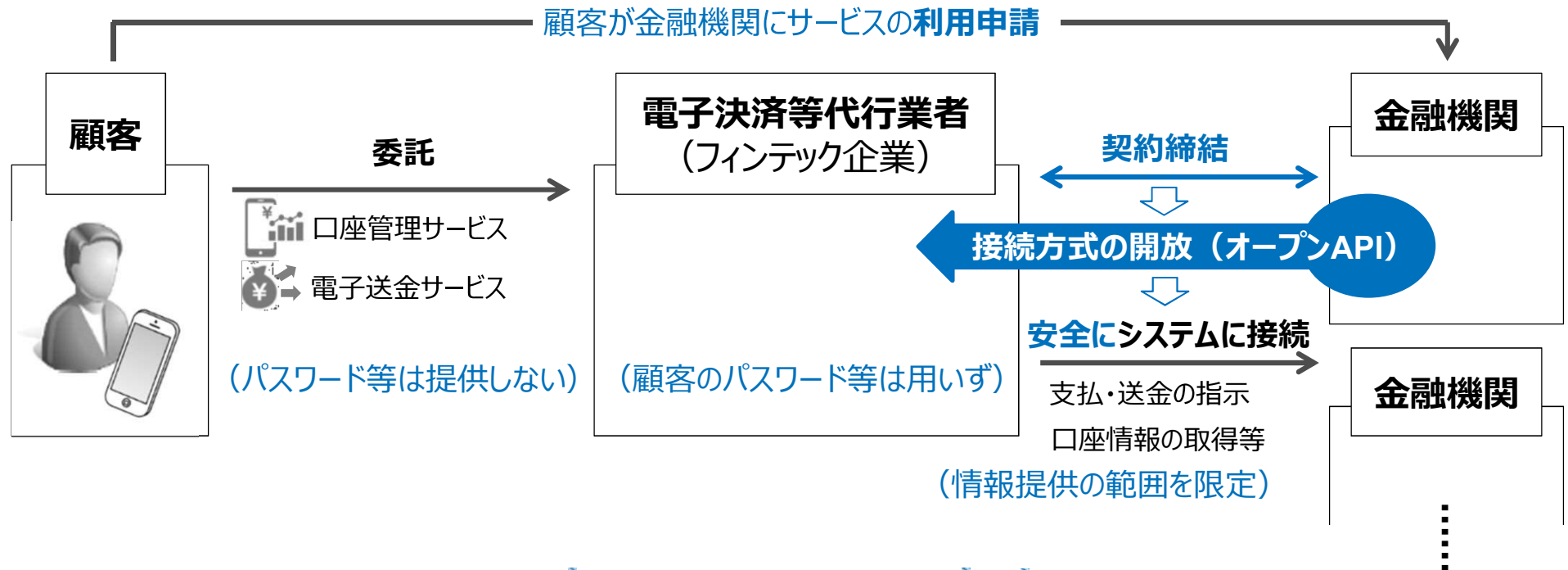


利用者保護を確保しつつ、金融機関とフィンテック企業との
オープン・イノベーション(連携・協働による革新)を進めていくための制度的枠組みを整備

現状



制度的枠組みの整備



- 登録制の導入
- 情報の適切な管理
- 業務管理体制の整備 等

- オープンAPIの体制整備に努めること
- 電子決済等代行業者との
 - ・ 連携・協働に係る方針の策定・公表
 - ・ 接続に係る基準の策定・公表

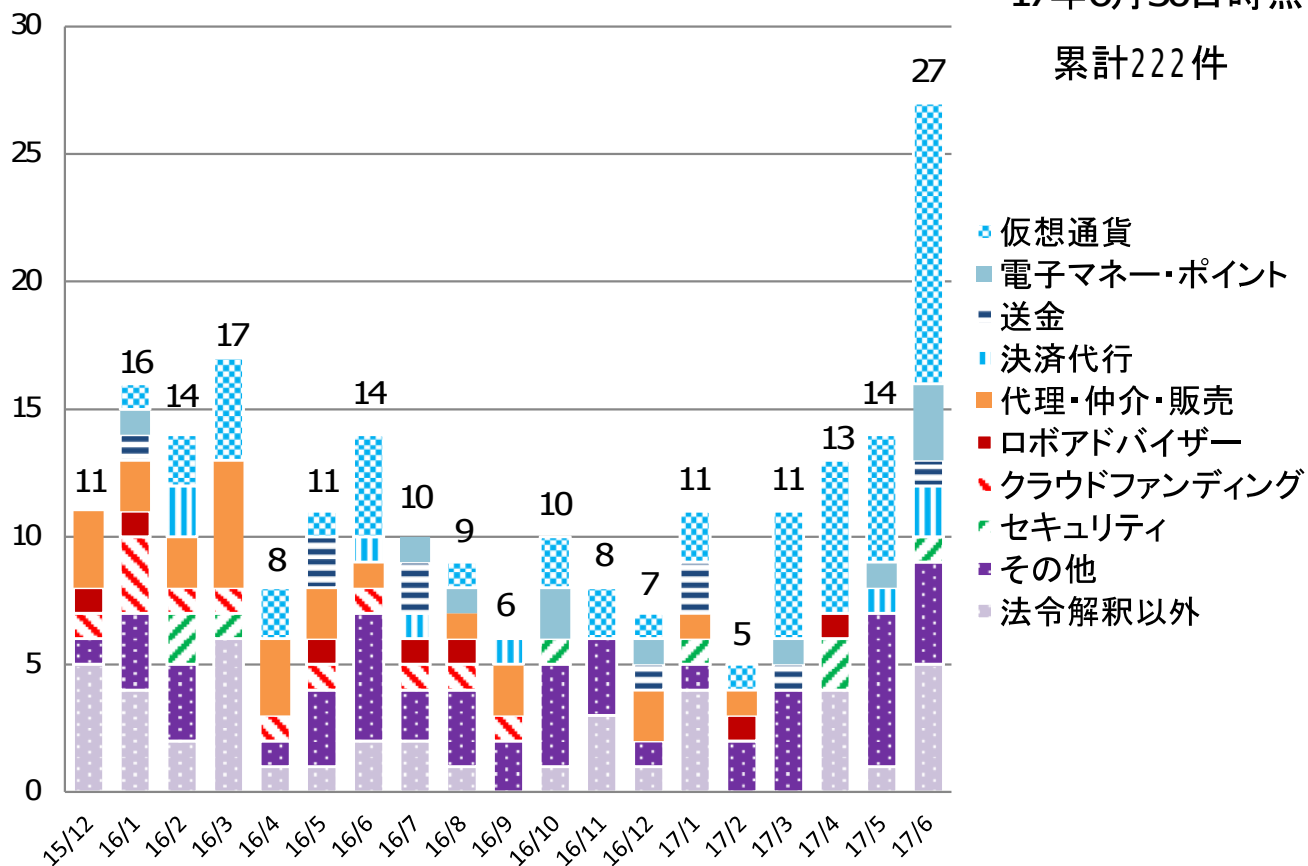
- 顧客に損失が生じた場合の両者間の責任分担ルールを策定・公表

API (Application Programming Interface) : 他のシステムの機能やデータを安全に利用するための接続方式

FinTechサポートデスクの活動状況

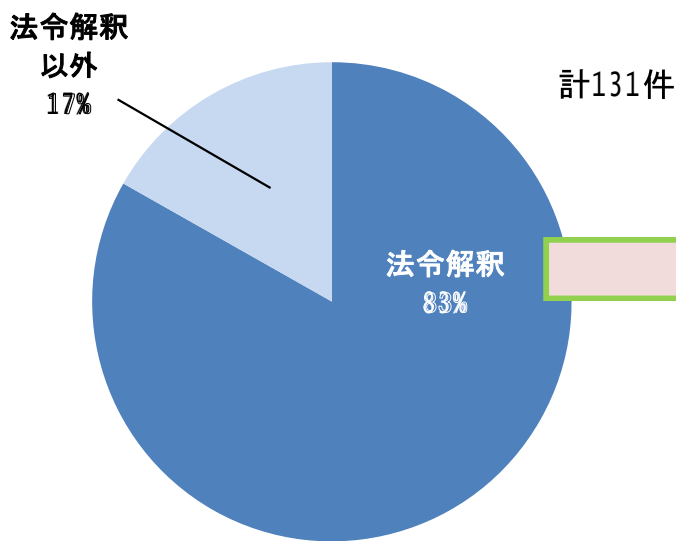
17年6月30日時点

累計222件

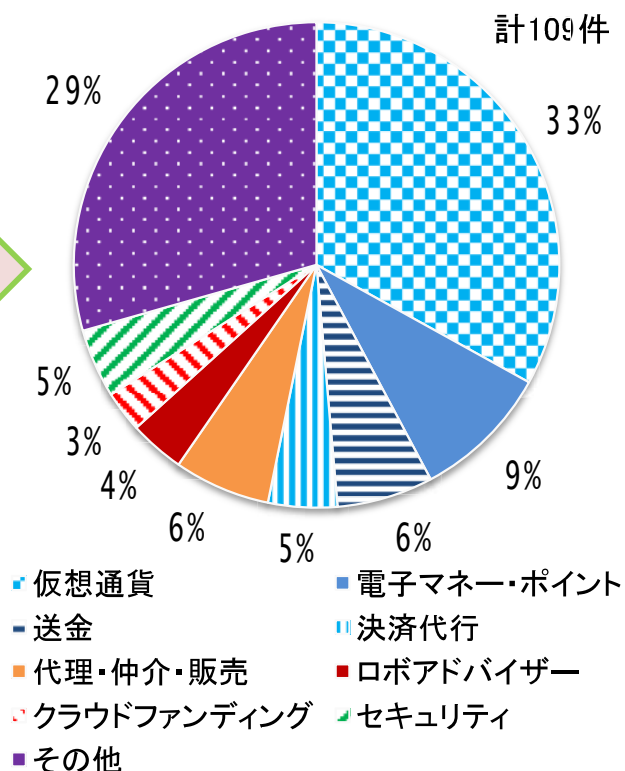


【平成28事務年度対応実績】

(問い合わせ内容別)



(サービス分野別)



決済高度化官民推進会議について

趣旨

- 決済業務等の高度化は、経済の発展に大きな影響を及ぼすものであり、フィンテックの動きが進展する中、利用者利便の向上や国際競争力強化の観点から、強かに決済インフラの改革や金融・ITイノベーションに向けた取組みを実行していくことが重要。
- 平成27年12月に金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」でとりまとめた報告においても、こうした決済業務等の高度化に向けた取組みを官民挙げて実行に移していくための体制の整備が課題とされた。
- 同ワーキング・グループ報告書で示された課題(アクションプラン)の実施状況をフォローアップし、フィンテックの動きが進展する中で決済業務等の高度化に向けた取組みを継続的に進めるため、官民連携してフォロー・意見交換することを目的として、「決済高度化官民推進会議」を設置。

メンバー

座長

森下 哲朗 上智大学法科大学院教授

平成29年6月21日現在

メンバー

猪俣 佳史	(株)栃木銀行取締役経営企画部長	戸村 肇	早稲田大学政治経済学術院准教授
岩原 紳作	早稲田大学大学院法務研究科教授(金融審議会会長)	鳥海 巖	(一社)国際銀行協会事務局次長
内田 貴和	三井物産(株)常務執行役員財務部長	浜 俊明	富士通(株)財務経理本部財務部営業財務部長
内田 満夫	全国信用協同組合連合会システム業務部長	林 和久	イオンアイビス(株)ビジネスサービス本部AS業務部長
翁 百合	(株)日本総合研究所副理事長	林 尚見	(一社)全国銀行協会企画委員長 (株)三菱東京UFJ銀行常務執行役員
加藤 正敏	日本商工会議所中小企業振興部長	前川 秀幸	多摩信用金庫常勤理事
木原 眞一	三井住友カード(株)経営企画部部長兼調査室長	牧野 秀生	花王(株)会計財務部門 管理部長
河野 康子	(一社)全国消費者団体連絡会前事務局長	山上 聰	(株)NTTデータ経営研究所研究理事グローバル金融ビジネスユニット長
古閑 由佳	ヤフー(株)決済金融カンパニー金融事業本部本部長	與口 真三	(一社)日本クレジット協会理事 事務局長
小林 寿太郎	金融情報システムセンター企画部長	オブザーバー	
高津 典生	(株)千葉銀行取締役執行役員	佐久田 健司	日本銀行決済機構局決済システム課長
滝島 啓介	ウェルネット(株)取締役執行役員営業部長	日置 重人	財務省大臣官房信用機構課長
長楽 高志	(一社)日本資金決済業協会専務理事	福本 拓也	経済産業省経済産業政策局産業資金課長

開催状況

- 第1回会合(6月8日) : 事務局説明、全銀協における取組状況(全銀協・田村委員)
- 第2回会合(1月11日) : 全銀協における取組状況(全銀協・田村委員)、XML・金融EDIに関する取組(経産省・福本オブザーバー)、情報セキュリティに関する取組(金融情報システムセンター・小林委員)
- 第3回会合(6月21日) : 事務局説明、全銀協における取組状況(全銀協・林委員)、中小企業のフィンテック対応・活用に関する提言(日本商工会議所・加藤委員)情報セキュリティに関する取組み(金融情報システムセンター・小林委員)、FinTechビジョン(経産省・福本オブザーバー)、外為報告及び非居住者円送金の見直し(財務省・福島参考人)

「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」
メンバー名簿

平成28年5月16日現在

座長	福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
委員	伊藤 穰一	MITメディアラボ所長
	金子 恭規	スカイライン・ベンチャーズ社代表
	仮屋 蘭 聡一	一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会会長
	郷治 友孝	株式会社東京大学エッジキャピタル代表取締役社長
	瀧 俊雄	株式会社マネーフォワード取締役
	田中 正明	株式会社三菱東京UFJ銀行上級顧問
	仲津 正朗	株式会社Orb代表取締役CEO
オブザーバー	松尾 豊	東京大学大学院工学系研究科准教授
	中山 知章	株式会社三井住友銀行ITイノベーション推進部長(全銀協)
	鎌田 沢一郎	日本証券業協会政策本部参与
	福本 拓也	経済産業省経済産業政策局産業資金課長 兼 新規産業室長
	岩下 直行	日本銀行金融機構局審議役(金融高度化センター長) 兼 決済機構局審議役(FinTechセンター長)

(敬称略・五十音順)

「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」を設置。FinTechベンチャーの登場・成長が進んでいく環境の実現に向けた方策を検討、及びこうした動きが金融業に与える影響等について議論することを目的。

開催状況について

第1回（平成28年5月16日開催）

MITメディアラボ 所長伊藤 穰一氏（ダボス会議（世界経済フォーラム）「グローバルリーダー」、米ビジネスウィーク誌「アジアのスター50人」等に過去選出）より
ブロックチェーン、仮想通貨等について
インターネット初期との類似性を念頭に置きつつ、それらのもたらす影響についてヒアリングを行った。

第2回（6月14日開催）

東大准教授 松尾 豊氏より人工知能の現状とそれらもたらす影響、スカイライン・ベンチャーズ社代表 金子 恭規氏より米国シリコンバレーの歴史とエコシステムについてヒアリングを行った。

第3回（10月5日開催）

NTTデータ経営研究所研究理事 山上 聡氏より海外を中心としたデジタルイノベーションの潮流、A.T. カーニーパートナー 佐藤 勇樹氏・矢吹 大介氏より金融機関における革新的な事業創造についてヒアリングを行った。

各回における発表者（例）

第1回 伊藤 穰一

- ・ MITメディア・ラボ 所長
- ・ ニューヨーク・タイムズ紙、ソニー（株） 取締役



（出所）『WIRED』VOL.20「2016年1月号増刊」

第2回 松尾 豊

- ・ 東京大学 准教授
- ・ 国際WWW会議 Web Mining部門 チェア
- ・ 世界人工知能国際会議 プログラム委員



（出所）フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議第2回 松尾委員説明資料

第3回 佐藤 勇樹

- ・ A.T. カーニー パートナー
- ・ 長期戦略、中期戦略、営業戦略、新商品戦略、合併・統合、IT戦略、など幅広い経営課題に関する金融機関へのコンサルティング経験を持つ。

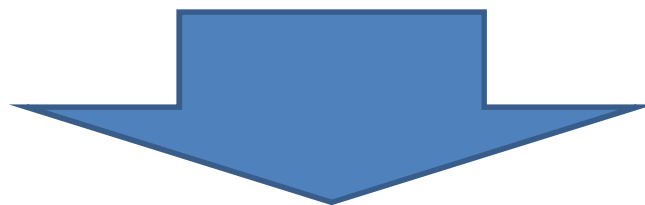


（出所）A.T. カーニーウェブサイト

背景

フィンテックに代表される金融・IT融合の動きが世界的規模で進展。金融業・市場に変革をもたらしつつある。

➡ 現在の郵送を中心とした本人確認方法は、利用者利便や事業者負担などの観点からフィンテック時代に合っていない、との指摘。



「FinTech時代のオンライン取引研究会」（FinTech協会・新経済連盟・金融庁の共催）を設置。

フィンテックに対応した効率的な本人確認方法など、フィンテック時代のオンライン取引に係る諸課題について、議論・検討。



○ 「FinTech国際ネットワーク」の形成に向けて、各国のフィンテック関係者が参画する「フィンテック・サミット」(金融庁、日本経済新聞社の共催)を開催

【1日目の主なプログラム】

- ・ピッチ・ラン(フィンテック企業のビジネスコンテスト)
- ・アイデア・キャンプ(学生によるフィンテック・アイデアコンテスト)
- ・レセプション・ディナー(根本匠自民党金融調査会会長によるスピーチ 等)

【2日目の主なプログラム】

・開会挨拶

麻生太郎(副総理・財務大臣・金融担当大臣)、岡田直敏(日経新聞社社長)

・アジアの金融とフィンテック

ソペンデュ・モハンティ(シンガポールMAS FTIG長)、ファリダ・ペランジナンジン(インドネシア中央銀行決済システム制度課長)、谷崎勝教(三井住友FG取締役)、田中正明(PwCインターナショナルシニアグローバルアドバイザー／モデレーター)

・ブロックチェーン時代の夜明け

松尾真一郎(MITメディア・ラボ研究員)、リカルド・コレイア(R3 APAC Products and Lab代表)、ダイアナ・ビッグス(Proof of Purpose CEO)、村林聡(三菱UFJFG専務執行役員)、山岡浩巳(日本銀行決済機構局局長／モデレーター)

・伝統的金融機関の戦略

アンシュ・ジェイン(前ドイツ銀行共同CEO、SoFi顧問)、佐藤康博(みずほFG CEO)、岩下直行(日本銀行FinTechセンター長)、トム・ブライスワイト(FT社／モデレーター)

・公的セクターの役割と今後の課題

ショール・デイビッド(英国国際通商省)、ピエール・グラメーニャ(ルクセンブルク財務大臣／ビデオレター出演)、森下哲朗(上智大学法科大学院教授)、松尾元信(金融庁総務企画局参事官)、翁百合(日本総合研究所副理事長／モデレーター)

・閉会挨拶

森信親(金融庁長官)

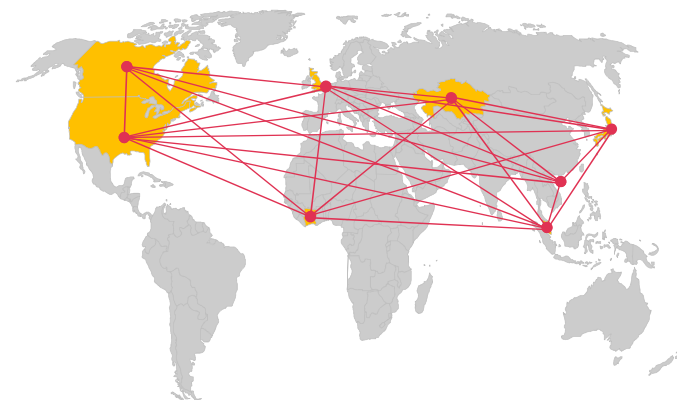


国際的な研究機関等と連携した共同研究

ブロックチェーン技術の活用について、各国の金融当局・研究者らと国際共同研究を立ち上げることとし、平成29年3月10日、準備会合を東京で開催

主な参加者

- 国内から、金融庁、日本銀行、東京大学らが参加
- 海外から、米国MITメディア・ラボ、カナダ中銀、シンガポールMAS(金融管理局)、香港の研究者らが参加



今後の実証実験の概要

実験用ネットワークの構築

- 各国間で、ブロックチェーン技術を用いた実験用のネットワークを構築

実験的な取引の実施

- 構築したネットワークを使って、国際送金など、実際の金融取引を実証実験

検証・検討

- 取引データを収集し、利用者保護上のリスクへの対応など、研究課題について検討

研究課題の例

- 利用者保護上のリスクへの対応
- プライバシー・機密性の確保
- ブロックチェーンを決済システム等に活用した場合の処理能力の確保 等

英国FCA^(注1)・シンガポールMAS^(注2)・豪ASIC^(注3)との間でフィンテックに係る協力枠組みの構築に関する書簡を交換

(注1) FCA: Financial Conduct Authority(金融行為規制機構) 2017年3月8日書簡交換

(注2) MAS: Monetary Authority of Singapore(金融管理局) 同年3月10日書簡交換

(注3) ASIC: Australian Securities & Investments Commission(オーストラリア証券投資委員会) 同年6月23日書簡交換

協力枠組みの概要

1 フィンテック企業の相互紹介

- 自国のフィンテック企業を相手国当局に紹介

海外進出に際して、
相手国当局からサポートを受けることを可能に

2 フィンテック企業に対する支援の提供

- フィンテック企業の支援に特化した窓口の提供
- 許認可申請前のサポート
- 許認可申請中の手続きの支援や担当職員の紹介 等

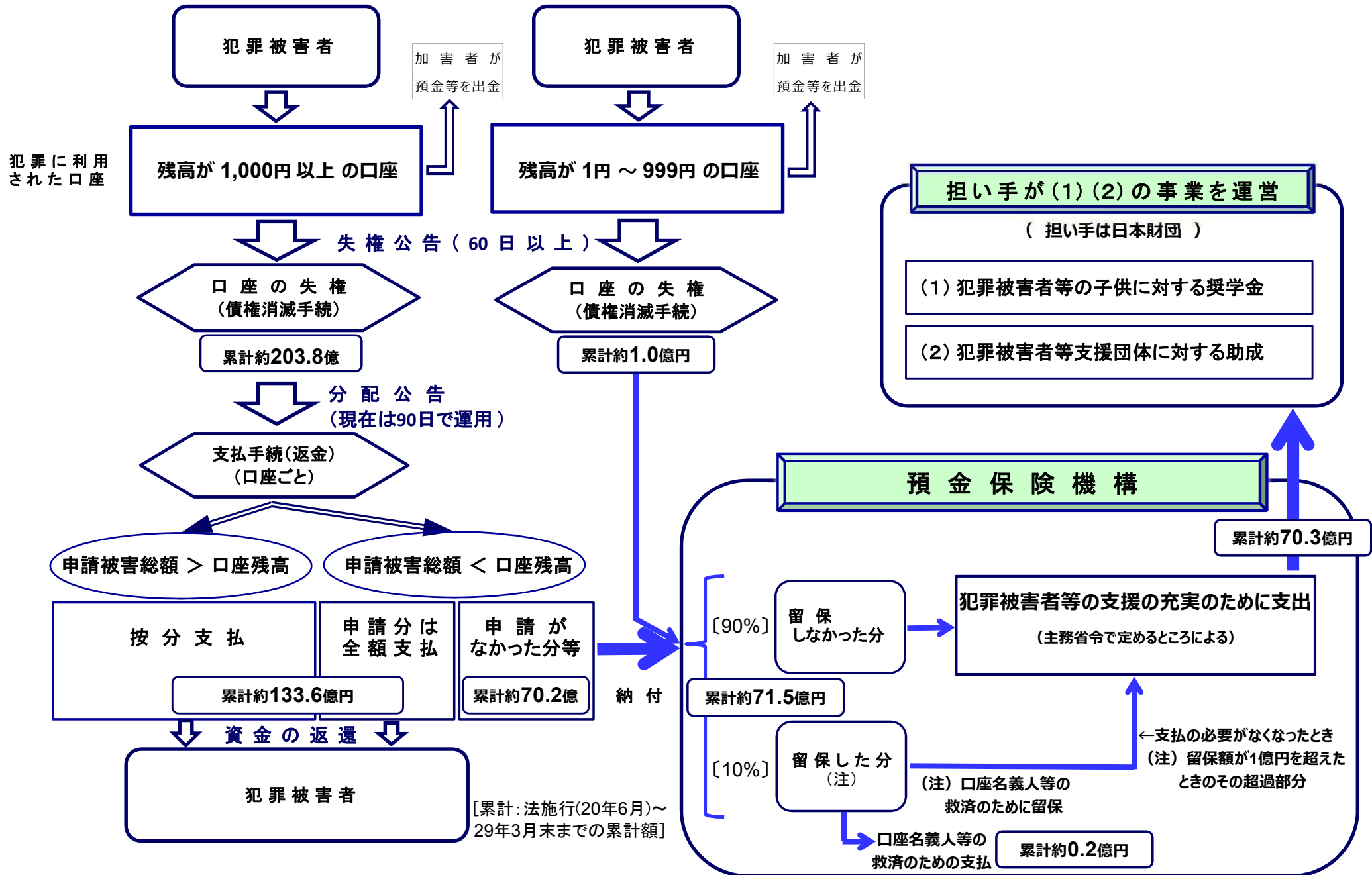
3 当局間の情報共有



(参考) 英国FCA、シンガポールMAS及び豪ASICとの間でも、お互いに同様の協力枠組みを構築済み

フィンテック企業の海外展開やイノベーションに向けたチャレンジをサポート

振り込め詐欺救済法の制度概要 (平成29年3月末時点)



「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」報告書の概要（平成28年3月17日）

預保納付金事業の見直し

奨学金事業

現行

- 無利子貸与、返済期間は30年以内
- 貸与対象は高校生から大学院生

状況等

- これまでの借り手の経済状況を見ると、低所得者層が多く、奨学生の数は低調
- ⇒〔要望〕貸与制から給付制へ変更すべき

✓ 貸与制から給付制へ移行

・給付水準

- 大学生について、国立大学の授業料を賄える水準

月額	大学生：5万円、大学院生：5万円、 高校生：2.5万円(私立)、1.7万円(国公立)
----	---
- 入学時に一時金を支給（大学生は30万円）

・受給資格

- 犯罪被害者等の子供（高校生から大学院生）であって、学費の支弁が困難となった者

団体助成事業

現行

- 支援団体の財政基盤を支える仕組みをつくる事業（ファンドレイジング担当者の雇用等）
- 資機材を整備する事業（相談室の資機材の調達等）
- 相談・面談等により、支援の充実を図る事業

状況等

- 相談員等の人件費は助成対象外
- ⇒〔要望〕支援団体における既存の支援体制や24時間365日対応に向けた新たな相談受理体制に関し、次世代の育成に必要な人件費も助成すべき

✓ 相談員の育成に対する助成

・既存の支援体制への支援

- 相談員の育成費（雇用経費）を助成対象に追加

・新たな相談受理体制への支援

- 新たな相談受理体制の整備に伴って必要となる相談員について、その育成に必要な費用（雇用経費）を助成

犯罪被害者等の支援の一層の充実

（注）上記のほか、金融機関等において、振り込め詐欺等の未然防止に向けた取組みを継続するとともに、被害者に対する返金率の維持・向上に向けた取組みを継続

民間公益活動を促進するための 休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 概要

1 法律の背景

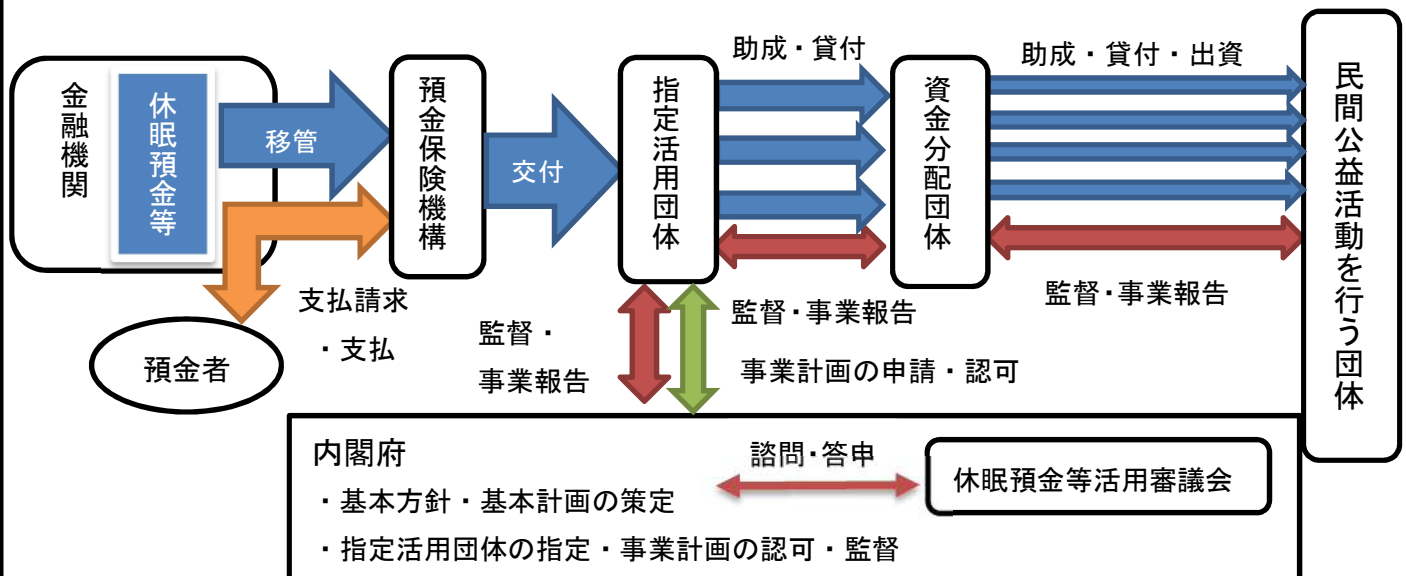
- 休眠預金等：預金者等が名乗りを上げないまま、10年間放置された預金等
⇒毎年1,200億円程度発生（その後500億円程度が払戻し）（平成25～27年度）
- 預金等の性質（①銀行等が公共的役割を果たすための原資、②預金保険制度等による公的資金の活用も想定、③広く国民一般が利用）に鑑みると、預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、社会全体への波及効果の大きい民間公益活動の促進に活用することで休眠預金等を広く国民一般に還元すべき。

2 法律の概要

①休眠預金等の活用に関する基本理念等【第16条・第17条】

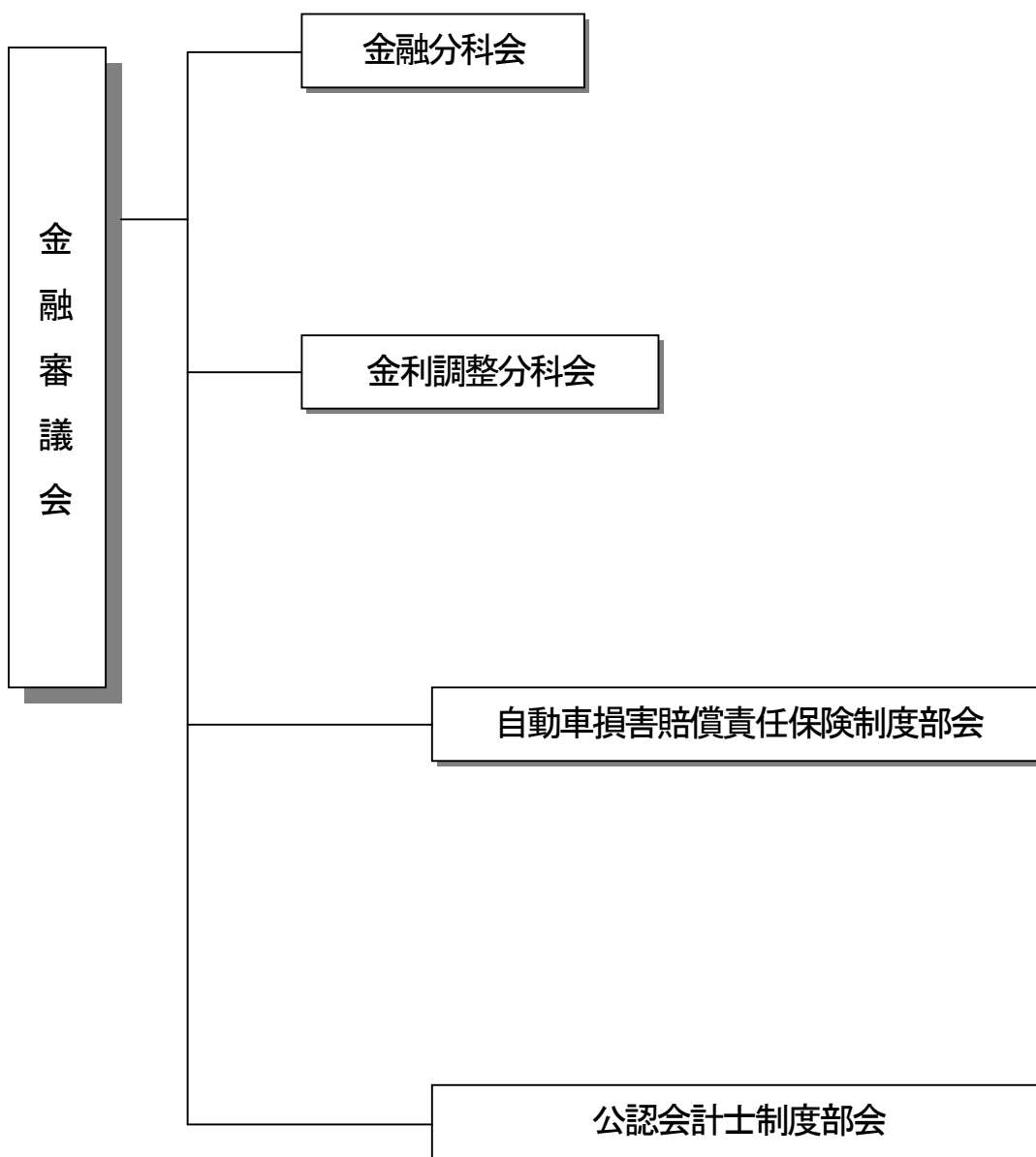
- 休眠預金等を、民間公益活動（人口の減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が見込まれる中で国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動（①子ども及び若者の支援、②日常生活等を営む上で困難を有する者の支援、③地域活性化等の支援の3分野に係る活動）であって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるもの）の促進に活用
- 民間公益活動の自立した担い手の育成及び民間公益活動に係る資金を調達することができる環境の整備を促進する。
- 預金者等の預金等を原資とするものであることに留意し、多様な意見が適切に反映されるように配慮するとともに、その活用の透明性の確保を図る。
- 大都市その他特定の地域に集中することのないよう配慮する。
- 複数年度にわたる民間公益活動に対する助成等、社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発を促進するための成果に係る目標に着目した助成等その他の効果的な活用の方法を選択することにより、民間の団体の創意と工夫が十分に発揮されるように配慮する。
- 宗教団体、政治団体、暴力団等は活用対象から除外

②休眠預金等の移管・管理・活用の仕組み【第2章第1節（第3条～第8条）並びに第3章第2節（第18条・第19条）、第3節（第20条～第34条）及び第4節（第35条～第41条）】



- 預金者等であった者は、預金保険機構（委託を受けた金融機関）に対し、申出に基づき休眠預金等代替金（元本＋利子相当額）の支払を請求することができる。【第7条第2項】

金融審議会の構成



金融審議会委員名簿

平成29年3月3日現在

会 長	岩原 紳作	早稲田大学大学院法務研究科教授
会長代理	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
委 員	秋池 玲子	ボストン コンサルティング グループ シニアパートナー&マネージングディレクター
	朝田 照男	丸紅株式会社取締役会長
	伊藤 元重	学習院大学国際社会科学部教授
	翁 百合	株式会社日本総合研究所副理事長
	沖野 眞巳	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	川口 恭弘	同志社大学大学院法学研究科教授
	川島 千裕	日本労働組合総連合会総合政策局長
	佐々木 百合	明治学院大学経済学部教授
	志賀 俊之	株式会社産業革新機構代表取締役会長(CEO) 日産自動車株式会社取締役副会長
	田島 優子	弁護士(さわやか法律事務所)
	永沢 裕美子	Foster Forum良質な金融商品を育てる会事務局長
	原田 喜美枝	中央大学商学部教授
	福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
	山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授
	家森 信善	神戸大学経済経営研究所教授

[計17名]

(敬称略・五十音順)

「市場ワーキング・グループ」メンバー名簿

平成28年12月22日現在

座長	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
委員	※ 有田 浩之	ブラックロック・ジャパン株式会社代表取締役専務
	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授
	※ 上田 亮子	株式会社日本投資環境研究所主任研究員
	※ 上柳 敏郎	弁護士（東京駿河台法律事務所）
	大崎 貞和	野村総合研究所主席研究員
	※ 鹿毛 雄二	ブラックストーン・グループ・ジャパン株式会社特別顧問
	加藤 貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	※ 神戸 孝	FP アソシエイツ&コンサルティング株式会社代表取締役
	黒沼 悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
	※ 島田 知保	専門誌「投資信託事情」発行人兼編集長
	※ 竹川 美奈子	LIFE MAP, LLC 代表
	※ 佃 秀昭	エゴンゼンダー株式会社代表取締役社長
	永沢 裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会事務局長
	※ 濱口 大輔	企業年金連合会運用執行理事
	林田 晃雄	読売新聞東京本社論説副委員長
	福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
	宮本 勝弘	新日鐵住金株式会社常務執行役員
	※ 横山 邦男	日本郵便株式会社代表取締役社長

オブザーバー	消費者庁	財務省	日本銀行
	日本取引所グループ	日本証券業協会	投資信託協会
	日本投資顧問業協会	信託協会	全国銀行協会
	生命保険協会	国際銀行協会	

(敬称略・五十音順)

(※印はテーマに応じてご出席頂く委員)

市場・取引所やそれを取り巻く環境の変化

国民の安定的な資産形成の重要性の高まり

情報技術の進展等の市場・取引所における環境変化

顧客本位の業務運営

金融商品の販売、助言、商品開発等を行う全ての金融事業者が、創意工夫を發揮し、顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供を競い合い、より良い取組みを行う金融事業者が顧客から選択されていくメカニズムを実現するため、以下の取組みを行う。

① 当局による「顧客本位の業務運営に関する原則」の策定、金融事業者に対する受け入れの呼びかけ

プリンシプルベースの
アプローチ

【原則に盛り込むべき事項】

- I. 顧客本位の業務運営に係る方針の策定・公表等
- II. 顧客の最善の利益の追求
- III. 利益相反の適切な管理
- IV. 手数料等の明確化
- V. 重要な情報の分かりやすい提供
- VI. 顧客にふさわしいサービスの提供
- VII. 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等

② 金融事業者による原則への取組方針や取組状況の策定・公表

顧客本位の業務運営の「見える化」

③ 顧客の主体的な行動による、②で示された情報等に基づく、より良い取組みを行う金融事業者の選択

④ 当局によるモニタリング

ベストプラクティス
を目指した対話

資産形成におけるETFの活用

少額でも分散投資が可能なETF(上場投資信託)が国民の安定的な資産形成により活用されるよう、市場の流動性向上や認知度の向上等の取組みを関係者に促す。

取引の高速化への対応

株式等の高速取引を行う投資家に対する登録制を導入し、必要な体制整備・リスク管理義務を課し、当局がその取引実態等を確認できる枠組みを整備する。

体制整備・リスク管理に係る措置

- 取引システムの適正な管理・運営
- 適切な業務運営体制の確保 等

当局への通知・情報提供に係る措置

- 高速取引を行うことの通知
- 取引戦略の届出
- 取引記録の作成・保存 等

取引所グループの業務範囲

システム開発業務等グループ内の共通・重複業務を取引所本体に集約可能にするとともに、FinTechの動き等を踏まえ取引所グループの業務範囲の考え方を柔軟化

市場間競争と取引所外の取引

取引所外取引の担い手であるPTS(私設取引システム)における信用取引について、過当投機防止を図る適切なスキームの構築等を前提に容認

「フェア・ディスクロージャー・ルール・タスクフォース」メンバー名簿

平成28年12月7日現在

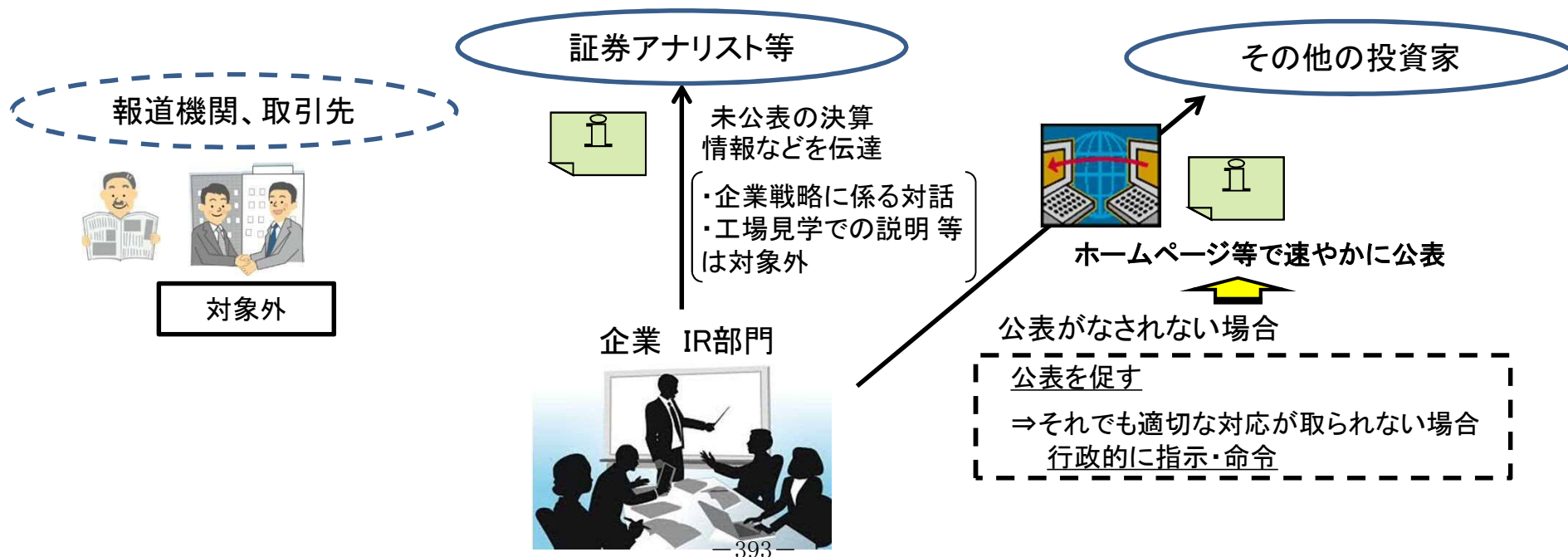
座長	黒沼 悦郎	早稲田大学法学学術院教授
メンバー	青 克美	(株) 東京証券取引所執行役員兼上場部長
	上柳 敏郎	弁護士 (東京駿河台法律事務所)
	大崎 貞和	(株) 野村総合研究所主席研究員
	奥野 一成	農林中金バリューインベストメンツ (株) 常務取締役 (CIO)
	加藤 貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
	神山 健次郎	東レ (株) IR室・広報室・宣伝室担当兼IR室長
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	康 祥修	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント (株) 取締役会長
	三瓶 裕喜	フィデリティ投信 (株) ディレクター・オブ・リサーチ
	寺口 智之	日本証券業協会 自主規制会議 会員委員 (野村證券 (株) 代表執行役)
	永沢 裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会事務局長
	真野 雄司	三井物産 (株) IR部長
	柳澤 祐介	東京海上アセットマネジメント (株) 株式運用部長兼投資 調査グループリーダー
オブザーバー	日本証券業協会	

(敬称略・五十音順)

フェア・ディスクロージャー・ルール

企業が、未公表の決算情報などの重要な情報を証券アナリストなどに提供した場合、速やかに他の投資家にも公平に情報提供することを求めるもの

- 近年、上場企業が証券会社のアナリストに未公表の業績に関する情報を提供し、当該証券会社が当該情報を顧客に提供して株式の売買の勧誘を行っていた事例が複数発覚
 - 欧米やアジアの主要市場では、フェア・ディスクロージャー・ルールは既に導入済み
- ⇒ 我が国でもフェア・ディスクロージャー・ルールの導入が必要
- 全ての投資家が安心して取引できる市場環境を整備
 - 「早耳情報」に基づく短期的なトレーディングではなく、公平に開示された情報に基づく中長期的な視点に立った投資を促す



「金融制度ワーキング・グループ」メンバー名簿

平成28年12月27日現在

座長	岩原 紳作	早稲田大学大学院法務研究科教授 東京大学名誉教授
メンバー	岩倉 正純	ユーシーカード株式会社経営企画部 部長
	翁 百合	株式会社日本総合研究所副理事長
	加毛 明	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	古閑 由佳	ヤフー株式会社決済金融カンパニー金融事業本部長
	関 聡司	楽天株式会社執行役員渉外室ジェネラルマネージャー
	田村 直樹	株式会社三井住友銀行常務執行役員
	長楽 高志	一般社団法人日本資金決済業協会専務理事
	永沢 裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会事務局長
	福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
	船津 浩司	同志社大学法学部教授
	松井 秀征	立教大学法学部法学科教授
	森下 哲朗	上智大学法科大学院教授
與口 真三	一般社団法人日本クレジット協会理事 事務局長	
オブザーバー	竹林 俊憲	法務省民事局参事官
	日置 重人	財務省大臣官房信用機構課長
	林 新一郎	日本銀行金融機構局審議役

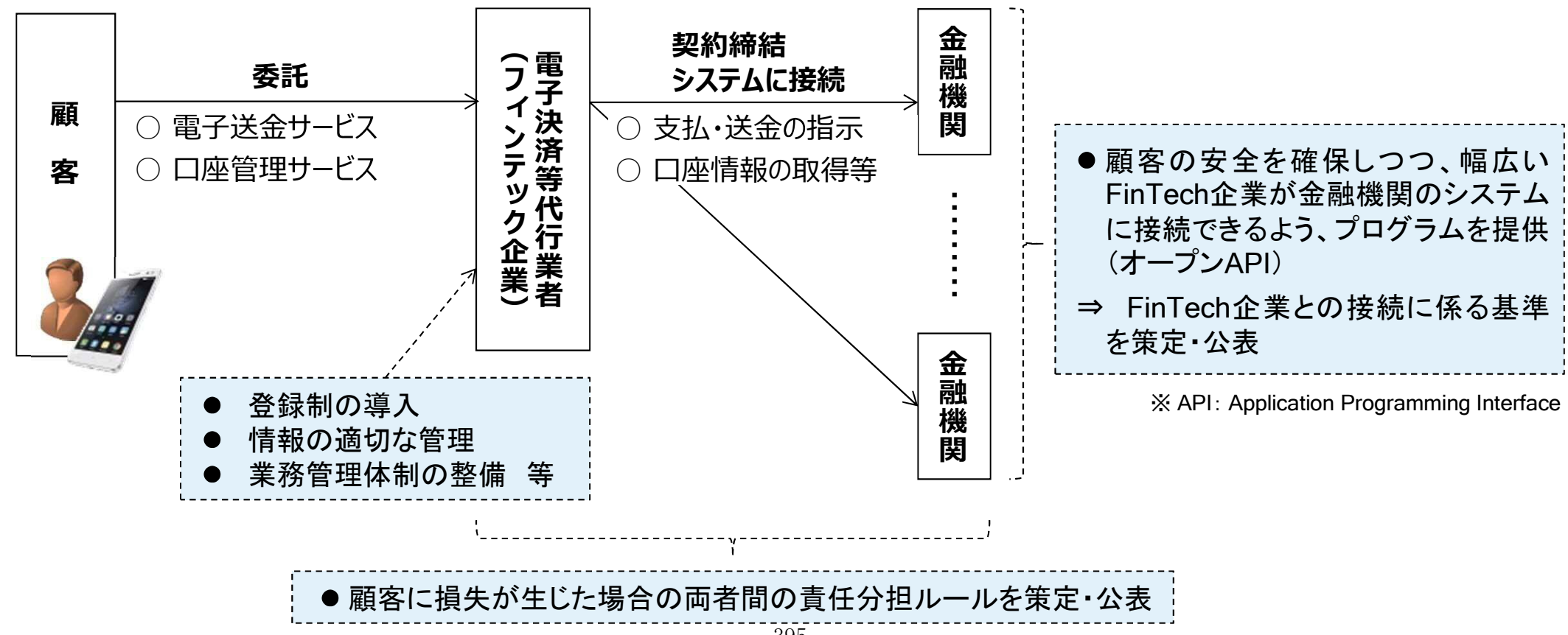
(敬称略・五十音順)

背景・問題意識等

FinTech(金融×IT)が
世界的規模で加速

利用者保護を確保しつつ、金融機関とFinTech企業との
オープン・イノベーション(連携・協働による革新)を進めていく必要

そのための制度的枠組みを整備



自動車損害賠償責任保険審議会委員名簿

(平成29年1月19日現在)

会 長	落 合 誠 一	東京大学名誉教授
委 員	相 原 康 伸	全日本自動車産業労働組合総連合会会長
	秋 田 進	一般社団法人日本自動車会議所保険委員会委員長
	甘 利 公 人	上智大学法学部教授
	古 笛 恵 子	弁護士
	鈴 木 共 子	NPO法人いのちのミュージアム代表理事
	高 荒 栄 一	全国共済農業協同組合連合会代表理事専務
	高 松 伸 幸	全日本交通運輸産業労働組合協議会事務局長
	田 島 優 子	弁護士
	中 林 真理子	明治大学商学部教授
	堀 本 修 平	損害保険料率算出機構専務理事
	森 正 三	一般社団法人日本損害保険協会自賠責保険特別委員会委員長
	山 本 眞 弓	弁護士
	特別委員	桑 山 雄 次
	野 尻 俊 明	流通経済大学学長
	藤 田 友 敬	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	松 本 純 一	公益社団法人日本医師会常任理事
	矢 代 隆 義	一般社団法人日本自動車連盟会長
	唯 根 妙 子	一般財団法人日本消費者協会専務理事

(敬称略・五十音順)

平成 29 年 1 月 19 日
 金融庁

第 136 回・第 137 回自動車損害賠償責任保険審議会の開催結果について

- 平成 29 年 1 月 12 日午前 10 時 00 分から第 136 回自動車損害賠償責任保険審議会、本日午前 10 時 00 分から第 137 回自動車損害賠償責任保険審議会、それぞれが開催されました。
- 第 136 回自動車損害賠償責任保険審議会においては、平成 28 年度料率検証結果の報告が行われました。報告された損害率（※1）は次のとおりです。

（単位：％）

契約年度	平成 28 年度	平成 29 年度
前回（平成 25 年 4 月） 改定時予定損害率	100.2	
平成 28 年度検証結果 による損害率	94.7	94.3

（※1）損害率＝（支払保険金／収入純保険料）×100

審議の結果、今後の料率のあり方については、次の 2 点を踏まえて、平成 29 年度より、自賠責保険の収入と支出が見合う料率水準とすることが適当であるとの方向性が示されました。

- ・ 2 年度連続で、損害率が現行料率の予定損害率を下回る水準の料率検証結果となり、保険収支が黒字傾向であるほか、予定損害率と損害率との乖離幅が昨年度の料率検証結果よりも拡大していること
- ・ このことから、運用益積立金を考慮した累計収支残の更なる拡大が今後見込まれること

- 第 137 回自動車損害賠償責任保険審議会においては、前回審議会で示された方向性に沿って、損害保険料率算出機構から届出のあった新たな基準料率に関して諮問が行われました。審議の結果、新たな基準料率を本年 4 月 1 日より適用することなどについて了承されました。

- 新たな基準料率は、全車種等の平均で 6.9%の引下げ（現行基準料率比）となります。例えば、自家用乗用自動車 2 年契約の保険料（※2）は、25,830 円となります。（現行基準料率の同契約の保険料は 27,840 円で、現行基準料率比で 7.2%の引下げとなります）

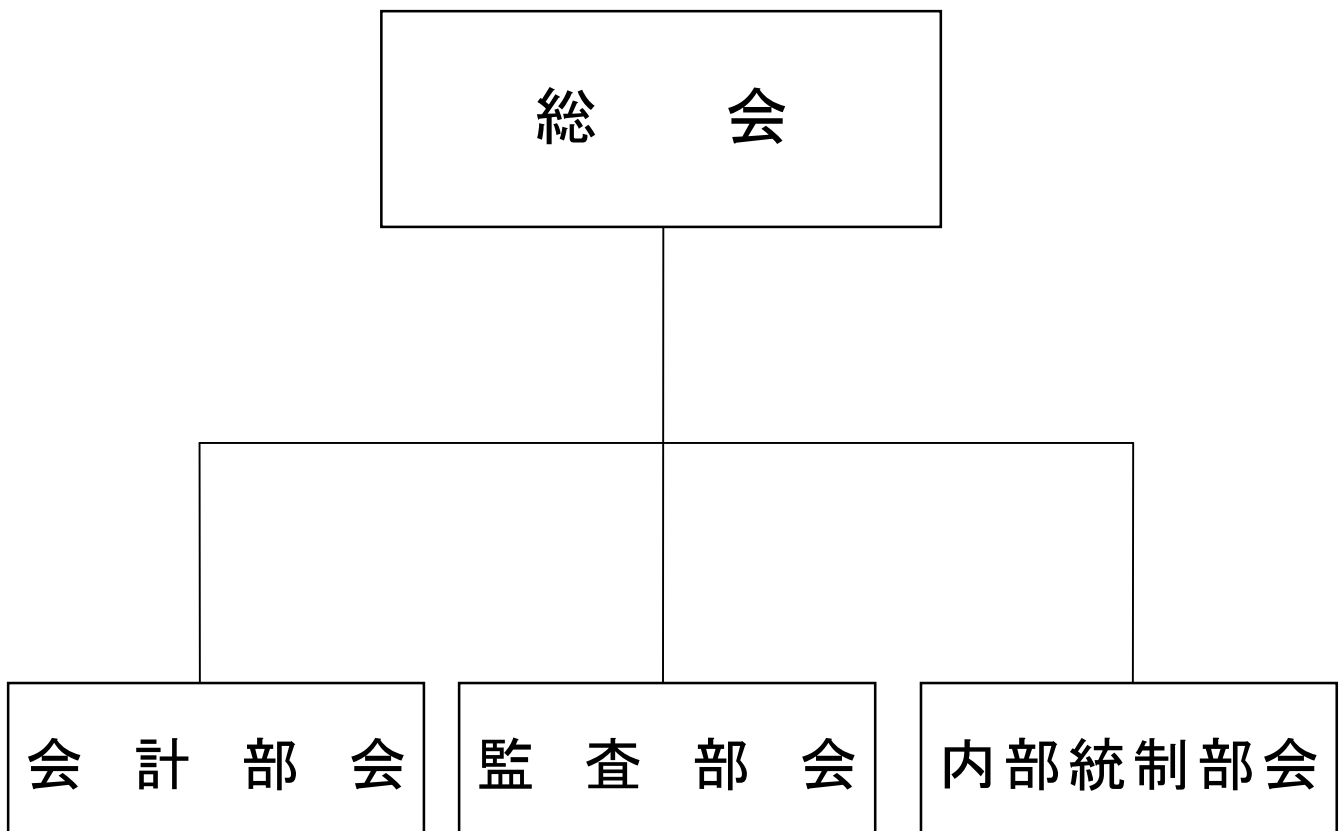
（※2）離島以外の地域（沖縄県を除く）

（参考）諮問に対する答申、議事要旨、及び議事録については後日公表します。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)
 監督局保険課(内線 3375、3342)

企業会計審議会の組織



金融トラブル連絡調整協議会委員名簿

平成29年6月19日現在

(消費者行政機関等)		
消費者庁消費者教育・地方協力課長		金子 浩之
国民生活センター相談情報部長		鈴木 基代
東京都消費生活総合センター所長		工藤 穰治
日本司法支援センター本部第一事業部長 兼 第一事業部情報提供課長		菅沼 友子
(消費者団体)		
全国消費者団体連絡会事務局次長		小林 真一郎
日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会常任顧問		唯根 妙子
全国消費生活相談員協会主任研究員		樋山 昌子
(指定紛争解決機関)		
全国銀行協会金融ADR部長		阿部 耕一
信託協会信託相談所長		岡本 康二
生命保険協会生命保険相談室長		酒巻 宏明
日本損害保険協会損害保険相談・紛争解決サポートセンター本部長		村田 嘉宏
保険オンブズマン専務理事		小野 幸則
日本少額短期保険協会事務局次長		小泉 武彦
証券・金融商品あっせん相談センター長		三森 肇
日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター長		遠藤 清一
(業界団体・自主規制機関)		
全国信用金庫協会業務管理部長		阿部 吉邦
全国信用組合中央協会しんくみ相談所長		加藤 英夫
全国労働金庫協会経営企画部長		関山 順
日本商品先物取引協会相談センター長		原田 孝司
農林中央金庫総合企画部部長 (農漁協系統金融機関代表)		関口 浩二
不動産証券化協会総務部長・苦情相談室長		山口 真紀子
日本資金決済業協会事務局次長		永澤 修
(弁護士)		
東京合同法律事務所		坂 勇一郎
西村あさひ法律事務所		森 倫洋
(学識経験者)		
【座長代理】 早稲田大学大学院教授		犬飼 重仁
東京大学大学院法学政治学研究科教授		沖野 眞巳
一般社団法人メディエーターズ代表理事		田中 圭子
上智大学法科大学院教授		森下 哲朗
【座長】 一橋大学大学院法学研究科教授		山本 和彦
(金融当局)		
金融庁総務企画局企画課長		佐藤 則夫
金融庁総務企画局政策課金融サービス利用者相談室長		橋本 文夫
金融庁監督局総務課長		伊野 彰洋
経済産業省経済産業政策局産業資金課課長補佐		湯浅 雄士
厚生労働省労働基準局勤労者生活課労働金庫業務室室長補佐		高橋 靖
国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課不動産投資市場整備室長		伊藤 夏生
総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課長		牛山 智弘
農林水産省経営局金融調整課組合金融指導官		志賀 達夫

〔計37名〕

西原 浩

〔合計38名〕

(敬称略、順不同)

※ 弁護士・学識経験者委員は、審議会一般の取扱いに準じ、「任期2年、連続10年まで再任可」との運用を行う。

第52回 金融トラブル連絡調整協議会

◇日時：平成29年2月22日（水） 10:00～12:00

◇場所：中央合同庁舎第7号館13階 共用第1特別会議室

議事次第

I. 開会

II. 委員紹介

III. 各指定紛争解決機関の業務実施状況（平成28年度上半期）

IV. トラブルの未然防止のためのフィードバック

V. 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等

VI. 「金融ADR連絡協議会（第9回）」の概要報告

VII. 閉会

指定紛争解決機関の苦情処理手続実施状況
(平成28年4月1日～平成28年9月30日)

1. 苦情処理手続の実施状況

(単位:件)

(指定紛争解決機関名)	(1) 苦情処理手続件数(当期の状況)						(2) 苦情処理手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)									(3) 苦情処理手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)				
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	不開始	解決	移行	不応諾	不調	移送	その他	計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計	
全国銀行協会	319	714	41%	1,033	776	257	0	427	82	0	34	0	233	776	300	235	163	78	776	
信託協会	2	0	増減なし	2	2	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	1	0	1	2	
生命保険協会	200	503	▲8%	703	441	262	0	248	151	0	1	0	41	441	143	157	108	33	441	
日本損害保険協会	1,518	2,232	▲9%	3,750	2,181	1,569	0	1,832	130	0	183	0	36	2,181	557	841	355	428	2,181	
保険オンブズマン	48	154	25%	202	168	34	2	100	0	0	66	0	0	168	76	66	26	0	168	
日本少額短期保険協会	15	39	▲24%	54	41	13	0	27	13	0	0	0	1	41	9	22	7	3	41	
証券・金融商品 あっせん相談センター	57	528	11%	585	548	37	0	476	72	0	0	0	0	548	412	120	15	1	548	
日本貸金業協会	12	32	▲64%	44	38	6	0	30	4	0	4	0	0	38	23	10	3	2	38	
合計	2,171	4,202	▲1%	6,373	4,195	2,178	2	3,142	452	0	288	0	311	4,195	1,520	1,452	677	546	4,195	

(注) 計数は速報値である。

【凡例】

- 不開始・・・手続が開始される前に苦情が解決したため、手続開始に至らなかったもの。
- 解決・・・手続開始後に苦情が解決したもの。
- 移行・・・苦情処理手続を実施したが、最終的に紛争解決手続へ移行したもの。
- 不応諾・・・金融機関が苦情処理手続に応じなかったもの。
- 不調・・・苦情処理手続を実施したが、申立人の納得が得られなかったもの(移行を除く)。
- 移送・・・指定紛争解決機関が、他の指定紛争解決機関の苦情処理手続に付することが適当と認めたもの。
- その他・・・苦情処理手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

指定紛争解決機関の紛争解決手続実施状況 (平成28年4月1日～平成28年9月30日)

2. 紛争解決手続の実施状況

(単位:件)

(指定紛争解決機関名)	(1)紛争解決手続件数(当期の状況)						(2)紛争解決手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)										(3)紛争解決手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)					
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	成 立		成 立 以 外								計	1月未満	1月以上 3月未満	3月以上 6月未満	6月以上	計
							和解	特別調停	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	不応諾	移送	その他								
全国銀行協会	70	89	78%	159	77	82	37	0	36	0	4	0	0	0	77	0	7	35	35	77		
信託協会	1	0	増減なし	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1		
生命保険協会	158	166	4%	324	151	173	11	47	92	0	1	0	0	0	151	3	29	80	39	151		
日本損害保険協会	233	266	1%	499	288	211	115	0	163	0	9	0	0	1	288	1	51	146	90	288		
保険オンブズマン	10	14	40%	24	17	7	8	0	8	0	1	0	0	0	17	1	2	10	4	17		
日本少額短期保険協会	2	13	1,200%	15	7	8	0	4	0	2	0	1	0	0	7	1	1	3	1	6		
証券・金融商品 あっせん相談センター	36	72	64%	108	85	23	41	0	38	0	1	0	0	5	85	0	56	28	1	85		
日本貸金業協会	12	10	100%	22	17	5	7	0	5	0	5	0	0	0	17	0	7	6	4	17		
合計	522	630	18%	1,152	643	509	219	51	343	2	21	1	0	6	643	6	153	309	174	642		

(注)計数は速報値である。

【凡例】

- 和 解・・・紛争解決委員が提示する和解案により解決したもの。
- 特別 調 停・・・紛争解決委員が提示する特別調停案(和解案であって、金融機関が原則受け入れなければならないもの)により解決したもの。
- 見込みなし・・・紛争解決委員が、紛争解決手続によっては、和解が成立する見込みがないと判断して終了したものなど。
- 双方の離脱・・・紛争の当事者双方が、紛争解決手続によっては紛争の解決を図ることはしないこととして、合意により終了したもの。
- 一方の離脱・・・紛争の当事者のいずれか一方が、申立ての取下げや手続からの離脱により終了したもの。
- 不 応 諾・・・顧客の不応諾及び金融機関の正当な理由のある不応諾。
- 移 送・・・紛争解決委員が、他の指定紛争解決機関の紛争解決手続に付することが適当と認めたもの。
- そ の 他・・・紛争解決手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

第53回 金融トラブル連絡調整協議会

◇日時：平成29年6月19日（月） 10:00～12:00

◇場所：中央合同庁舎第7号館13階 共用第1特別会議室

議事次第

I. 開会

II. 委員紹介

III. 各指定紛争解決機関の業務実施状況（平成28年度）

IV. より柔軟な紛争解決に向けた取組み（特に不受理・不成立事案から見える課題点）

V. 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等

VI. 「金融ADR連絡協議会（第10・11回）」の概要報告

VII. 閉会

指定紛争解決機関の苦情処理手続実施状況 (平成28年4月1日～平成29年3月31日)

1. 苦情処理手続の実施状況

(単位:件)

(指定紛争解決機関名)	(1) 苦情処理手続件数(当期の状況)						(2) 苦情処理手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)								(3) 苦情処理手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)				
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	不開始	解決	移行	不応諾	不調	移送	その他	計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計
全国銀行協会	319	1,362	9%	1,681	1,482	199	0	889	176	0	82	0	335	1,482	562	468	314	138	1,482
信託協会	2	1	▲75%	3	2	1	0	2	0	0	0	0	0	2	0	1	0	1	2
生命保険協会	206	1,037	2%	1,243	976	267	0	550	339	0	2	0	85	976	310	316	268	82	976
日本損害保険協会	1,518	4,412	▲5%	5,930	4,408	1,522	0	3,742	240	1	363	0	62	4,408	1,127	1,631	738	911	4,407
保険オンブズマン	48	310	19%	358	312	46	4	181	6	0	120	0	1	312	134	132	46	0	312
日本少額短期保険協会	15	80	▲12%	95	79	16	0	48	24	0	0	0	7	79	25	35	13	6	79
証券・金融商品 あっせん相談センター	57	1,008	▲11%	1,065	1,036	29	0	893	143	0	0	0	0	1,036	783	205	43	5	1,036
日本貸金業協会	12	73	▲47%	85	80	5	0	64	10	0	6	0	0	80	54	14	10	2	80
合計	2,177	8,283	▲3%	10,460	8,375	2,085	4	6,369	938	1	573	0	490	8,375	2,995	2,802	1,432	1,145	8,374

(注1) 各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2) 計数は速報値である。

【凡例】

- 不開始・・・手続が開始される前に苦情が解決したため、手続開始に至らなかったもの。
- 解決・・・手続開始後に苦情が解決したもの。
- 移行・・・苦情処理手続を実施したが、最終的に紛争解決手続へ移行したもの。
- 不応諾・・・金融機関が苦情処理手続に応じなかったもの。
- 不調・・・苦情処理手続を実施したが、申立人の納得が得られなかったもの(移行を除く)。
- 移送・・・指定紛争解決機関が、他の指定紛争解決機関の苦情処理手続に付することが適当と認めたもの。
- その他・・・苦情処理手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

指定紛争解決機関の紛争解決手続実施状況 (平成28年4月1日～平成29年3月31日)

2. 紛争解決手続の実施状況

(単位:件)

(指定紛争解決機関名)	(1) 紛争解決手続件数(当期の状況)						(2) 紛争解決手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)									(3) 紛争解決手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)					
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	成 立		成 立 以 外							計	1月未満	1月以上 3月未満	3月以上 6月未満	6月以上	計
							和解	特別調停	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	不応諾	移送	その他							
全国銀行協会	70	193	56%	263	175	88	80	0	73	0	22	0	0	0	175	1	27	67	80	175	
信託協会	1	0	▲200%	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	
生命保険協会	158	355	14%	513	315	198	20	83	205	0	7	0	0	0	315	10	59	165	81	315	
日本損害保険協会	236	503	▲5%	739	533	206	215	0	290	0	26	1	0	1	533	4	104	272	152	532	
保険オンブズマン	10	32	33%	42	31	11	13	0	13	1	3	0	0	1	31	1	11	14	5	31	
日本少額短期保険協会	2	24	300%	26	24	2	0	11	4	9	0	0	0	0	24	4	9	8	3	24	
証券・金融商品 あっせん相談センター	36	143	9%	179	142	37	70	0	61	0	5	0	0	6	142	1	92	48	1	142	
日本貸金業協会	12	17	▲15%	29	26	3	12	0	7	0	7	0	0	0	26	0	8	11	7	26	
合計	525	1,267	10%	1,792	1,247	545	410	94	654	10	70	1	0	8	1,247	21	310	586	329	1,246	

(注1) 各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2) 計数は速報値である。

【凡例】

- 和解・・・紛争解決委員が提示する和解案により解決したもの。
- 特別調停・・・紛争解決委員が提示する特別調停案(和解案であって、金融機関が原則受け入れなければならないもの)により解決したもの。
- 見込みなし・・・紛争解決委員が、紛争解決手続によっては、和解が成立する見込みがないと判断して終了したものなど。
- 双方の離脱・・・紛争の当事者双方が、紛争解決手続によっては紛争の解決を図ることはしないこととして、合意により終了したもの。
- 一方の離脱・・・紛争の当事者のいずれか一方が、申立ての取下げや手続からの離脱により終了したもの。
- 不応諾・・・顧客の不応諾及び金融機関の正当な理由のある不応諾。
- 移送・・・紛争解決委員が、他の指定紛争解決機関の紛争解決手続に付することが適当と認めたもの。
- その他・・・紛争解決手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

◆ FinTechの推進等

✓イノベーションのための環境整備等

- FinTechを活用したイノベーションに向けたチャレンジの加速
 - 実証実験の際のコンプライアンスや監督対応上の躊躇・懸念を払拭する観点から、関係省庁と連携・協力し、金融法令以外の障害の解決を含め、実証実験の容易化を図る(FinTech実証実験ハブ(仮称))
 - 電子記録債権取引・本人確認等に係るブロックチェーン技術の実証実験の推進や、国際共同研究の実施
- オープン・イノベーション(FinTech企業と金融機関等との連携・協働)の推進
 - 改正銀行法等を施行するとともに、オープンAPIの推進や銀行代理業に係る課題について検討
 - 金融業における新たな技術の活用や、金融機関がIT等によりサービス・能力を機動的に開発・展開していく必要性等を十分に踏まえ、決済業務等をめぐる横断的な法制の整備等について検討
 - FinTechに対応した効率的な本人確認の方法について検討
 - IT技術を活用して、官民が効果的・効率的に規制・監督に係る対応を行う「RegTech」の推進に向けて検討

✓国際的な人材や海外当局との連携・協働

- 海外当局との協力枠組みの活用・拡大によるFinTech企業の海外展開の支援や、フィンテック・サミットの開催

✓企業の成長力強化のためのFinTechアクションプラン

- 金融EDI活用を起点として企業の財務・決済プロセス全体を高度化(企業会計のIT・クラウド化、XML新システム等のデータを活用した融資サービス・税務対応支援の容易化、電子手形・小切手への移行等)

✓規制の「サンドボックス」制度の創設

- 参加者や期間を限定して、実証内容とリスクを説明した上での参加の同意を前提に、試行錯誤によるビジネスモデルの発展を促す規制の「サンドボックス」制度について、政府横断的な体制の構築

「未来投資戦略2017」(29年6月9日閣議決定)における金融庁関連の主要施策

◆ 中長期的な企業価値向上に向けた取組の一層の推進

✓コーポレートガバナンス改革による企業価値の向上

- アベノミクスのトップアジェンダであるコーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へ深化させていくため、引き続き、「フォローアップ会議」における議論・検討等を通じ、以下のような取組の強化を促進
 - 機関投資家による、スチュワードシップ・コードの改訂を踏まえた、実効性あるスチュワードシップ活動等
 - 上場企業と投資家との間でのより実効的な対話等の実施
 - 客観性・適時性・透明性ある形でのCEOの選解任や、必要な資質・多様性を備えた取締役会の構成、戦略等を重視した取締役会の運営、これらに対する適切な評価
 - 株式の政策保有に関する方針の分かりやすい開示、保有の合理性のない政策保有株式の縮減

✓企業の情報開示、会計・監査の質の向上

- 投資家の投資判断に必要な情報の十分かつ公平な提供を確保するため、幅広い関係者の意見を聞きつつ、以下の取組を実施
 - 金融審議会において、上場企業の情報開示のあり方について、四半期開示のあり方を含め、総合的に検討
 - 事業報告等と有価証券報告書の記載内容の共通化に係る検討を加速
- 会計基準の品質向上、適正な会計監査の確保により、企業の情報開示の信頼性を確保

「未来投資戦略2017」(29年6月9日閣議決定)における金融庁関連の主要施策

◆ 活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進

✓ 家計の安定的な資産形成の促進と市場環境の整備等

- 積立NISAを含むNISA制度全体の更なる普及・促進等、家計に対する実践的な投資教育・情報提供の促進
- 「顧客本位の業務運営」の定着
 - 金融機関等の取組の実態把握や、顧客本位の業務運営の定着度合いを評価できる指標の公表を働きかけ
- 日本のアセットオーナーからの運用受託が見込まれる海外資産運用業者等の「ファストエントリー」の実現
 - 金融業の拠点開設サポートデスクを通じ、東京都と連携の上、海外金融事業者による日本拠点の開設を促進

✓ 金融仲介機能の質の向上

- 経済・市場の環境変化に適時適切に対応し、金融仲介機能の安定的な発揮を通じて我が国産業・企業の競争力・生産性の向上等を金融面から支援
- 金融機関による、企業の生産性向上等を支援し、その結果金融機関自身も安定した顧客基盤と収益を確保する取組(顧客との「共通価値の創造」)を通じた、地域経済の活性化
 - 金融機関による事業性評価に基づく、担保・保証に過度に依存しない融資による成長資金の供給の加速
 - 地域企業に対する成長資金の供給や人材・ノウハウを含む経営支援等に関し、地域金融機関の関係機関との連携による取組の促進

平成29年度税制改正について

—税制改正大綱における金融庁関係の主要項目—

平成28年12月
金融庁



1. 活力ある資本市場と家計の安定的な資産形成の実現

◆少額からの積立・分散投資の促進のためのNISAの改善

【現状及び問題点】

- NISA(少額投資非課税制度)については、口座開設数が約1,000万口座、買付金額が約7.8兆円となるなど、制度開始以降、着実に普及(平成28年3月末時点)。
- 29年度税制改正では、NISAの更なる普及のため、手元資金が十分でない若年層等の利用を促進する観点から、少額からの積立・分散投資に適した「積立NISA」の創設を要望。

【大綱の概要】

①「積立NISA」の創設(別紙)

② 非課税期間(現行:5年間)終了時の対応

- 非課税口座に設けられた非課税管理勘定に、他の年分の非課税管理勘定又は未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から移管がされる上場株式等については、その移管により非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の価額(払出し時の金額)の上限額を撤廃する。

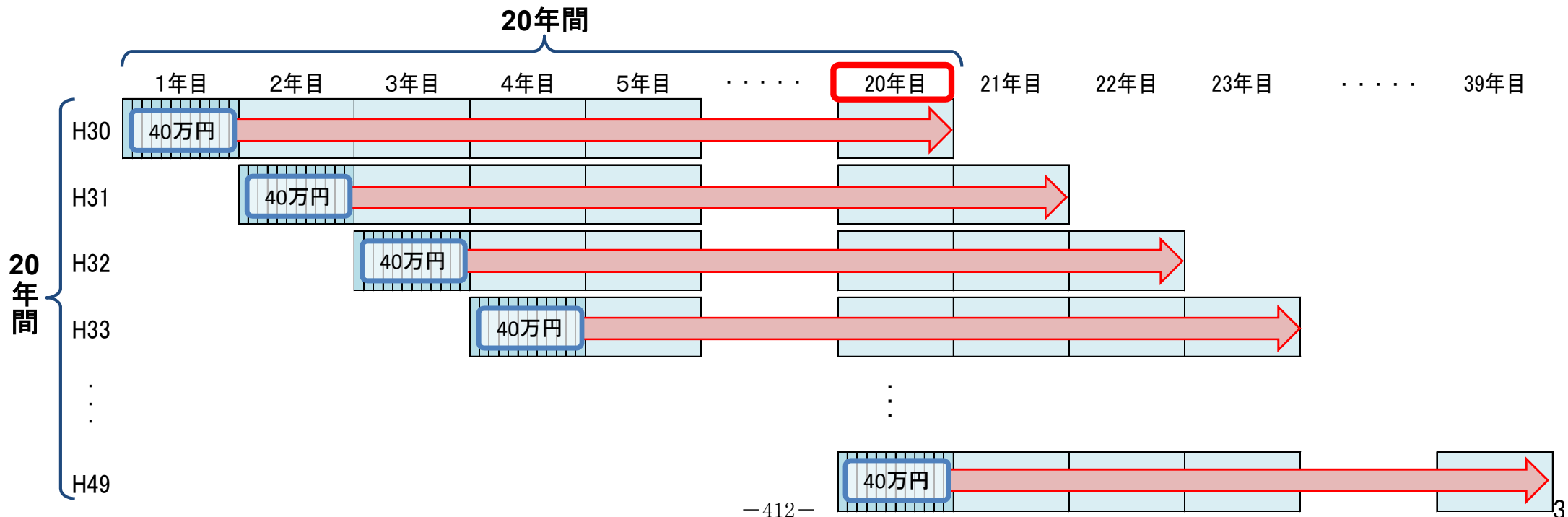
.....平成29年度与党税制改正大綱第一章「平成29年度税制改正の基本的考え方」(抄).....

「現行のNISAが積立型の投資に利用しにくいことを踏まえ、家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額からの積立・分散投資を促進するための積立NISAを新たに創設する。創設に当たっては、投資初心者でも理解できるよう、複数の銘柄の有価証券等に対して分散投資を行うなどの要件を満たし、特定の銘柄等によるリスクの集中の回避が図られた投資信託に商品を限定するとともに、実践的な投資教育をあわせて推進することが重要である。また、非課税投資の期間が長期にわたることも踏まえ、制度の適正な利用について定期的な点検ができる体制の構築を前提とする。

また、前述の個人所得課税改革において、老後の生活など各種のリスクに備える自助努力を支援する公平な制度の構築に向けた検討を行う中で、NISA全体に係る整理を行う。こうした方針に沿って、制度の簡素化や税制によって政策的に支援すべき対象の明確化の観点から、複数の制度が並立するNISAの仕組みについて、少額からの積立・分散投資に適した制度への一本化を検討する。」

積立NISA(案)の概要(平成30年1月からの導入を想定)

非課税投資枠等	年間投資上限額: 40万円 、非課税保有期間: 20年間 、投資可能期間: 平成30年～49年(20年間)
投資対象商品	<p>長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託</p> <p>※要件については今後検討</p> <p>(税制改正大綱には、 ①信託期間が無期限又は20年以上であること、②毎月分配型でないこと、等について記載)</p>
投資方法	契約に基づく定期かつ継続的な方法による買付け
現行NISAとの関係	現行NISAと 選択 して適用可能



◆金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大)

【現状及び問題点】

- 金融商品間の損益通算の範囲については、平成25年度税制改正において、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ(平成28年1月より実施)。
- しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等については、未だ損益通算が認められていない。

【大綱の概要(与党大綱)】

「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。」

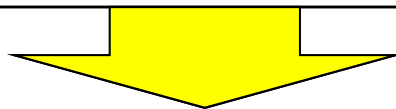
金融商品に係る課税方式

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス	
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離	現在、損益通算が認められている範囲
特定公社債・公募公社債投信	28年1月～ 源泉分離→申告分離	28年1月～ 非課税→申告分離	
デリバティブ取引	申告分離		
預貯金等	源泉分離	—	

◆上場株式等の相続税評価の見直し等

【現状及び問題点】

- 相続財産となった上場株式等は、原則として相続時点の時価^(※)で評価される。
(※)現行制度では、相続時の時価と、相続時以前3か月間(相続発生日、その前月、前々月)の各月における終値平均額のうち、最も低い価額で評価。
- 他方、上場株式等は価格変動リスクの高い金融商品。相続後、遺産分割協議等を経るまで資産を譲渡できない実態がある中、上場株式等については、相続税評価上、相続時から納付期限までの期間(10ヶ月間)の価格変動リスクが考慮されていない。
- このため、上場株式等は価格変動リスクの低い預金や債券などの他の資産と比べて不利になっており、投資家の株式離れが助長されているとの指摘がある。
⇒上場株式等について、以下の措置を要望。
 - ①上場株式等の相続税評価額について、相続時から納付期限までの価格変動リスクを考慮したものとする
 - ②相続時以後、通常想定される価格変動リスクの範囲を超えて価格が著しく下落した上場株式等については、評価の特例を設けること。
 - ③上場株式等の物納順位について、第一順位(国債・地方債・不動産・船舶)の資産と同等となるよう、見直しを行うこと。



【大綱の概要】

相続税の物納に充てることができる財産の順位について、株式、社債及び証券投資信託の受益証券等のうち金融商品取引所に上場されているもの等を国債及び不動産等と同順位(第一順位)とし、物納財産の範囲に投資証券等のうち金融商品取引所に上場されているもの等を加え、これらについても第一順位とする。

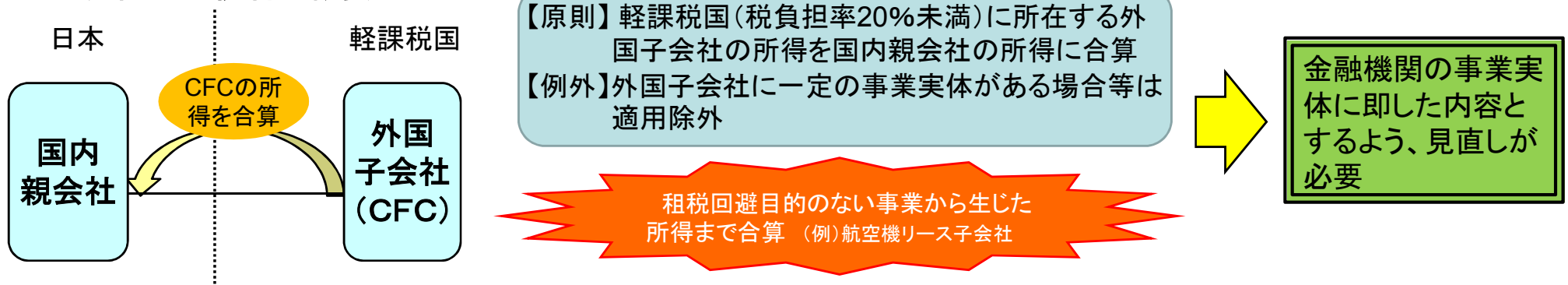
2. 金融のグローバル化への対応

◆外国子会社合算税制(CFC税制)の抜本的見直し

【現状及び問題点】

- CFC税制とは、軽課税国に所在する一定の外国子会社等(CFC)を通じた租税回避行為に対処するため、当該CFCの所得を国内の親会社の所得に合算して課税する制度。
- 現行のCFC税制については、例えば、航空機リースを営む外国子会社等の所得に関し、租税回避目的が無いにもかかわらず、一律に合算対象になってしまうとの問題点が指摘されているところ。
- なお、平成28年度与党大綱では、OECDのBEPSプロジェクトの議論を踏まえつつ、CFC税制の見直しを検討することとされている。

<現行CFC税制の概要>



【大綱の概要】

① 実体のある金融子会社への配慮

一定の要件を満たす金融機関が得る一定の金融所得を合算対象外とする。

② 合理性のあるペーパーカンパニー(SPC)への配慮

免許を受けて保険業を営む一定の外国関係会社(保険委託者)が、実体基準及び管理支配基準を満たす保険受託者に保険業務を委託する場合、当該保険委託者もこれらの基準を満たすこととする。

③ 実体のある企業の経済活動を踏まえた措置

主体的に航空機リース業を行っているものは事業基準を満たしているものとする。

◆クロスボーダーの債券現先取引(レポ取引)に係る税制の見直し

【現状及び問題点】

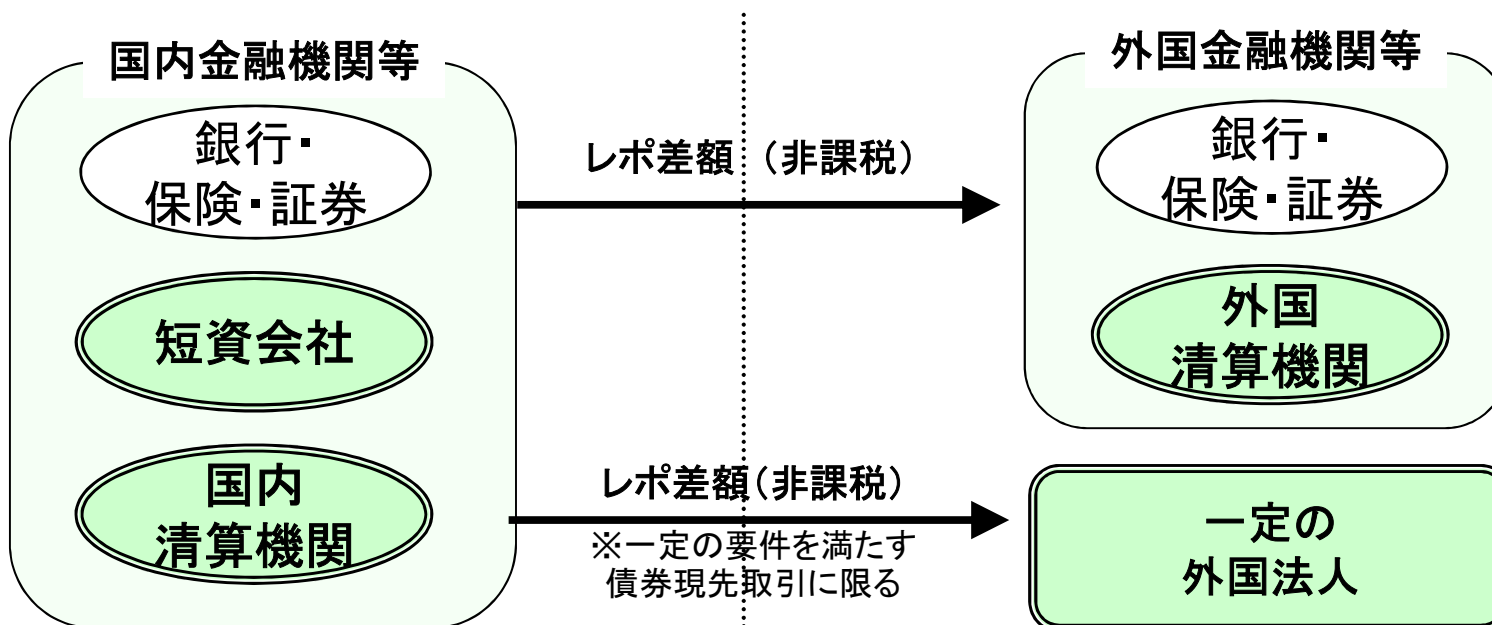
- クロスボーダーの債券現先取引(レポ取引)については、金融機関の短期資金の調達を円滑にするという観点から、外国金融機関等が本邦金融機関等から受取るレポ差額は非課税とされているところ(レポ特例)。
- しかしながら、現行、レポ特例の対象は、本邦の金融機関等と外国金融機関等との取引に限定されており、短資会社や清算機関等が行うレポ取引は、非課税の対象となっていないため、クロスボーダーのレポ取引が阻害されているとの指摘がある。



【大綱の概要】

- ①レポ特例の対象となる金融機関等の範囲に、短資会社及び国内外の清算機関を含める。
- ②一定の外国法人が国内金融機関等と行うレポ取引につき受け取る利子等を非課税とする(2年間の時限措置)。

【改正後】



3. その他の重要項目

◆企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税の停止措置の適用期限の延長

【現状及び問題点】

- 特別法人税とは、企業年金等の積立金に対して課税される法人税（1.173%）。
（注）特別法人税は、掛金拠出時に給与所得として課税すべきところ、給付時までには課税が繰り延べられることを踏まえ、その期間の遅延利息相当分を課税するという考え方にに基づき、昭和37年に導入。
- 特別法人税については、超低金利の状況、企業年金の財政状況等を踏まえ、平成11年度から凍結されているが、平成29年3月末でその凍結措置が期限切れ。
- 勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定等を図るため、特別法人税の撤廃又は課税の停止措置の適用期限の延長が必要。

【大綱の概要】

企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税の停止措置の適用期限を3年間延長する。

（主要国の企業年金税制の概要）

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
拠出時 (事業主拠出分)	非課税	非課税	非課税	課税	非課税
運用時	課税 (特別法人税) <small>(※)平成29年3月末まで課税停止</small>	非課税	非課税	非課税	非課税
給付時	課税 (控除あり)	課税	課税	課税 (収益部分のみ)	課税

4. その他の要望項目

◆投資法人に係る税制優遇措置の延長

【現状及び問題点】

平成28年度税制改正において、再生可能エネルギー発電設備（再エネ設備）を投資法人のペイスルー課税対象資産とみなす期間が10年から20年に延長。これを受け、本年6月に東証のインフラファンド市場において第1号案件が上場、他にも複数案件が上場に向けた準備や検討に着手。

成長戦略等に掲げられたインフラファンド市場の持続的な成長の施策実現に向け、足下の上場ニーズに対応しつつ引き続き民間投資の積極的な参入の後押しが必要。

(参考) 「日本再興戦略2016」抜粋

第2 具体的施策

- Ⅱ 生産性革命を実現する規制・制度改革、2-2. 活力ある金融・資本市場の実現、⑤ 金融資本市場の利便性向上と活性化
・投資家がインフラ資産に容易に投資できるよう、インフラファンド市場の持続的な成長のために必要な環境整備を図る。

【大綱の概要】

投資法人に係るペイスルー課税の特例について、平成29年3月末までとなっている再エネ設備（及び主に当該設備に投資する匿名組合出資持分）の取得期限を3年間延長する。

◆「仮想通貨」に係る消費税の課税関係に関する整理

【現状】

- 「仮想通貨」については、消費税法上、非課税対象取引と規定されていない(消費課税の対象)。
他方、単に取引の対価の決済手段として利用される外為法上の支払手段(銀行券や小切手等)や資金決済法上の前払式支払手段(プリペイドカードなど)等の譲渡は、非課税対象取引とされている。
- 今般、「仮想通貨」は支払・決済手段としての機能を事実として有することに鑑み、資金決済法等を改正し、仮想通貨交換業者に対するマネロン・テロ資金供与規制及び利用者保護の観点からの規制を整備。

(参考) 欧州(EU)や米国(ニューヨーク州)においては、仮想通貨の譲渡に係る消費税は非課税とされている。

【大綱の概要】

資金決済に関する法律に規定する仮想通貨の譲渡について、消費税を非課税とする。

仮想通貨に係る消費税を非課税としている諸外国の例

諸外国	対応	備考
欧州 (EU)	非課税	EU付加価値税指令に規定する非課税対象に該当する旨、 欧州司法裁判所が判決。 ※ 指令上、非課税とされる「通貨・銀行券・硬貨」の категорияに仮想通貨も該当するとした (2015年10月)。
米国 (NY州)	非課税	非課税対象との見解を州税務当局が公表。 ※ 同州では、無形財産は非課税とされており、仮想通貨はこれに該当するとした (2014年12月)。

※ オーストラリア財務省は、現行上、仮想通貨を消費課税の対象としている点について、「今後、産業界とともに消費税法を改正するための立法上の措置を検討する」旨公表 (2016年3月)。

地域再生に関する取組み(当庁関連項目抜粋)

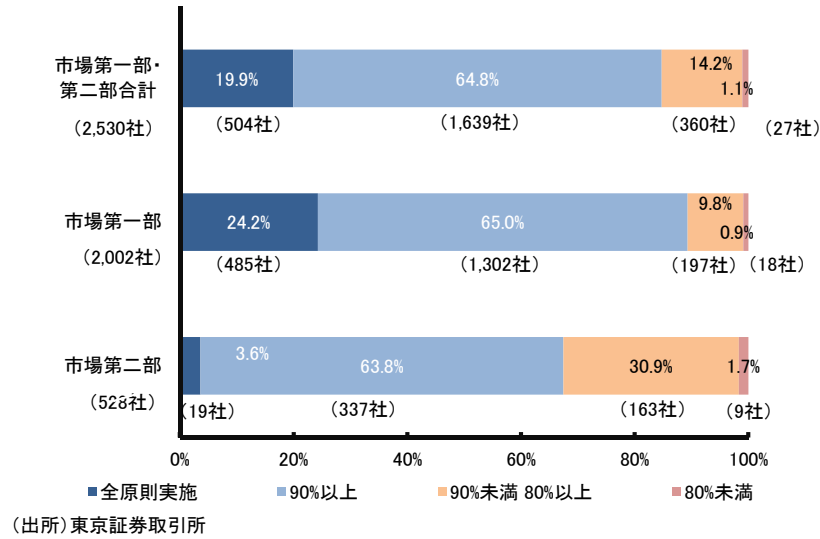
▽地域再生計画と連動する施策

施策名	施策の概要
<p>中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携</p>	<p>地域経済の動向に甚大な影響を与えるといった事態の発生に伴い、地域企業に対する再生支援を含む各種施策を集中・連携して実施するため、地域再生計画の認定を踏まえ、当該地域の地方公共団体において中小企業再生支援協議会、整理回収機構等関係機関を含む連絡調整組織を整備するとともに、当該地方公共団体からの要請に応じ、企業再生実務に関する説明会等に対し、同協議会等が連携して専門家を派遣する等、集中的に支援を行う。</p>

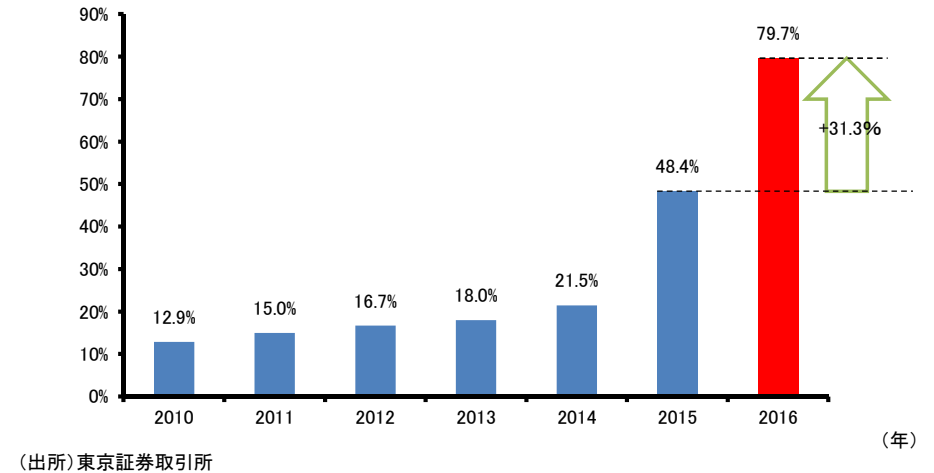
(注)「中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携」は、金融庁とともに経済産業省も所掌。

コーポレートガバナンス改革の進捗状況

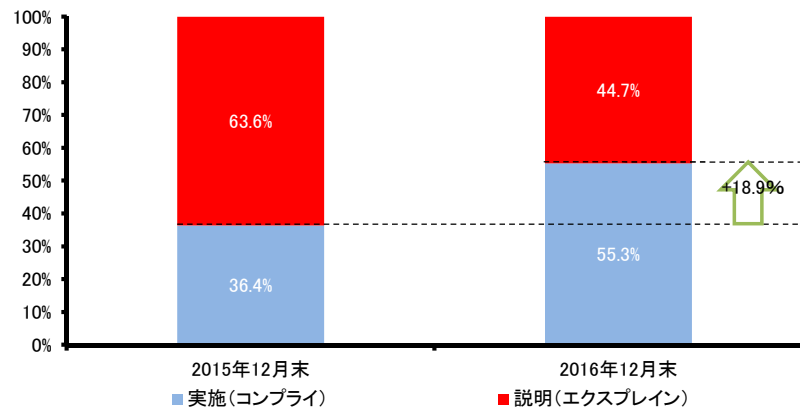
コーポレートガバナンス・コードの「実施」状況



2名以上の独立社外取締役を選任する上場企業 (東証第一部) の比率推移

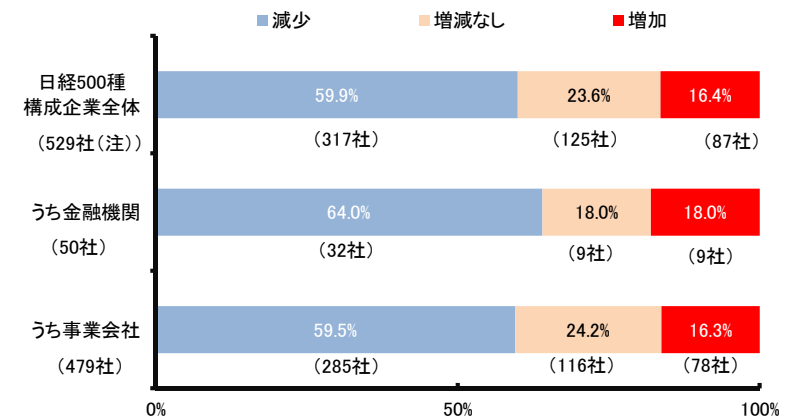


取締役会の実効性評価の実施状況



(注)コーポレートガバナンス・コード補充原則4-11③への対応状況 (東証第一部・第二部) (出所) 東京証券取引所

主要企業による政策保有株式の縮減状況 (銘柄数ベース: 2015・16年比較)



(注) 持株会社における一部の子会社含む (出所) 「平成27・28年の政策保有株式の比較 (別冊商事事務)」より金融庁作成

平成 28 年 11 月 30 日

機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方

～企業の持続的な成長に向けた「建設的な対話」の充実のために～

「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」
意見書（3）

I. はじめに

企業の持続的な成長は、雇用の拡大・賃金の上昇や、投資リターンの拡大等を通じて、国民全体の豊かさの源泉となるものである。常に変化し続ける経営環境に対応しながら、企業が、持続的に成長していくためには、経営陣が、先見性のある、適確な経営判断を行っていくことが必要であり、取締役会が、経営に係る戦略的な方向付けや、経営陣の実効的な監督を行うことが求められる。こうした経営陣・取締役会のリーダーシップの下、様々なステークホルダーと適切に協働しつつ、経営戦略に即した設備投資、研究開発投資、人材投資などが行われ、中長期的な視点に立った企業経営が行われていくことが重要である。

このような企業経営を促していくため、コーポレートガバナンス改革に向けた取組みを一層進めていくことが求められる。既に、スチュワードシップ・コードとコーポレートガバナンス・コードの導入や、フォローアップ会議による取締役会のあり方に関する意見書の公表等によって、改革の枠組みは整ってきている。この改革を「形式」から「実質」へと深化させることが重要な課題である。

そのためには、企業に投資を行っている機関投資家（運用機関及び年金基金等のアセットオーナー）が、インベストメント・チェーン（最終受益者から投資先企業へと向かう投資資金の流れ）におけるそれぞれの役割を認識し、企業の実情や取り巻く環境を踏まえながら、その持続的な成長に向けて、経営戦略を含む諸課題について、深度ある「建設的な対話」を行っていくことが必要となる。

本意見書は、コーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深化させていく上で、運用機関とアセットオーナーのそれぞれに求められる取組みを提言するものである。

II. 運用機関による実効的なスチュワードシップ活動

機関投資家、特に年金基金等のアセットオーナーから運用を受託し、企業との直接の対話の相手方となる運用機関には、短期的な業績動向ばかりにとらわれることなく、中長期的な視点から、深度ある企業評価に基づいて実効的なス

チュワードシップ活動を行うことが求められる。また、その際、機関投資家においては、形式的な基準や助言会社のサービスを機械的に適用するのではなく、各企業の状況に着目したきめ細かな判断を行っていくことが重要である。

1. 運用機関のガバナンス・利益相反管理等

運用機関が企業との間で実効的なスチュワードシップ活動を行っていく上では、運用機関において、アセットオーナーやその背後に存在する最終受益者の利益を第一に考え、顧客本位の活動が実効的に確保されることが不可欠である。他方、金融グループ系列の運用機関について、親会社等の利益と運用機関の顧客の利益との間に存在する利益相反を回避したり、その影響を排除するための措置が必ずしも十分に機能していないケースが多く、よりきめ細かな対応が必要ではないか、との指摘がある。また、同一の機関内において運用以外の業務を行っている場合における、当該業務を行う部門と運用部門との関係についても、同様のことが指摘されている。

このため、運用機関自身のガバナンスの強化や、運用機関とその系列親会社等との関係等から生じうる利益相反のより適切な管理に向け、以下のような取組みを進めるべきである。

(1) 運用機関のガバナンスの強化

運用機関は、最終受益者の利益の確保や利益相反防止のため、例えば、独立した取締役会や、議決権行使の意思決定や監督のための第三者委員会などのガバナンス体制を整備すべきである。

運用機関自身のガバナンスを強化することは、最終受益者の利益に資するとともに、投資先企業のガバナンス等について企業と対話を行う上でも、運用機関自身の信頼性が高まることを通じ、対話の実効性を高めることにつながるものと考えられる。

(2) 利益相反管理

運用機関は、議決権行使や対話に重要な影響を及ぼす利益相反が生じうる局面を具体的に特定し、それぞれの利益相反を回避したり、その影響を実効的に排除するなど、最終受益者の利益を確保するための措置について具体的方針を定め、公表すべきである¹。

(注)

- ・ 議決権行使や対話に重要な影響を及ぼす利益相反が生じうる局面として、例えば以下のような場合が考えられる。

¹ スチュワードシップ・コードにも、利益相反管理の方針を策定・公表すべきとの原則が示されているが、必ずしも具体性のある記載がなされていないケースが見られる。

- 一 投資先企業に対し、当該運用機関のグループ企業、または当該運用機関内の他部門が金融商品・サービスを提供している／しようとする場合
 - 一 当該運用機関の投資先企業が運営する年金の運用を受託している／しようとする場合 等
- ・ 海外等においては、議決権行使等に際して利益相反が生じる場合に講じている措置として、以下のような例が見られる。
 - 一 運用機関内部の独立した機関により審議し、審議の記録を保持
 - 一 外部の第三者機関に自らの議決権ガイドラインを示すなどの工夫を行いながら、その第三者機関の判断を活用 等

(3) 運用機関の経営陣の能力・経験と責務

運用機関の経営陣は、スチュワードシップ責任を実効的に果たすための適切な能力・経験を備えているべきであり、系列の金融グループ内部の論理などに基づいて構成されるべきではない。

また、運用機関の経営陣は、自らが企業との間の対話の充実や運用機関のガバナンス強化・利益相反管理及びこれらの実行とそのため組織構築・人材育成に関して重要な役割・責務を担っていることを認識し、これらに関する課題に対する取組みを推進すべきである。

2. 議決権行使結果の公表の充実

スチュワードシップ・コードにおいては、機関投資家が適切に議決権行使をしているか否かについての可視性を高める観点から、議案の主な種類ごとに整理・集計する形での行使結果の公表を求めているが、一部の業態においては、議決権行使結果の集計を公表している機関投資家の割合が少ないとの指摘がある。議決権行使の透明性を確保する上で、各運用機関等²において、このような公表を行うことがまずもって重要である。

また、集計による公表にとどまらず、運用機関等が、自らの活動について最終受益者への説明責任を果たし、透明性を向上させていくためには、個別企業・議案ごとに議決権行使結果を公表することが重要である。この点、米国においては、投資信託について、証券取引委員会（SEC）規則により、議決権行使の透明性を高めるとの観点から、個別の議決権行使結果の公表が義務付けられている。このような義務付けがない英国においても、説明責任の向上や利益相反管理の観点から、個別の議決権行使結果の公表を行っている機関投資家は少なくない。こうした海外の動向に見られるように、運用機関等により真に最終受益者のために議決権が行使されることを担保する上で、個別の議決権行使結果を公表することは、有効な方法と考えられる。また、必

² 「運用機関等」には、アセットオーナーを含む（以下同じ）。

要と考える場合には、運用機関等が議決権行使の理由を対外的に明確に説明することも、透明性の向上に資するものと考えられる。

このような考え方に対し、個別の議決権行使結果については、運用機関が、運用委託を受けている年金基金等のアセットオーナーにのみ開示することで足りる³との指摘も存在する。また、個別の議決権行使結果の公表により、賛否の結果のみに過度に関心が集まり、運用機関による形式的な行使を助長したり、企業と運用機関の対決色が強調されるなど、円滑な対話が阻害されるのではないかとの懸念なども指摘されている。

しかし、アセットオーナーの先に存在する最終受益者は、年金受給者など広範に及び、潜在的な受益者も含めれば、最終受益者は広く国民一般であると言える場合も多い。また、後者の懸念については、運用機関が、議決権行使に関する考え方を対外的に説明することなどを通じて、解決していくべきものであるとの指摘もある⁴。さらに、我が国においては、金融グループ系列の運用機関が多く見られるところ、こうした運用機関において、議決権行使をめぐる利益相反への適切な対応がなされていない事例が多いのではないかとの指摘もなされている中、こうした懸念を払拭するためにも、個別の議決権行使結果の公表が進められるべきではないかと考えられる。

したがって、最終受益者の利益を確保するとともに、自らの取組みの透明性を高めるために、運用機関等は、少なくとも「コンプライ・オア・エクスプレイン」ベースでの対応としては、アセットオーナーへの開示にとどまらず、個別の議決権行使結果を一般に公表することを原則とし、それぞれの運用機関等の置かれた状況により、それが必ずしも適切でないと考えられる場合には、その理由を積極的に説明すべきであると考えられる。

3. パッシブ運用におけるエンゲージメント等

近年、上場投資信託（ETF）の増加や、年金の株式運用におけるパッシブ運用比率の高まりなどを背景に、パッシブ運用の比重が高まっている。

パッシブ運用は、アクティブ運用と異なり、投資先企業の株式を売却する選択肢が限られ、中長期的な企業価値を促す必要性がより高いことから、運用機関等は、より積極的に中長期的視点に立ったエンゲージメント（対話）や議決権行使に取り組むべきである。その際、パッシブ運用におけるエンゲ

³ この点に関連し、アセットオーナーによっては、自ら一任契約により運用を委託した分の個別の議決権行使結果について、運用機関が一般に公表することを承諾しない場合もありうるため、アセットオーナーの意向確認も必要との指摘があった。

⁴ 企業の側においても、コーポレートガバナンス・コード補充原則1-1①の趣旨を踏まえ、議決権行使結果やその説明を、その後の建設的な対話に活かすべきであるとの指摘があった。

ージメントの具体的な手法やコスト負担のあり方などについては、関係者において検討が進められるべきであるとの指摘があった。

なお、パッシブ運用の有効性を高める観点からは、例えば、インデックスから運用対象として明らかに不適当と考えられる銘柄を外して運用対象とするなど、現実の市場の状況を踏まえて、関係者が適切な運用方法を検討していくことが期待される。

4. 運用機関の自己評価

運用機関は、持続的な自らのガバナンス体制等の改善に向けて、ステュワードシップ・コードの実施状況を定期的に自己評価し、公表すべきである。このような自己評価は、アセットオーナーが運用機関の選定や評価を行うことにも資すると考えられる。

Ⅲ. アセットオーナーによる実効的なチェック

アセットオーナーは、インベストメント・チェーンにおいて、最終受益者のより近くに位置し、直接、最終受益者の利益を確保する責務を負っている。こうした位置付けを踏まえ、アセットオーナーは、運用機関によるステュワードシップ活動がより実効的なものとなるよう十分留意し、以下のような取組みを進めていく必要がある。

1. アセットオーナーによる実効的なステュワードシップ活動の確保

アセットオーナーは、最終受益者の利益の確保のため、可能な限り、自らステュワードシップ活動に取り組むべきである。また、自ら直接的に議決権行使を含むステュワードシップ活動を行わない場合には、運用機関に、実効的なステュワードシップ活動を行うよう求めるべきである。

企業においては、様々なステークホルダーと適切に協働しつつ、自らの持続的成長に影響を与えるような環境・社会的な要因⁵等を含む様々な要因も考慮しながら、中長期的な視点に立った経営戦略の下、設備投資、研究開発投資、人材投資などが行われることが重要である。アセットオーナー・運用機関がステュワードシップ活動を行うに際しては、こうした企業の取組みを促していくよう、経営戦略を含む諸課題について、深度ある「建設的な対話」に取り組むことが必要である。

また、アセットオーナーは、運用機関が、当該アセットオーナー（及び最終受益者）だけでなく、他の顧客・最終受益者に対してもステュワードシッ

⁵ ガバナンス（統治）と共に ESG 課題と呼ばれる。

責任を負っていることを認識し、運用機関の適切な活動を妨げることはないよう、留意すべきである。

2. アセットオーナーが運用機関に求める事項の明示

アセットオーナーは、実効的なスチュワードシップ活動が行われるよう、運用機関の選定や運用委託契約の締結に際して、議決権行使を含め、スチュワードシップ活動に関して求める事項や原則を明示すべきである。特に大規模なアセットオーナーにおいては、自らがインベストメント・チェーンにおいて置かれている位置・役割を踏まえ、運用機関の方針を検証なく単に採択するのではなく、スチュワードシップ責任を果たす観点から、自ら主体的に検討を行った上で、運用機関に対して議決権行使を含むスチュワードシップ活動に関して求める事項や原則を明確に示すべきである。

3. 運用機関に対する実効的なモニタリング

アセットオーナーは、運用機関のスチュワードシップ活動が自らの方針と統合的なものとなっているかについて、運用機関の自己評価なども活用しながら、実効的に運用機関に対するモニタリングを行うべきである。このモニタリングに際しては、運用機関と企業との間の対話の「質」に重点を置くべきであり、運用機関と企業との面談回数、面談時間等の形式的な確認に終始すべきではない。

IV. おわりに

企業が持続的な成長を実現していく上で、運用機関・アセットオーナーは重要な役割を担っている。運用機関・アセットオーナーにおいては、本意見書の提言を踏まえ、「建設的な対話」とその深化に向けた取組みを進めていくことが求められる。こうした対話が企業の持続的な成長と国民生活の向上に、そしてその効果が次なる企業の成長につながり、日本経済全体の好循環が実現していくことが期待される。

本意見書の提言内容は、いずれも機関投資家がスチュワードシップ責任を実効的に果たしていく上で重要であると考えられる。フォローアップ会議としては、スチュワードシップ責任に関する国際的な議論⁶や同コードに関する実務の動向も踏まえつつ、スチュワードシップ・コードについて、本意見書の内容を踏まえた見直しを期待するものである。

⁶ 国際的な機関投資家団体である ICGN (International Corporate Governance Network) が本年6月に取りまとめた「ICGN グローバル・スチュワードシップ原則」においては、機関投資家のガバナンス等について言及がなされており、こうした国際的な議論の動向を踏まえることも重要と考えられる。

「責任ある機関投資家」の諸原則

《日本版スチュワードシップ・コード》

～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～

スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会

平成29年5月29日

スチュワードシップ・コード改訂に当たって

平成 29 年 5 月 29 日

スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会

1. 平成 26 年 2 月 26 日、「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」によりスチュワードシップ・コードが策定されてから約 3 年が経過した。この間、スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関投資家は 200 を超えるに至り、また、平成 27 年 6 月には、上場企業に対し、コーポレートガバナンス・コードの適用が開始された。両コードの下で、コーポレートガバナンス改革には一定の進捗が見られるものの、いまだに形式的な対応にとどまっているのではないかとの指摘もなされている。
2. こうした中、平成 28 年 11 月 30 日、金融庁・東京証券取引所に設置された「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において、「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方」と題する意見書（以下、「意見書」という。）が公表された。意見書においては、コーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深化させていくためには、機関投資家が企業との間で深度ある「建設的な対話」を行っていくことが必要であるとされ、スチュワードシップ・コードの改訂が提言された。
3. 意見書を受け、金融庁において、平成 29 年 1 月から計 3 回にわたり、「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（以下、前出の「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」と併せ、「本検討会」という。）を開催し、コード改訂に向けた議論を重ねてきた。こうした議論を踏まえ、今般、本検討会は改訂版のスチュワードシップ・コード（以下、「本コード」という。）を取りまとめた。
4. 意見書においては、
 - ・ アセットオーナーによる実効的なチェック
 - ・ 運用機関のガバナンス・利益相反管理等
 - ・ パッシブ運用における対話等
 - ・ 議決権行使結果の公表の充実
 - ・ 運用機関の自己評価についての提言がなされており、本検討会は、これらの内容について議論を行い、新たに本コードに盛り込むこととした。
5. さらに、検討の過程では、意見書にある論点以外についても、以下のような指摘がなされた。

- ・ 現在のコードにおいても、議決権行使助言会社に、利益相反管理等の各原則が当てはまる旨は示されているが、議決権行使助言会社自身が、十分な経営資源を投入した上でサービスを提供することが重要であり、また、自らの取組みについて公表を求めることが考えられるのではないか。
- ・ 複数の機関投資家が協働して企業と対話を行うこと（集团的エンゲージメント）について、企業との間で対話を行う際の選択肢として考えられることを、コードにも盛り込むべきではないか。他方で、集团的エンゲージメントを行う際には、対話が形式的にならないよう、十分留意する必要があるのではないか。
- ・ ESG（環境・社会・ガバナンス）要素のうち、投資先企業の状況を踏まえ重要と考えられるものは、事業におけるリスク・収益機会の両面で、中長期的な企業価値に影響を及ぼすのではないか。

こうした指摘を踏まえ、関連する事項についても、今回の改訂に当たって盛り込んだところである。

6. 本コードの取りまとめに当たっては、策定時と同様に、和英両文によるパブリックコメントを実施し、和文については18の個人・団体から、英訳版については11の個人・団体から意見が寄せられた。本検討会においては、これらについても検討を行い、本コードの取りまとめに反映させていただいた。
7. 本検討会は、現在コードを受け入れている機関投資家に対して、改訂版コード公表の遅くとも6ヶ月後（平成29年11月末）までに、改訂内容に対応した公表項目の更新（及び更新を行った旨の公表と金融庁への通知）を行うことを期待する。

「責任ある機関投資家」の諸原則 《日本版スチュワードシップ・コード》 について

本コードにおいて、「スチュワードシップ責任」とは、機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、「顧客・受益者」（最終受益者を含む。以下同じ。）の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任を意味する。

本コードは、機関投資家が、顧客・受益者と投資先企業の双方を視野に入れ、「責任ある機関投資家」として当該スチュワードシップ責任を果たすに当たり有用と考えられる諸原則を定めるものである。本コードに沿って、機関投資家が適切にスチュワードシップ責任を果たすことは、経済全体の成長にもつながるものである。

経緯及び背景

1. 平成 24 年 12 月、我が国経済の再生に向けて、円高・デフレから脱却し強い経済を取り戻すため、政府一体となって、必要な経済対策を講じるとともに成長戦略を実現することを目的として、内閣に「日本経済再生本部」が設置された。また、平成 25 年 1 月、同本部の下に、我が国産業の競争力強化や国際展開に向けた成長戦略の具現化と推進について調査審議するため、「産業競争力会議」が設置された。同会議における議論を踏まえ、日本経済再生本部において、本部長である内閣総理大臣より、「内閣府特命担当大臣（金融）は、関係大臣と連携し、企業の持続的な成長を促す観点から、幅広い範囲の機関投資家が適切に受託者責任を果たすための原則のあり方について検討すること。」との指示がなされた¹。
2. 以上の経緯を経て、平成 25 年 6 月、いわゆる「第三の矢」としての成長戦略を定める「日本再興戦略」において、「機関投資家が、対話を通じて企業の中長期的な成長を促すなど、受託者責任を果たすための原則（日本版スチュワードシップコード）」、すなわち「企業の持続的な成長を促す観点から、幅広い機関投資家が企業との建設的な対話を行い、適切に受託者責任を果たすための原則」について検討を進め、年内に取りまとめることが閣議決定された。
3. 前記の総理指示及び閣議決定を踏まえた検討の場として、平成 25 年 8 月、金融庁において「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」~~（以下、「本検討会」という。）~~が設置された。本検討会は、同年 8 月から計 6 回にわたり議論を重ね、**今般平成 26 年 2 月 26 日**、「『責任ある機関投資家』の諸原則 《日

¹ 日本経済再生本部 第 6 回会合（平成 25 年 4 月 2 日）

本版スチュワードシップ・コード」(以下、「本コード」という。)を策定した。なお、「本コード」の取りまとめに当たっては、和英両文によるパブリックコメントを実施し、和文については26の個人・団体から、英文訳版については19の個人・団体から充実した意見が寄せられた。本検討会は、これらについても議論を行い、「本コード」の取りまとめに反映させていただいた。

本コードの目的

4. 冒頭に掲げたように、本コードにおいて、「スチュワードシップ責任」とは、機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任を意味する。本コードは、機関投資家が、顧客・受益者と投資先企業の双方を視野に入れ、「責任ある機関投資家」として当該「スチュワードシップ責任」を果たすに当たり有用と考えられる諸原則を定めるものである。
5. 一方で、企業の側においては、コーポレートガバナンス・コード(平成27年6月1日適用開始)に示されているように、経営の基本方針や業務執行に関する意思決定を行う取締役会が、経営陣による執行を適切に監督しつつ、適切なガバナンス機能を発揮することにより、企業価値の向上を図る責務を有している。企業側のこうした責務と本コードに定める機関投資家の責務とは、いわば「車の両輪」であり、両者が適切に相まって質の高い企業統治コーポレートガバナンスが実現され、企業の持続的な成長と顧客・受益者の中長期的な投資リターンの確保が図られていくことが期待される。本コードは、こうした観点から、機関投資家と投資先企業との間で建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)が行われることを促すものであり、機関投資家が投資先企業の経営の細部にまで介入することを意図するものではない²。
6. また、スチュワードシップ責任を果たすための機関投資家の活動(以下、「スチュワードシップ活動」という。)において、議決権の行使は重要な要素ではあるものの、当該活動は単に議決権の行使のみを意味するものと理解すべきではない。スチュワードシップ活動は、機関投資家が、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を適切に把握することや、これを踏まえて当該企業と建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)を行うことなどを含む、幅広い活動を指すものである³。

² また、本コードは、保有株式を売却することが顧客・受益者の利益に適うと考えられる場合に売却を行うことを否定するものではない。

³ 金融庁において、平成26年2月、機関投資家と投資先企業との対話の円滑化を図るため、大量保有報告制度や公開買付制度等に係る法的論点について、可能な限り解釈の明確化が図られ

7. 本コードにおいて、機関投資家は、資金の運用等を受託し自ら企業への投資を担う「資産運用者としての機関投資家」(投資運用会社など以下、「運用機関」という。)である場合と、当該資金の出し手を含む「資産保有者としての機関投資家」(年金基金や保険会社など以下、「アセットオーナー」という。)である場合とに大別される。

このうち、「資産運用者としての機関投資家」運用機関には、投資先企業との日々の建設的な対話等を通じて、当該企業の企業価値の向上に寄与することが期待される。

また、「資産保有者としての機関投資家」アセットオーナーには、スチュワードシップ責任を果たす上での基本的な方針を示した上で、自ら、あるいは委託先である「資産運用者としての機関投資家」運用機関の行動を通じて、投資先企業の企業価値の向上に寄与することが期待される。

「資産運用者としての機関投資家」運用機関は、「資産保有者としての機関投資家」アセットオーナーの期待するサービスを提供できるよう、その意向の適切な把握などに努めるべきであり、また、「資産保有者としての機関投資家」アセットオーナーは、「資産運用者としての機関投資家」運用機関の評価に当たり、短期的な視点のみに偏ることなく、本コードの趣旨を踏まえた評価に努めるべきである。

機関投資家による実効性のある適切なスチュワードシップ活動は、最終的には顧客・受益者の中長期的な投資リターン拡大を目指すものである。したがって、スチュワードシップ活動の実施に伴う適正なコストは、投資に必要なコストであるという意識を、機関投資家と顧客・受益者の双方において共有すべきである。

8. 本コードの対象とする機関投資家は、基本的に、日本の上場株式に投資する機関投資家を念頭に置いている。また、本コードは、機関投資家から業務の委託を受ける議決権行使助言会社等に対してもあてはまるものである。

「プリンシプルベース・アプローチ」及び「コンプライ・オア・エクスプレイン」

9. 本コードに定める各原則の適用の仕方は、各機関投資家が自らの置かれた状況に応じて工夫すべきものである。本コードの履行の態様は、例えば、機関投資家の規模や運用方針(長期運用であるか短期運用であるか、アクティブ運用であるかパッシブ運用であるか等)などによって様々に異なり得る。

10. こうした点に鑑み、本コードは、機関投資家が取べき行動について詳細に規定

~~ることが望ましい。(金融庁では別に示すような形~~
~~(<http://www.fsa.go.jp/singi/stewardship/legalissue.pdf>)で「日本版スチュワードシッ~~
~~プ・コードの策定を踏まえた法的論点に係る考え方の整理」を公表し、解釈の明確化を図って~~
~~いる(<http://www.fsa.go.jp/singi/stewardship/legalissue.pdf>)。)~~

する「ルールベース・アプローチ」（細則主義）ではなく、機関投資家が各々の置かれた状況に応じて、自らのステewardシップ責任をその実質において適切に果たすことができるよう、いわゆる「プリンシプルベース・アプローチ」（原則主義）を採用している。

「プリンシプルベース・アプローチ」は、我が国では、~~いまだ馴染みの薄い面があると考えられるが~~、その意義は、一見、抽象的で大掴みな原則（プリンシプル）について、関係者がその趣旨・精神を確認し、互いに共有した上で、各自、自らの活動が、形式的な文言・記載ではなく、その趣旨・精神に照らして真に適切か否かを判断することにある。機関投資家が本コードを踏まえて行動するに当たっては、こうした「プリンシプルベース・アプローチ」の意義を十分に踏まえることが望まれる。

11. 本コードは、法令とは異なり、法的拘束力を有する規範ではない。本検討会は、本コードの趣旨に賛同しこれを受け入れる用意がある機関投資家に対して、その旨を表明（公表）することを期待する。
12. その上で、本コードは、いわゆる「コンプライ・オア・エクスプレイン」（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか）の手法を採用している。すなわち、本コードの原則の中に、自らの個別事情に照らして実施することが適切でないと考える原則があれば、それを「実施しない理由」を十分に説明することにより、一部の原則を実施しないことも想定している。したがって、前記の受入れ表明（公表）を行った機関投資家であっても、全ての原則を一律に実施しなければならない訳ではないことには注意を要する。ただし、当然のことながら、機関投資家は、当該説明を行う際には、実施しない原則に係る自らの対応について、顧客・受益者の理解が十分に得られるよう工夫すべきである。

~~13. こうした「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法も、我が国では、いまだ馴染みの薄い面があると考えられる。~~機関投資家のみならず、顧客・受益者の側においても、当該手法の趣旨を理解し、本コードの受入れを表明（公表）した機関投資家の個別の状況を十分に尊重することが望まれる。本コードの各原則の文言・記載を表面的に捉え、その一部を実施していないことのみをもって、機械的にステewardシップ責任が果たされていないと評価することは適切ではない。

なお、原則を実施しつつ、併せて自らの具体的な取組みについて積極的に説明を行うことも、顧客・受益者から十分な理解を得る観点からは、有益であると考えられる。

1413. 本検討会は、本コードの受入れ状況を可視化するため、本コードを受け入れる機関投資家に対して、
 - ・ 以下を自らのウェブサイト公表すること

- 一 「コードを受け入れる旨」（受入れ表明）及び
- 二 スチュワードシップ責任を果たすための方針など「コードの各原則（指針を含む）に基づく公表項目」~~←~~

① スチュワードシップ責任を果たすための方針などコードの各原則（指針を含む）において公表が求められている具体的項目

② 実施しない原則（指針⁴を含む）がある場合には、その理由の説明を含む）を自らのウェブサイトで公表すること

- ・ 当該公表項目について、毎年、見直し・更新を行うこと （更新を行った場合には、その旨も公表すること）
- ・ 当該公表を行ったウェブサイトのアドレス（URL）を金融庁に通知することを期待する。

また、本検討会は、当該通知を受けた金融庁に対して、当該公表を行った機関投資家について、一覧性のある形で公表を行うことを期待する。

1514. 本検討会は、機関投資家による本コードの実施状況（受入れ・公表を含む）や国際的な議論の動向等も踏まえ、本コードの内容の更なる改善が図られていくことを期待する。このため、本検討会は、金融庁に対して、おおむね3年毎を目途として、本コードの定期的な見直しを検討するなど、適切な対応をとることを期待する。こうした見直しが定期的に行われることにより、機関投資家やその顧客・受益者において、スチュワードシップ責任に対する認識が一層深まり、本コードが我が国において更に広く定着していく効果が期待できるものと考えられる。

⁴ 指針の中には、一定の事項が「重要である」とするなど、必ずしも一定の行動を取るべき（取るべきでない）旨が明示されていないものがあり、こうした指針については、必ずしも、実施しない理由を説明することを求めるものではない。

本コードの原則

投資先企業の持続的成長を促し、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るために、

1. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
2. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
3. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。
4. 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。
5. 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。
6. 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。
7. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

原則 1 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

指針

1-1. 機関投資家は、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」⁵（エンゲージメント）などを通じて、当該企業の企業価値の向上やその持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るべきである。

1-2. 機関投資家は、こうした認識の下、スチュワードシップ責任を果たすための方針、すなわち、スチュワードシップ責任をどのように考え、その考えに則って当該責任をどのように果たしていくのか、また、顧客・受益者から投資先企業へと向かう投資資金の流れ（インベストメント・チェーン）の中での自らの置かれた位置を踏まえ、どのような役割を果たすのかについての明確な方針を策定し、これを公表すべきである⁶。

1-3. アセットオーナーは、最終受益者の利益の確保のため、可能な限り、自らスチュワードシップ活動に取り組むべきである。また、自ら直接的に議決権行使を含むスチュワードシップ活動を行わない場合には、運用機関に、実効的なスチュワードシップ活動を行うよう求めるべきである。

1-4. アセットオーナーは、運用機関による実効的なスチュワードシップ活動が行われるよう、運用機関の選定や運用委託契約の締結に際して、議決権行使を含め、スチュワードシップ活動に関して求める事項や原則を運用機関に対して明確に示すべきである。特に大規模なアセットオーナーにおいては、インベストメント・チェーンの中での自らの置かれている位置・役割を踏まえ、運用機関の方針を検証なく単に採択するのではなく、スチュワードシップ責任を果たす観点から、自ら主体的に検討を行った上で、運用機関に対して議決権行使を含むスチュワードシップ活動に関して求める事項や原則を明確に示すべきである。

⁵ 「目的を持った対話」とは、「中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長を促すことを目的とした対話」を指す（原則4の指針4-1参照）。

⁶ 当該方針の内容は、各機関投資家の業務の違いにより、例えば、主として資産運用者運用機関としての業務を行っている機関投資家と、主として資産保有者アセットオーナーとしての業務を行っている機関投資家とは、自ずと異なり得る。

1-5. アセットオーナーは、運用機関のステュワードシップ活動が自らの方針と整合的なものとなっているかについて、運用機関の自己評価なども活用しながら、実効的に運用機関に対するモニタリングを行うべきである。このモニタリングに際しては、運用機関と投資先企業との間の対話の「質」に重点を置くべきであり、運用機関と投資先企業との面談回数、面談時間等の形式的な確認に終始すべきではない。

原則2 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

指針

2-1. 機関投資家は顧客・受益者の利益を第一として行動すべきである。一方で、スチュワードシップ活動を行うに当たっては、自らが所属する企業グループと顧客・受益者の双方に影響を及ぼす事項について議決権を行使する場合など、利益相反の発生が避けられない場合がある。機関投資家は、こうした利益相反を適切に管理することが重要である。

2-2. 機関投資家は、こうした認識の下、あらかじめ想定し得る利益相反の主な類型について、これをどのように実効的に管理するのかについての明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

特に、運用機関は、議決権行使や対話に重要な影響を及ぼす利益相反が生じ得る局面を具体的に特定し、それぞれの利益相反を回避し、その影響を実効的に排除するなど、顧客・受益者の利益を確保するための措置について具体的な方針を策定し、これを公表すべきである。

2-3. 運用機関は、顧客・受益者の利益の確保や利益相反防止のため、例えば、独立した取締役会や、議決権行使の意思決定や監督のための第三者委員会などのガバナンス体制を整備すべきである。

2-4. 運用機関の経営陣は、自らが運用機関のガバナンス強化・利益相反管理に関して重要な役割・責務を担っていることを認識し、これらに関する課題に対する取組みを推進すべきである。

原則 3 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

指針

- 3-1. 機関投資家は、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握することが重要である。
- 3-2. 機関投資家は、こうした投資先企業の状況の把握を継続的に行うべきであり、また、実効的な把握ができていないかについて適切に確認すべきである。
- 3-3. 把握する内容としては、例えば、投資先企業のガバナンス、企業戦略、業績、資本構造、事業におけるリスク・収益機会（社会・環境問題に関連するリスクもの⁷を含む）及びそうしたリスク・収益機会への対応など、非財務面の事項を含む様々な事項が想定されるが、特にどのような事項に着目するかについては、機関投資家ごとに運用方針には違いがあり、また、投資先企業ごとに把握すべき事項の重要性も異なることから、機関投資家は、自らのスチュワードシップ責任に照らし、自ら判断を行うべきである。その際、投資先企業の企業価値を毀損するおそれのある事項については、これを早期に把握することができるよう努めるべきである。

⁷ ガバナンスと共に ESG 要素と呼ばれる。

原則 4 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

指針

4-1. 機関投資家は、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長を促すことを目的とした対話⁸を、投資先企業との間で建設的に行うことを通じて、当該企業と認識の共有⁹を図るよう努めるべきである。なお、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえ、当該企業の企業価値が毀損されるおそれがあると考えられる場合には、より十分な説明を求めるなど、投資先企業と更なる認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである¹⁰。

4-2. パッシブ運用は、投資先企業の株式を売却する選択肢が限られ、中長期的な企業価値の向上を促す必要性が高いことから、機関投資家は、パッシブ運用を行うに当たって、より積極的に中長期的視点に立った対話や議決権行使に取り組むべきである。

4-2.3. 以上を踏まえ、機関投資家は、実際に起こり得る様々な局面に応じ、投資先企業との間でどのように対話を行うのかなどについて、あらかじめ明確な方針を持つべきである¹¹。

4-4. 機関投資家が投資先企業との間で対話を行うに当たっては、単独でこうした対話を行うほか、必要に応じ、他の機関投資家と協働して対話を行うこと（集団的エンゲージメント）が有益な場合もあり得る¹²。

⁸ その際、対話を行うこと自体が目的であるかのような「形式主義」に陥ることのないよう留意すべきである。

⁹ 認識の共有には、機関投資家と投資先企業との間で意見が一致しない場合において、不一致の理由やお互いの意見の背景について理解を深めていくことも含まれる。

¹⁰ 当該企業との対話の内容等を踏まえ、更に深い対話を行う先を選別することも考えられる。

¹¹ 当該方針の内容は、例えば、主として資産運用者運用機関としての業務を行っている機関投資家と、主として資産保有者アセットオーナーとしての業務を行っている機関投資家とは、自ずと異なり得る。

¹² この点に関連し、平成26年2月に公表された金融庁の「日本版ステewardシップ・コードの策定を踏まえた法的論点に係る考え方の整理」 (<http://www.fsa.go.jp/singi/stewardship/legalissue.pdf>) [再掲] は、具体的にどのような場合に大量保有報告制度における「共同保有者」(及び公開買付制度における「特別関係者」)に該当するかについて、解釈の明確化を図っている。

4-3-5. 一般に、機関投資家は、未公表の重要事実を受領することなく、公表された情報をもとに、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を行うことが可能である。また、「G20/OECD コーポレート・ガバナンス原則」や、これを踏まえて策定された東京証券取引所の「上場会社コーポレート・ガバナンス原則
コーポレートガバナンス・コード」は、企業の未公表の重要事実の取扱いについて、株主間の平等を図ることを基本としている。投資先企業と対話を行う機関投資家は、企業がこうした基本原則の下に置かれていることを踏まえ、当該対話において未公表の重要事実を受領することについては、基本的には慎重に考えるべきである¹³。

¹³ その上で、投資先企業との特別な関係等に基づき未公表の重要事実を受領する場合には、当該企業の株式の売買を停止するなど、インサイダー取引規制に抵触することを防止するための措置を講じた上で、当該企業との対話に臨むべきである。

原則5 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

指針

5-1. 機関投資家は、すべての保有株式について議決権を行使するよう努めるべきであり、議決権の行使に当たっては、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえた上で、議案に対する賛否を判断すべきである。

5-2. 機関投資家は、議決権の行使についての明確な方針を策定し、これを公表すべきである¹⁴。当該方針は、できる限り明確なものとするべきであるが、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

5-3. 機関投資家は、議決権の行使結果を、少なくとも議案の主な種類ごとに整理・集計して公表すべきである。

~~こうした公表は、また、~~機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすための方針に沿って適切に議決権を行使しているか否かについての可視性をさらに高める上で重要である観点から、機関投資家は、議決権の行使結果を、個別の投資先企業及び議案ごとに公表すべきである¹⁵。それぞれの機関投資家の置かれた状況により、個別の投資先企業及び議案ごとに議決権の行使結果を公表することが必ずしも適切でないと考えられる場合には、その理由を積極的に説明すべきである。

議決権の行使結果を公表する際、機関投資家が議決権行使の賛否の理由について対外的に明確に説明することも、可視性を高めることに資すると考えられる。

~~ただし、スチュワードシップ責任を果たすに当たり、どのような活動に重点を置くかは、自らのスチュワードシップ責任を果たすための方針、運用方針、~~

¹⁴ なお、投資先企業の議決権に係る権利確定日をまたぐ貸株取引を行うことを想定している場合には、当該方針においてこうした貸株取引についての方針を記載すべきである。

¹⁵ 個別の議決権行使結果を公表した場合、賛否の結果のみに過度に関心が集まり、運用機関による形式的な議決権行使を助長するのではないかなどの懸念が指摘されている。

しかし、運用機関は、自らが運用する資産の最終受益者に向けて、活動の透明性を高めていくことが重要である。さらに、我が国においては、金融グループ系列の運用機関が多く見られるところ、こうした運用機関において、議決権行使をめぐる利益相反への適切な対応がなされていない事例が多いのではないかと懸念を払拭するためにも、個別の議決権行使結果を公表することが重要である。

~~顧客・受益者の特性等により様々に異なり得るものであるため、こうした点に照らし、前記の集計公表に代わる他の方法により議決権の行使結果を公表する方が、自らのスチュワードシップ活動全体についてよりの確な理解を得られると考えられる場合には、その理由を説明しつつ、当該他の方法により議決権行使結果の公表を行うことも考えられる。~~

5-4. 機関投資家は、議決権行使助言会社のサービスを利用する場合であっても、議決権行使助言会社の助言に機械的に依拠するのではなく、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえ、自らの責任と判断の下で議決権を行使すべきである。仮に、議決権行使助言会社のサービスを利用している場合には、議決権行使結果の公表に合わせ、その旨及び当該サービスをどのように活用したのかについても公表すべきである。

5-5. 議決権行使助言会社は、企業の状況の的確な把握等のために十分な経営資源を投入し、また、本コードの各原則（指針を含む）が自らに当てはまることに留意して、適切にサービスを提供すべきである。

また、議決権行使助言会社は、業務の体制や利益相反管理、助言の策定プロセス等に関し、自らの取組みを公表すべきである。

原則6 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

指針

- 6-1. 「資産運用者としての機関投資家」運用機関は、直接の顧客に対して、スチュワードシップ活動を通じてスチュワードシップ責任をどのように果たしているかについて、原則として、定期的に報告を行うべきである¹⁶。
- 6-2. 「資産保有者としての機関投資家」アセットオーナーは、受益者に対して、スチュワードシップ責任を果たすための方針と、当該方針の実施状況について、原則として、少なくとも年に1度、報告を行うべきである¹⁶。
- 6-3. 機関投資家は、顧客・受益者への報告の具体的な様式や内容については、顧客・受益者との合意や、顧客・受益者の利便性・コストなども考慮して決めるべきであり、効果的かつ効率的な報告を行うよう工夫すべきである¹⁷。
- 6-4. なお、機関投資家は、議決権の行使活動を含むスチュワードシップ活動について、スチュワードシップ責任を果たすために必要な範囲において記録に残すべきである。

¹⁶ ただし、当該報告の相手方自身が個別報告は不要との意思を示しているような場合には、この限りではない。また、顧客・受益者に対する個別報告が事実上困難な場合などには、当該報告に代えて、一般に公開可能な情報を公表することも考えられる。

¹⁷ なお、当該報告において、資産運用上の秘密等を明かすことを求めるものではない。

原則7 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

指針

7-1. 機関投資家は、投資先企業との対話を建設的なものとし、かつ、当該企業の持続的成長に資する有益なものとしていく観点から、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えていることが重要である。

~~7-2.~~ このため、機関投資家は、こうした対話や判断を適切に行うために必要な体制の整備を行うべきである。

7-2. 特に、機関投資家の経営陣はスチュワードシップ責任を実効的に果たすための適切な能力・経験を備えているべきであり、系列の金融グループ内部の論理などに基づいて構成されるべきではない。

また、機関投資家の経営陣は、自らが対話の充実等のスチュワードシップ活動の実行とそのため組織構築・人材育成に関して重要な役割・責務を担っていることを認識し、これらに関する課題に対する取組みを推進すべきである。

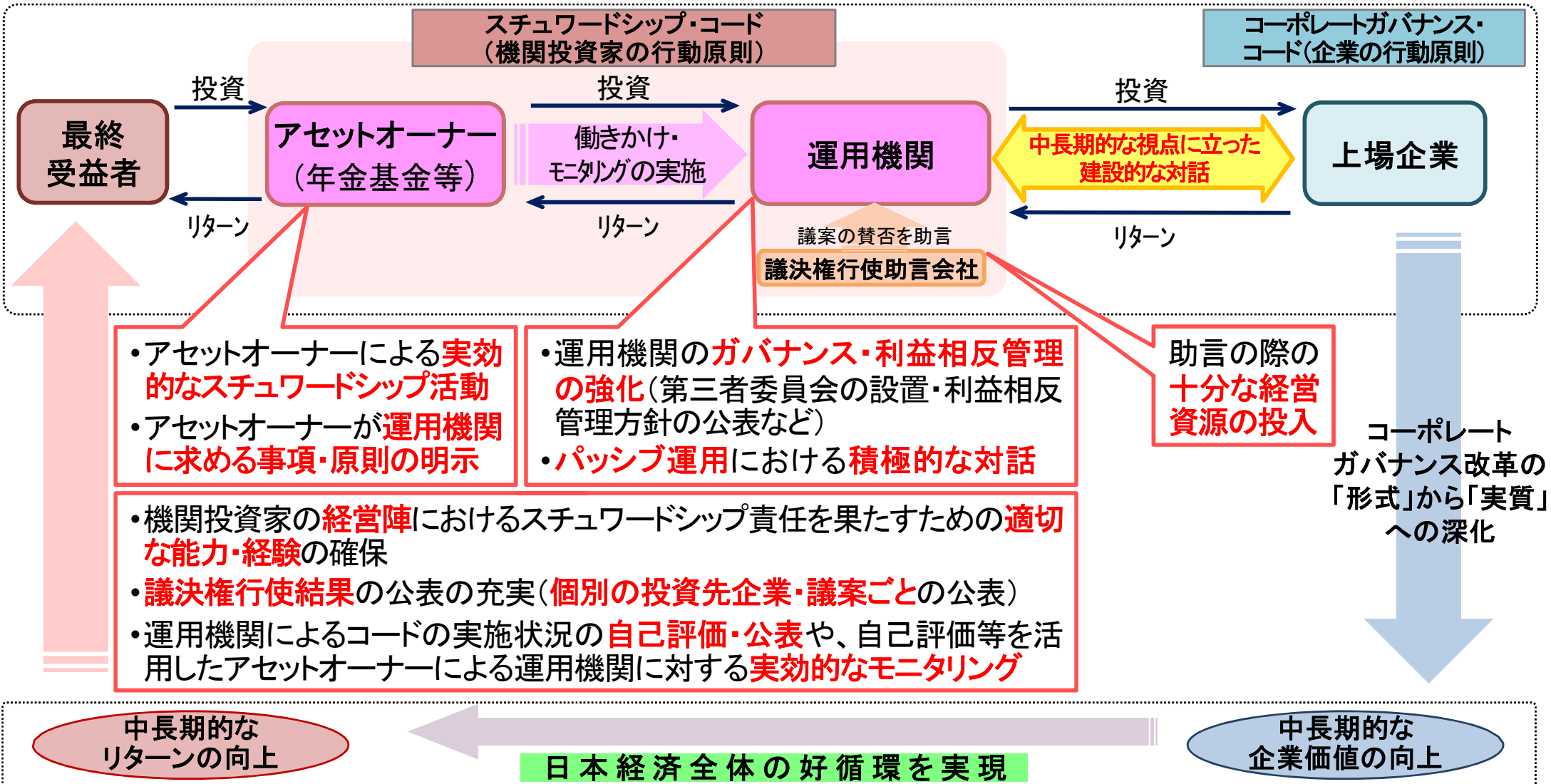
7-3. ~~こうした~~対話や判断を適切に行うための一助として、必要に応じ、機関投資家が、他の投資家との意見交換を行うことやそのため場を設けることも有益であると考えられる。

~~7-4. また、機関投資家は、過去に行った投資先企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断の幾つかについて、これらが適切であったか否か本コードの各原則（指針を含む）の実施状況を適宜の時期に省みることにより、スチュワードシップ責任を果たすための方針や議決権行使の方針本コードが策定を求めている各方針の改善につなげるなど、将来のスチュワードシップ活動がより適切なものとなるよう努めるべきである。~~

特に、運用機関は、持続的な自らのガバナンス体制・利益相反管理や、自らのスチュワードシップ活動等の改善に向けて、本コードの各原則（指針を含む）の実施状況を定期的に自己評価し、結果を公表すべきである¹⁸。

¹⁸ こうした自己評価の結果の公表は、アセットオーナーが運用機関の選定や評価を行うことにも資すると思われる。

- コーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深化させていくためには、機関投資家が、実効的に企業との間で「建設的な対話」に取り組むことが重要。
- このため、運用機関におけるガバナンス・利益相反管理の強化等を促すとともに、年金基金等のアセットオーナーの役割を明確化。



二重債務問題への対応方針

I. 中小企業及び農林水産業等向け対応

旧債務

① 再生に向けた相談窓口の設置と公的な旧債務整理プロセスの拡充・強化

- ・「中小企業再生支援協議会」を核とした相談窓口体制の拡充
⇒ 被災中小企業者の再生を強力に後押し
- ・「中小企業再生ファンド」の新設
⇒ 出資や債権買取り等を含めた支援を実施

② 個人向けの私的整理ガイドラインの策定等

- ・金融機関が、法的整理によらず、私的に行った債務免除についても無税償却等が可能となる方策を検討
- ・中小の法人企業向けの更なる方策についても検討

③ 再生可能性を判断する間の利子負担の軽減等

- ・津波被災地など①のプロセスにおいて再生可能性の判断をするまでに一定の時間を要する場合、その間、中小企業の旧債務が雪だるま式に増大し、再生を阻害することを避ける方策を検討

※ その他、金融検査マニュアルの運用明確化、農林水産業向け融資制度の周知等

新債務

① 公庫等による融資制度の拡充

- ・「東日本大震災復興特別貸付」の創設
- ・「特別利子補給制度」において最大で無利子化まで可能とする制度の創設
- ・小規模事業者が無担保・無保証で利用できる「マル経融資」及び「衛経融資」の拡張
- ・農林水産業向け災害復旧資金の融資について、一定期間実質無利子化等を措置
- ・医療・社会福祉施設向け災害復旧資金の融資について、一定期間無利子化等を措置

② 信用保証制度の拡充

- ・「東日本大震災復興緊急保証」の創設

③ リース信用保証制度を始めとした設備導入支援策の検討

④ 原発事故被災者への「特別支援制度」の創設

⑤ 二重債務をできる限り負わずに再出発可能な事業環境の整備

- ・共同利用施設等の復旧について国が支援
- ・中小企業基盤整備機構が仮設工場等を整備し、中小企業等に原則無料貸出し

※ 今後、水産業を始めとした地域関連産業向けを含め、支援の拡充を検討

II. 個人住宅ローン向け対応

旧債務

- ① 住宅金融支援機構における既存ローンの返済猶予等
- ② 個人向けの私的整理ガイドラインの策定
- ③ 住宅再建を目指す方の負担軽減

新債務

- ① 住宅金融支援機構による金利引下げ・返済期間の延長
- ② 災害公営住宅の供給

III. 金融機関向け対応

① 金融機関への資本参加・要件の緩和

- ・「金融機能強化法」及び「信用事業再編強化法」の改正

② 金融機関の無税償却等の弾力化

- ・個人向け私的整理ガイドラインの策定

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」 (平成23年7月15日策定)の概要

1. ガイドラインの位置づけ

平成23年6月に政府が公表した、東日本大震災に係る「二重債務問題への対応方針」を受け、金融・商工団体の関係者、法務・会計の専門家、学識経験者などで構成される「研究会」(事務局:全銀協)において決定された、個人債務者の私的整理に関する民間関係者間の自主的ルール。

2. ガイドラインの内容(概要)

(1) 対象となる債務者

- 震災の影響により、既往債務(旧債務)を弁済することができない又は近い将来に弁済できないことが確実と見込まれる個人の債務者(住宅ローン債務者等の非事業者及び個人事業者)。
- このような債務者が、法的倒産手続による不利益(注1)を回避しつつ、債権者との間の私的な合意(私的整理)により、債務免除等を受けられることができるようにする。

(注1) 法的な制限として、官報掲載、破産手続中の転居・旅行・資格制限、破産管財人による郵便物管理等。その他、信用情報への登録もあるが、これについての登録も行わない。

(2) 対象となる債権者

- 主として金融機関等(銀行、信用金庫、信用組合、農林系金融機関、政府系金融機関、保証会社、貸金業者、リース会社、クレジット会社等)。相当と認められるときは、その他の債権者を含めることとする。

(3) 弁済計画案の内容及び債務免除額

- 弁済計画案の内容(要件)は、債務者の状況(事業者・非事業者の別、将来収入の有無等)に応じて、複数の類型を用意。
- 弁済計画案に記載される主な事項は、①債務者の財産の状況、②債務弁済計画(原則5年以内、事情により延長可。債務免除等の内容を含む。)、③資産の換価・処分の方針等。
事業継続を図る個人事業者については、上記①～③等に加え、震災の状況を踏まえた事業計画(例えば、損益黒字化原則5年、合理的期間の延長可等)の提出を求める(注2)。

(注2) 経営者に対する経営責任は求めない。

- 金融機関(債権者)にとって利用可能とするため、債務免除額は、民事再生手続又は破産手続と同等(注3)(注4)。

(注3) 破産手続等より免除額が多く(=債権者にとって不利に)なれば、債権者は、私的整理を避けて破産申立てを行う恐れ。債権者が敢えて不利なガイドラインを利用するとなると、株主代表訴訟リスクが高まる等の恐れ。

(注4) 被災者である債務者への配慮として、生活再建支援金、義援金等を差押禁止(自由財産)とする立法措置がなされたことからガイドラインにおいても同様の対応。

(4) 手続の流れ(別紙1参照)

- ① 債務者が、債務の減免等を求める相手である債権者(対象債権者)に対して、債務整理を申出(※)。必要書類(財産の状況等)を提出。

※ 申出の時点から、対象債権者は債権回収等を停止(6か月又は弁済計画の成立・不成立のいずれか早い時点まで)

- ② 債務者がガイドラインに則り弁済計画案を作成。
- ③ 第三者機関に登録する専門家(弁護士等)が、弁済計画案がガイドラインに適合していることなどについて報告書を作成(=第三者機関によるチェック)。
- ④ 債務者が弁済計画案及び報告書を対象債権者に提出・説明等。
- ⑤ 対象債権者が弁済計画案に対する同意・不同意を表明。
- ⑥ 対象債権者全員の同意により、弁済計画成立(※)。

※ 協議しても、全員の同意が得られない場合は、弁済計画不成立。

(注5) ①、②、④については、第三者機関に登録する弁護士等の支援を受けることも可能。

(5) (連帯)保証人に対する配慮

- 主債務者が通常想定される範囲を超えた災害の影響により主債務を弁済できないことを踏まえ、保証人に対しては、その責任の度合いや生活実態等を考慮して、保証履行を求めることが相当と認められる場合を除き、保証履行を求めないこととする。保証履行を求める場合には、保証人についても弁済計画案を作成し、合理的な範囲で弁済の負担を定める。
- 保証履行を求めることの相当性及び保証人の負担の範囲の合理性については、第三者機関のチェックを受けることとする。

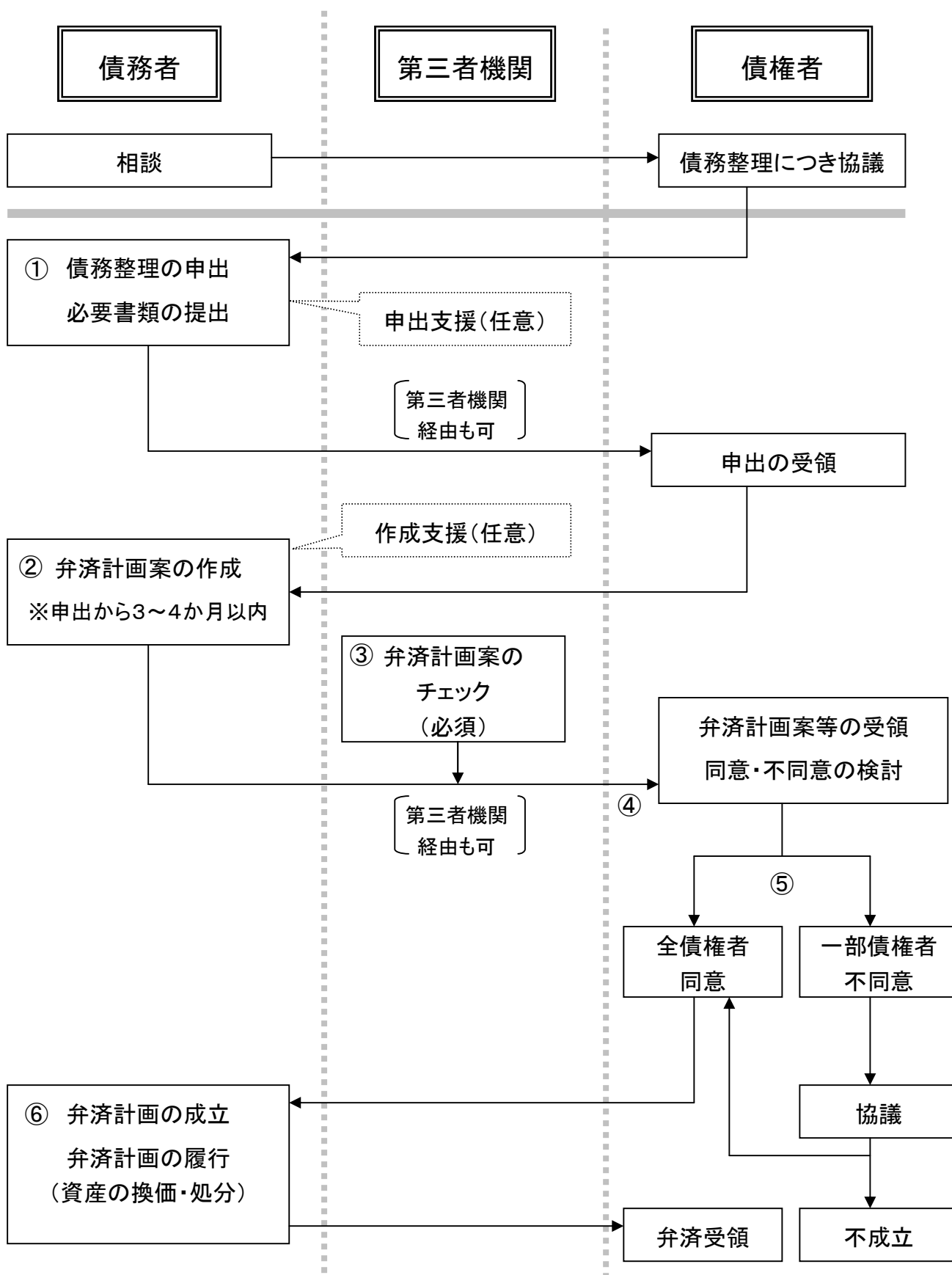
3. その他

- 第三者機関については、全銀協が一般社団法人(「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」)を設立し、日弁連等の団体の協力を得て専門家を登

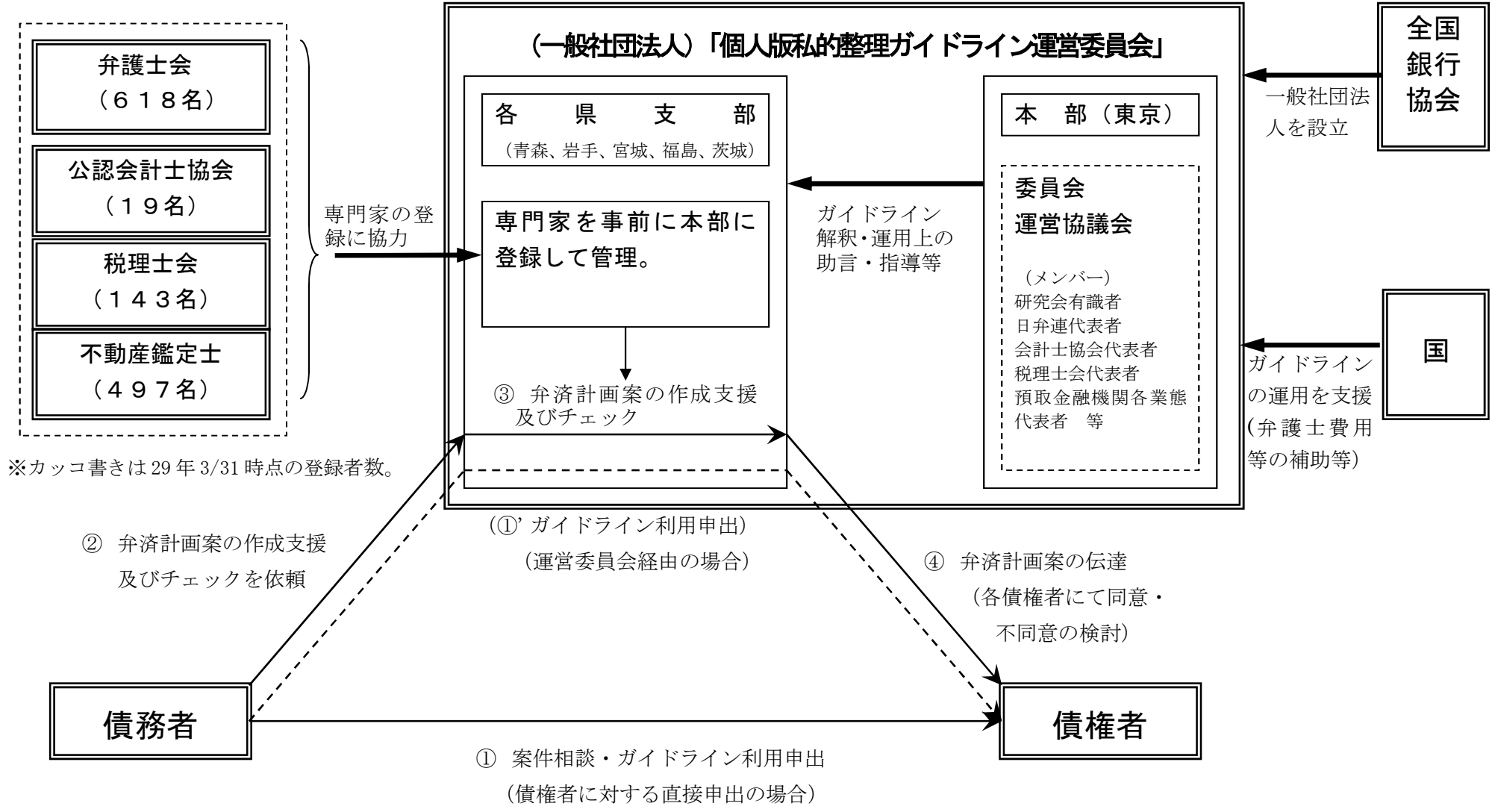
録する(別紙2参照)。

- 本ガイドラインに基づき策定された弁済計画により行われた債務免除については、原則として債権者及び債務者に課税関係が生じないことを国税庁に確認。
- ガイドラインは、平成 23 年 8 月 22 日から適用開始。

【ガイドライン/手続の流れ(概要)】



個人版私的整理ガイドライン運営委員会について



個人債務者の私的整理に関するガイドライン

平成 23 年 7 月

個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会

個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会名簿(平成23年7月)

(敬称略、五十音順)

	荒井 貞夫	全国銀行個人信用情報センター 所長
	安藤 栄二	全国労働金庫協会 執行役員経営企画部長
	石高 雅美	日本税理士会連合会 常務理事・業務対策部長
	市村 清	日本公認会計士協会 常務理事
	伊藤 眞	早稲田大学大学院法務研究科客員教授
	浦田 晴之	オリックス 取締役兼代表執行役副社長・グループCFO
	大井 直	信託協会 一般委員長・みずほ信託銀行 常務取締役
	大久保 壽一	千葉銀行 取締役常務執行役員
	岡田 理樹	日本弁護士連合会 事務次長
	小山田 隆	全国銀行協会 企画委員長・三菱東京UFJ銀行 常務取締役
	久貝 卓	商工組合中央金庫 執行役員
	久能 敏光	福島銀行 取締役企画本部長
	河村 正人	住宅金融支援機構 理事長代理
	越野 寿夫	オリエン트コーポレーション 執行役法務部長
	小林 信明	小林総合法律事務所 代表弁護士
	斎藤 浩	杜の都信用金庫 常勤理事
座長:	高木 新二郎	弁護士・法学博士
	竹谷 和芳	日本信用情報機構 常務取締役
	丹野 清一	石巻商工信用組合 常務理事
	常峰 仁	日本貸金業協会 自主ルール委員会委員長
	寺田 範雄	全国商工会連合会 専務理事
	永井 徹	日本自動車リース協会連合会 事務局長
	服部 和良	全国信用保証協会連合会 専務理事
	板東 一彦	日本政策金融公庫 専務取締役
	藤原 敬三	中小企業再生支援全国本部 統括プロジェクトマネージャー
	古谷 周三	農林中央金庫 専務理事
	松嶋 英機	西村あさひ法律事務所 代表パートナー
	宮城 勉	日本商工会議所 常務理事
	森田 光俊	シー・アイ・シー 専務取締役
	山田 晃久	全国サービサー協会 副理事長
<オブザーバー>		
	貝塚 正彰	財務省 大臣官房政策金融課長
	小林 康彦	法務省 民事局参事官
	定塚 由美子	厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課長
	中村 武	日本銀行 金融機構局総務課長
	能登 清和	厚生労働省 労働基準局勤労者生活課労働金庫業務室長
	長谷川 靖	金融庁 監督局総務課長
	藤木 俊光	経済産業省 中小企業庁事業環境部金融課長
	古市 文孝	最高裁判所 事務総局民事局付
	松本 貴久	国土交通省 住宅局総務課民間事業支援調整室長
	村井 正親	農林水産省 経営局金融調整課長
<事務局>		
事務局長:	高木 伸	全国銀行協会 理事
	石沢 宏純	三菱東京UFJ銀行 リテール融資部上席調査役

個人債務者の私的整理に関するガイドライン

はじめに

東日本大震災(2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害その他これに関連する災害をいう。以下同じ。)の影響によって、住宅ローンを借りている個人や事業性資金を借りている個人事業主等が、今後、これらの既往債務の負担を抱えたままでは、再スタートに向けて困難に直面する等の問題(いわゆる二重債務問題)が考えられる。

この二重債務問題は、震災からの着実な復興のために適切な対応がなされなければならない極めて重要な課題であり、本年6月、政府の「二重債務問題への対応方針」が取り纏められた。これを受け、金融機関等が、個人である債務者に対して、破産手続等の法的倒産手続によらず、私的な債務整理により債務免除を行うことによって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援するため、私的整理に関する関係者間の共通認識を醸成し、私的整理を行う場合の指針となるガイドラインを取り纏めることを目標として、本年7月「個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会」が発足した。

この「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」は、本研究会における金融機関団体の関係者等、学識経験者らの議論を踏まえ、個人である債務者の私的整理に関する金融機関関係団体の自主的自律的な準則として、策定・公表するものである。

1. 目的

このガイドラインは、東日本大震災の影響によって、住宅ローンや事業性ローン等の既往債務を弁済できなくなった個人の債務者であって、破産手続等の法的倒産手続の要件に該当することになった債務者について、このような法的倒産手続によらずに、債権者(主として金融債務に係る債権者)と債務者の合意に基づき、債務の全部又は一部を減免すること等を内容とする債務整理を公正かつ迅速に行うための準則を定めることにより、債務者の債務整理を円滑に進め、もって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援し、ひいては被災地の復興・再活性化に資することを目的とする。

2. 債務整理の準則

(1) このガイドラインは、前項の債務整理を公正かつ迅速に行うための準則であり、金融機関団体、商工団体等の関係者等が中立公平な学識経験者などとともに協議を重ねて策定したものであって、法的拘束力はないものの、金融機関等である対象債権者、債務者並びにその他の利害関係人によって、自発的に尊

重され遵守されることが期待されている。

- (2) 「対象債権者」(弁済計画が成立したとすれば、それにより権利を変更されることが予定されている債権者をいう。以下同じ。)は、この準則による債務整理に誠実に協力する。
- (3) 対象債権者と債務者は、債務整理の過程において、共有した情報について相互に守秘義務を負う。
- (4) このガイドラインによる債務整理は、公正衡平を旨とし、透明性を尊重する。

3. 対象となり得る債務者

次のすべての要件を備える個人である債務者は、このガイドラインによる債務整理を申し出ることができる。

- (1) 住居、勤務先等の生活基盤や事業所、事業設備、取引先等の事業基盤などが東日本大震災の影響を受けたことによって、住宅ローン、事業性ローンその他の既往債務を弁済することができないこと又は近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれること。
- (2) 弁済について誠実であり、その財産状況(負債の状況を含む。)を対象債権者に対して適正に開示していること。
- (3) 東日本大震災が発生する以前に、対象債権者に対して負っている債務について、期限の利益喪失事由に該当する行為がなかったこと。ただし、当該対象債権者の同意がある場合はこの限りでない。
- (4) このガイドラインによる債務整理を行った場合に、破産手続や民事再生手続と同等額以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できること。
- (5) 債務者が事業の再建・継続を図ろうとする事業者の場合は、その事業に事業価値があり、対象債権者の支援により再建の可能性があること。
- (6) 反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと。
- (7) 破産法第 252 条第 1 項(第 10 号を除く。)に規定される免責不許可事由がないこと。

4. 第三者機関

- (1) このガイドラインによる債務整理を的確かつ円滑に実施するために、第三者機関を設置する。
- (2) 本項(1)の第三者機関の名称は、「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」とする。
- (3) 第三者機関の役割及び業務は、次に掲げるとおりとする。

- ① 弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、その他の専門家の登録の受理及び取消し並びにその適性の審査
- ② 登録された弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、その他の専門家に対する助言及び指導
- ③ 第5項(1)に定める申出及び同項(2)に定める必要書類の提出の支援
- ④ 第7項(1)に定める弁済計画案の作成の支援(債権者の意向確認を含む。)
- ⑤ 第8項(1)に定める報告書の作成
- ⑥ 第9項(1)に定める弁済計画案の説明等の支援(債権者間の調整を含む。)
- ⑦ このガイドラインの解釈又は運用に関するQ&A等の作成及び改訂等
- ⑧ その他、このガイドラインによる債務整理の的確または円滑な実施のために必要な業務

5. 債務整理の開始

- (1) 第3項の要件を備える債務者は、全ての対象債権者に対して、このガイドラインによる債務整理を書面により同日に申し出る。
- (2) 債務者は、本項(1)の申出後直ちに、全ての対象債権者に対して、財産目録、債権者一覧表その他申出に必要な書類(以下「必要書類」という。)を提出する。なお、債務者は、本項(1)の申出及び必要書類の提出を、個人版私的整理ガイドライン運営委員会を経由して行うことができる。
- (3) 本項(1)の申出があった時点から、本項(4)により対象債権者のいずれかから書面による異議が述べられることを解除条件として、第6項に定める一時停止の期間が開始するものとする。
- (4) 本項(1)の申出を受けた対象債権者は、次のいずれかに該当する場合に限り、このガイドラインによる債務整理に異議を述べることができる。当該異議は、債務者及び当該対象債権者以外の全ての対象債権者に対して、異議の理由を明記した書面を同時に発送して行うものとする。なお、対象債権者が異議を述べなかった場合でも、当該対象債権者は、弁済計画案に同意することを義務付けられるものではない。
 - ① 債務者が第3項の要件を満たさないことが明らかであると認められる場合
 - ② 債務者が第6項(1)①又は②に違反したことが判明した場合
 - ③ 必要書類に明らかな不備があるにもかかわらず相当な期間内に補正されない場合(ただし、申出の翌日から起算して45日を経過した場合にはこの限りでない。)
- (5) 対象債権者の範囲は、主として金融機関等の債権者(銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合、政府系金融機関、信用保証

協会、農業信用基金協会等及びその他の保証会社、貸金業者、リース会社並びにクレジット会社等)とするが、このガイドラインに定める場合その他相当と認められるときは、その他の債権者を含めることとする。

6. 一時停止

- (1) 一時停止の期間中においては、全ての対象債権者と債務者は、次の行為などを差し控えることとする。なお、前項(1)の申出により一時停止が開始したことをもって、銀行取引約定書等において定める期限の利益喪失事由として扱わないものとする。
 - ① 債務者は、通常の生活又は事業過程によるものの他、全ての対象債権者が同意した場合を除き、その資産を処分してはならず、新債務を負担してはならない。ただし、対象債権者は、合理的な理由なく不同意とすることはできないものとする。
 - ② 債務者は、一部の対象債権者に対する弁済(代物弁済を含む。以下同じ。)や相殺など債務消滅に関する行為の他、物的人的担保の供与などを行ってはならない。
 - ③ 対象債権者は、一時停止が開始した日(以下「一時停止の開始日」という。)における「与信残高」を維持し、他の対象債権者との関係における債務者に対する相対的地位を改善してはならず、弁済を受け、相殺権を行使するなどの債務消滅に関する行為をなし、追加の物的人的担保の供与を求め、担保権を実行し、強制執行や仮差押え・仮処分や法的倒産手続開始の申立てをしてはならない。ただし、保証会社による保証付貸付けの場合、対象債権者が当該保証会社から代位弁済を受けることは妨げられないが、この場合、当該保証会社は、本項の規定を遵守するものとする。
- (2) 一時停止の期間は、一時停止の開始日(対象債権者が追加された場合は、最も早い一時停止の開始日)から6か月を経過した日又は弁済計画が成立した日若しくは不成立により本ガイドラインによる債務整理が終了した日のいずれか早い日までとする。ただし、必要があるときは、債務者は、全ての対象債権者の同意により、一時停止の期間を変更することができる。
- (3) 一時停止の期間中の追加融資は、全ての対象債権者の同意により定めた金額の範囲内で、その定めた方法により、必要に応じて行うものとし、追加融資による債権は対象債権者が有する債権に優先して随時弁済される。

7. 弁済計画案の内容

- (1) 債務者は、第5項(1)の申出から3か月以内(ただし、本項(2)②に定める弁済

計画案とする場合には4か月以内)に、弁済計画案を作成の上、全ての対象債権者に提出する。ただし、債務者は、必要があるときは、全ての対象債権者に対して、弁済計画案の提出期限の延長が必要である理由を明記して通知を行うことにより、弁済計画案の提出期限を、3か月を超えない範囲内で延長することができる。なお、債務者は、弁済計画案の作成にあたり、必要に応じ、対象債権者の支援又は個人版私的整理ガイドライン運営委員会に申出を行い、個人版私的整理ガイドライン運営委員会に登録される弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、金融実務専門家等の支援を受けることができる。

(2) 弁済計画案は、以下の内容を含むものでなければならない。

① 債務者が非事業者(住宅ローン等の債務者)又は本項(2)②に該当しない個人事業主である場合

イ 弁済計画案は、以下の事項を含む内容を記載することを原則とする。

- a 債務の弁済ができなくなった理由(東日本大震災による影響の内容を含む。)
- b 財産の状況(財産の評定は、債務者の自己申告による財産について、原則として、財産を処分するものとして行う。)
- c 債務弁済計画(原則5年以内)
- d 資産の換価・処分の方針
- e 対象債権者に対して債務の減免、期限の猶予その他の権利変更を要請する場合はその内容

ロ 将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがある債務者が、対象債権者に対して、分割払いの方法による期限の猶予とともに債務の減免を要請する場合には、対象債権者に対する弁済計画に基づく弁済の総額は、債務者の収入、資産等を考慮した生活実態等を踏まえた弁済能力により定めるものとし、また、破産手続による回収の見込みよりも多くの回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できる内容としなければならない。

ハ 本項(2)①ロに該当しない債務者が対象債権者に対して債務の減免を要請する場合には、当該債務者が第5項(1)による申出の時点において保有する全ての資産(破産法第34条第3項その他の法令により破産財団に属しないとされる財産(いわゆる「自由財産」)及び同条第4項に基づく自由財産の拡張に係る裁判所の実務運用に従い、通常、自由財産とされる財産を除く。)を処分・換価して(処分・換価の代わりに、「公正な価額」に相当する額を弁済する場合を含む。)、当該処分・換価により得られた金銭をもって、担保権者その他の優先権を有する債権者に対する優先弁済の後に、

全ての対象債権者に対して、それぞれの債権の額の割合に応じて弁済を行い、その余の債務について免除を受ける内容とするものとする(ただし、債権額20万円以上(ただし、この金額は、その変更後に対象債権者となる全ての債権者の合意により変更することができる。)の全ての債権者を対象債権者とする場合に限る。)。なお、本項(2)①口にかかわらず、将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みのある債務者が同様の内容とすることは妨げられない。

② 債務者が事業から生ずる将来の収益による弁済により事業の再建・継続を図ろうとする個人事業主である場合

イ 弁済計画案は、本項(2)①イに定める各事項に加え、債務者の自助努力が十分に反映され、かつ以下の内容を記載した事業計画を含めることを原則とする。

a 事業見通し(売上・原価・経費)

b 収支計画

c 東日本大震災発生以前においても、既に事業利益が赤字であったときは、赤字の原因とその解消の方策を記載するとともに、弁済計画成立日の属する年の翌年から概ね5年以内を目途に黒字に転換することを内容とする。ただし、これを超える合理的な期間とすることを妨げない。

ロ 破産手続による回収の見込みよりも多くの回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できることを内容とする。

(3) 対象債権者に対して債務の減免を要請する場合には、債務者が対象債権者に対して次の①及び②に定める事項を約することを内容とする。

① 弁済計画案作成日現在において、財産目録に記載の財産以外に、時価20万円以上の資産又は債権者一覧表にない負債を有していないことを誓約すること。

② 第9項(3)により成立した弁済計画に従った弁済期間中に、第3項に定める要件(ただし、同項(4)及び(5)を除く。)のいずれかを充足しないことが判明した場合又は①の誓約に反する事実が判明した場合は、債務者の責めに帰することができない事由が認められる場合を除き、債務免除及び期限の猶予の合意が錯誤により無効となり、債務免除の効果が遡及的に消滅することに予め同意すること。

(4) 弁済計画案における権利関係の調整は、債権者間で平等でなければならない。ただし、債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。

(5) 債務者の対象債権者に対する債務を主たる債務とする保証債務がある場合、主たる債務者が通常想定される範囲を超えた災害の影響により主たる債務を弁済できないことを踏まえて、以下の事情等を考慮して、保証履行を求めることが相当と認められる場合を除き、保証人(ただし、個人に限る。以下同じ。)に対する保証履行は求めないこととする。

① 保証契約を締結するに至った経緯、主たる債務者と保証人の関係、保証による利益・利得を得たか否か等を考慮した保証人の責任の度合い

② 保証人の収入、資産、震災による影響の有無等を考慮した保証人の生活実態

なお、保証人に対して保証履行を求めることが相当と認められる場合には、当該保証人についても、主たる債務者とともに弁済計画案を作成し、合理的な範囲で弁済の負担を定めるものとする。

8. 弁済計画案の確認報告

(1) 債務者は、個人版私的整理ガイドライン運営委員会が作成した報告書(以下「報告書」という。)を、弁済計画案の提出と同日に全ての対象債権者に提出する。なお、個人版私的整理ガイドライン運営委員会が報告書を作成するにあたっては、個人版私的整理ガイドライン運営委員会に登録される弁護士、公認会計士、税理士(以下「弁護士等」という。)がその作成作業を行う(ただし、債務の減免を要請する内容を含む弁済計画案である場合には、作成者に弁護士を含めることとする。)。また、債務者は、弁済計画案及び報告書の提出を、個人版私的整理ガイドライン運営委員会を経由して行うことができる。

(2) 前項(2)①ハに定める弁済計画案とする場合を除き、本項(1)の報告書には、次の①から⑤に掲げる事項を含めることとする。ただし、⑤については、債務の減免を要請する内容を含む弁済計画案である場合に限る。

① 債務者について第3項に定める要件の該当性

② 弁済計画案の内容

弁済計画案の内容がこのガイドラインに適合していることを含む。

③ 弁済計画案の合理性

弁済額の合理性(前項(5)に定める保証債務がある場合には、保証履行を求めることの相当性及び保証人の負担の範囲の合理性を含む。)、対象債権者の範囲の相当性、免除割合の合理性を含む。

④ 弁済計画案の実行可能性

⑤ 破産手続との比較

(3) 前項(2)①ハに定める弁済計画案とする場合には、本項(1)の報告書には、次

の①から④に掲げる事項を含めることとする。

① 債務者について第3項に定める要件の該当性

② 弁済計画案の内容

弁済計画案の内容がこのガイドラインに適合していることを含む。

③ 弁済計画案の合理性

弁済額の合理性(前項(5)に定める保証債務がある場合には、保証履行を求めることの相当性及び保証人の負担の範囲の合理性を含む。)、対象債権者の範囲の相当性、免除割合の合理性を含む。

④ 弁済計画案の実行可能性

9. 弁済計画の成立

(1) 債務者は、弁済計画案及び報告書の提出後、全ての対象債権者に対して、弁済計画案及び報告書の説明、質疑応答並びに意見交換(以下「弁済計画案の説明等」という。)を同日中に行う。なお、弁済計画案の説明等は、書面の交付により行うことができ(ただし、対象債権者の同意がある場合に限る。)、債権者説明会を開催して行うことも妨げない。また、債務者は、必要に応じて、報告書を作成した弁護士等(ただし、債務の減免を要請する内容を含む弁済計画案である場合には、弁護士を含めることとする。)に弁済計画案の説明等の支援を求めることができる。

(2) 対象債権者は、本項(1)に基づき弁済計画案の説明等がなされた日から1か月以内に弁済計画案に対する同意・不同意の意見を表明するものとする。ただし、必要があるときは、債務者及び全ての対象債権者の合意により、この期間を変更することができる。

(3) 対象債権者の全てが、弁済計画案について同意し、その旨を書面により確認した時点で弁済計画は成立し、債務者は弁済計画を実行する義務を負担し、対象債権者の権利は、成立した弁済計画の定めに従って変更され、対象債権者は、猶予・減免など弁済計画の定めに従った処理をする。

(4) 弁済計画案に対して、本項(2)に定める期限までに対象債権者の全ての同意が得られず、かつ弁済計画案の変更など適宜の措置を協議しても合理的な期間内に同意が得られないときは、このガイドラインによる債務整理は不成立により終了する。

10. その他

(1) 債務者が弁済計画を履行できないときは、債務者及び全ての対象債権者は、弁済計画の変更(第7項(2)①ハに定める内容への変更を含む。)等について協

議を行い、適切な措置を講じるものとする。

- (2) このガイドラインによる債務整理を行った債務者について、対象債権者は、当該債務者が債務整理を行った事実その他の債務整理に関連する情報(代位弁済に関する情報を含む。)を、信用情報登録機関に報告、登録しないこととする。
- (3) このガイドラインによる債務整理を円滑に実施するため、利用者に対する周知や第三者機関の整備等の所要の態勢整備に早急に取り組むこととし、このガイドラインは、平成23年8月22日から適用を開始することとする。なお、金融機関等の債権者及び第三者機関は、同日に先立ち、各々の準備が整い次第、債務者からの相談に応じることとする。

(以上)

平成23年10月26日

各位

一般社団法人 個人版私的整理ガイドライン運営委員会

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用の見直しについて

一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会（理事長：高木新二郎）では、本年8月の「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）の適用開始以降、相談・申出の受付や登録専門家の紹介などを行い、個人債務者の生活や事業の再建を支援してきたところです。

本日、当委員会では運営協議会を開催し、現在住居費負担のない仮設住宅等に入居している個人債務者の復興を支援すべくガイドラインの運用を見直しましたので、ご案内申し上げます。

記

○ 運用の見直し

仮設住宅に入居、あるいは家賃補助を受給しているなど、現段階で住居費負担が発生していない場合であっても、近い将来に住居費負担が発生することを考慮してガイドラインの要件に合致するか否かを判断することといたしました。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

個人版私的整理ガイドライン運営委員会 山本、藤田、谷川 03-3212-0531

平成24年1月25日

各位

一般社団法人 個人版私的整理ガイドライン運営委員会

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用の見直しについて

一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会（理事長：高木新二郎）では、昨年8月の「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）の適用開始以降、相談・申出の受付や登録専門家の紹介などを行い、個人債務者の生活や事業の再建を支援してきたところです。

当委員会では1月23日に運営協議会を開催し、仙台地裁における自由財産拡張の認定例の公表を踏まえ、下記の通りガイドラインの運用を見直しましたのでご案内申し上げます。

今後とも東日本大震災により被災された方々の生活再建、ならびに被災地の活性化に貢献できるようガイドラインの運営に努めて参る所存です。

記

- 自由財産たる現預金の範囲を、法定の99万円を含めて合計500万円を目安として拡張します。なお、拡張する自由財産の運用にあたっては、例外的な事情がない限り500万円を上限とし、また被災状況、生活状況などの個別事情によっては減額もあり得ます。
- 現預金以外の法定の自由財産（および義捐金等特別法による現預金等の自由財産）は、法律の定めに従い、本件とは別の自由財産として取扱います。
- 地震保険中に家財（差押禁止財産）部分がある場合には、状況によって柔軟に対応します。
- 既に返済したローンの弁済金は、今回の拡張により自由財産になるとしても返還できません。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

個人版私的整理ガイドライン運営委員会 山本、藤田、谷川 03-3212-0531

平成 24 年 12 月 19 日

各 位

一般社団法人
個人版私的整理ガイドライン運営委員会

**「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用における決定事項
～震災後に購入した不動産の取扱いについて～**

一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会(理事長:高木新二郎)では、昨年8月の「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」)の適用開始以降、相談・申出の受付や登録専門家の紹介などを行い、個人債務者の生活や事業の再建を支援してきたところです。

当委員会では12月18日に運営協議会を開催し、下記の通りガイドラインの運用について決定しましたのでご案内申し上げます。

今後とも東日本大震災により被災された方々の生活再建、ならびに被災地の活性化に貢献できるようガイドラインの運営に努めて参る所存です。

記

申出人(被災者)が、震災後に、ガイドラインの運用上の自由財産の範囲内として取扱われる財産により不動産を買った場合に、取得した不動産を、ガイドライン運用上の自由財産として取扱う。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

個人版私的整理ガイドライン運営委員会 山本、津崎、谷川 03-3212-0531

平成23年3月11日

内閣府特命担当大臣(金融) 自見 庄三郎

日本銀行総裁 白川 方明

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する 金融上の措置について

今回の平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震により被害を受けられた被災者の皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

さて、今回の地震による被害者の皆様に対し、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講ずるよう各金融機関等に要請しましたのでお知らせします。

1. 金融機関(銀行、信用金庫、信用組合等)への要請

- (1) 預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに応ずること。
- (2) 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。
- (3) 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。
また、これを担保とする貸付にも応ずること。
- (4) 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること。
- (5) 災害時における手形の不渡処分について配慮すること。
- (6) 汚れた紙幣の引換えに応ずること。
- (7) 国債を紛失した場合の相談に応ずること。
- (8) 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。

- (9) 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。

また、窓口における営業が出来ない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

- (10) (1)～(9)にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うこと。
- (11) 営業停止等の措置を講じた営業店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

2. 証券会社への要請

- (1) 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置を講ずること。
- (2) 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力をすること。
- (3) 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置を講ずること。
- (4) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。
- (5) その他、顧客への対応について十分配慮すること。

3. 生命保険会社、損害保険会社及び少額短期保険業者への要請

- (1) 保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限りの便宜措置を講ずること。
- (2) 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。
- (3) 生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。
- (4) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

4. 火災共済協同組合への要請

- (1) 共済契約証書、届出印鑑等を喪失した共済契約者等については、可能な限りの便宜措置を講ずること。
- (2) 共済金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。
- (3) 共済掛金の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。
- (4) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(本件に関する照会先)

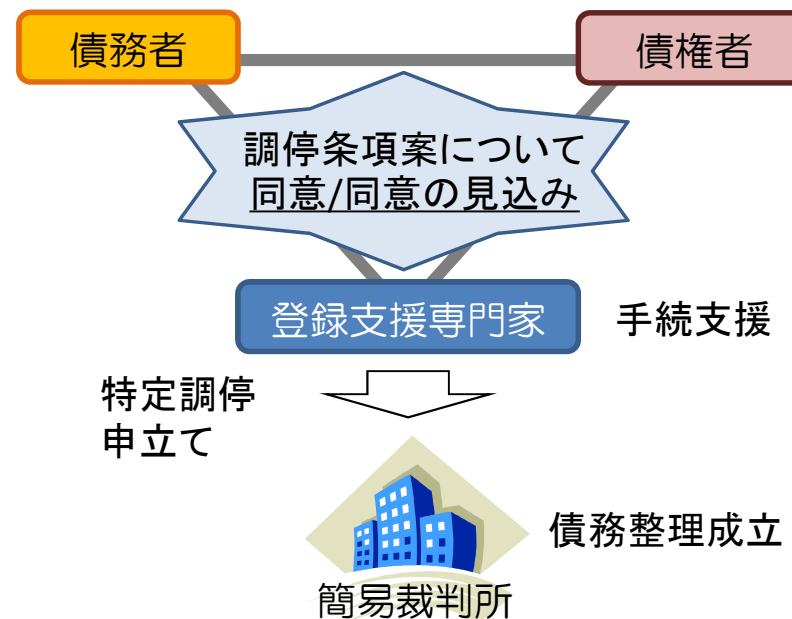
金融庁監督局総務課
電話 03-3506-6000(内線3380、2688)
日本銀行本店
電話 03-3277-2369

以上

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン (平成27年12月25日策定、平成28年4月1日適用開始)

■ ガイドラインの概要

- 本ガイドラインは、東日本大震災での経験を踏まえ、全国銀行協会を事務局とする研究会において、平成27年12月に取りまとめられ、平成28年4月より適用が開始された民間の自主的なルール。災害救助法の適用を受けた全国の自然災害による個人の被災者が対象。
- 本ガイドラインにより債権者(金融機関等)との合意に基づき債務整理を行うことで、住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった被災者が、法的な倒産手続による不利益(信用情報への登録など)を回避しつつ、債務免除等を受けることが可能。



■ ガイドラインによる債務整理のメリット

- 被災者生活再建支援金等に加え、財産の一部(運用上の目安 500万円)を、ローンの支払いに充てずに、手元に残すことができる。
- 破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことが個人情報として登録されないため、その後の新たな借入れに影響が及ばない。
- 国の補助により、弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができる。

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

平成27年12月

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会名簿(平成27年12月)

<委員>

(敬称略、五十音順)

石毛 和夫	ほくと総合法律事務所 パートナー 弁護士
伊藤 真	日本大学大学院法務研究科 客員教授
井上 浩一	日本公認会計士協会 常務理事
今井 英夫	城北信用金庫 審査部長
上西 左大信	日本税理士会連合会 常務理事・調査研究部長
大内 力	茨城県信用組合融資管理部 理事部長
奥 芝 努	北洋銀行経営企画部 副部長
加藤 正敏	日本商工会議所 中小企業振興部長
金丸 哲也	農林中央金庫 総合企画部長
小足 一寿	信託協会 業務委員長・三井住友信託銀行 執行役員業務部長
古賀 秀敏	住宅金融支援機構 債権管理部長
小林 信明	長島・大野・常松法律事務所 パートナー 弁護士
園尾 隆司	西村あさひ法律事務所 オブカウンスル 弁護士
高梨 晴雄	日本政策金融公庫 国民生活事業本部 管理企画部長
高三 和之	クレディセゾン クレジット事業部長兼債権管理部長
竹下 慶之	日本信用情報機構 経営企画部長
田中 成幸	千葉銀行 業務集中部長
谷 英 樹	日本弁護士連合会 事務次長
田村 義弘	商工組合中央金庫 審査第三部部長
錦澤 省一	日本不動産鑑定士協会連合会 常務理事・調査研究委員長
座 長: 富永 浩明	富永浩明法律事務所 弁護士
平子 勝介	全国銀行協会 委員会室長・みずほフィナンシャルグループ 全銀協会長行室長
本多 英一	全国商工会連合会 企業支援部長
前島 浩	全国農業信用基金協会協議会 常務理事
前田 晃宏	全国信用保証協会連合会 事務局長
増田 豊	全国銀行個人信用情報センター 所長
松尾 幸太郎	みなと協和法律事務所 弁護士
松 信 元	シー・アイ・シー 執行役員経営企画部長
三上 幸孝	日本自動車リース協会連合会 副事務局長
村山 由香里	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー 弁護士
八木 直人	日本貸金業協会 会員業務部長
山田 周一	リース事業協会法制委員会 委員長
米田 豊	山田債権回収管理総合事務所 取締役営業副本部長
渡部 勝	全国労働金庫協会 経営企画部長

<オブザーバー>

石坂 弘秋	厚生労働省労働基準局勤労者生活課 労働金庫業務室長
伊野 彰洋	金融庁監督局 総務課長
今井 祐子	最高裁判所事務総局 民事局付
大津 俊哉	財務省大臣官房 政策金融課長
菊川 人吾	経済産業省中小企業庁事業環境部 金融課長
齋藤 克仁	日本銀行金融機構局 総務課長
千葉 信義	国土交通省住宅局総務課 民間事業支援調整室長
筒井 健夫	法務省民事局 民事法制管理官
山口 靖	農林水産省経営局 金融調整課長

<事務局>

小 岱 朗	みずほ銀行ローン業務開発部業務管理室 室長
事務局長: 辻 松 雄	全国銀行協会 事務局長兼企画部長

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

はじめに

我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災以降も、地震や暴風、豪雨等による様々な自然災害が発生している。将来的にも、このような自然災害の影響によって、住宅ローン等を借りている個人や事業性ローン等を借りている個人事業主が、これらの既往債務の負担を抱えたままでは、再スタートに向けて困難に直面する等の問題が起きることが考えられる。

かかる債務者への適切な対応は、自然災害からの着実な復興のために極めて重要な課題であり、東日本大震災に関して策定された「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」に係る対応を通じて得られた経験等も踏まえ、新たな債務整理の枠組みが望まれている。

このような状況の中、金融機関等が、個人である債務者に対して、破産手続等の法的倒産手続によらず、特定調停手続を活用した債務整理により債務免除を行うことによって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援するため、債務整理を行う場合の指針となるガイドラインを取りまとめることを目標として、本年9月「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会」が発足した。

この「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」は、本研究会における金融機関等団体の関係者等や、学識経験者らの議論を踏まえ、自然災害により被災した個人債務者の債務整理に関する金融機関等関係団体の自主的自律的な準則として、策定・公表するものである。

1. 目的

本ガイドラインは、本研究会の設置(本年9月2日)後に災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた自然災害(以下、特段の断りがない限り、「災害」という。)の影響を受けたことによって、住宅ローン、住宅のリフォームローンや事業性ローン等の既往債務を弁済できなくなった個人の債務者であって、破産手続等の法的倒産手続の要件に該当することになった債務者について、このような法的倒産手続によらずに、債権者(主として金融債務に係る債権者)と債務者の合意に基づき、債務の全部又は一部を減免すること等を内容とする債務整理を公正かつ迅速に行うための準則を定めることにより、債務者の債務整理を円滑に進め、もって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援し、ひいては被災地の復興・再活性化に資することを目的とする。

2. 債務整理の準則

- (1) 本ガイドラインは、前項の債務整理を公正かつ迅速に行うための準則であり、金融機関等団体、日本弁護士連合会、商工団体等の関係者等が中立公平な学識経験者などとともに協議を重ねて策定したものであって、法的拘束力はないものの、金融機関等である対象債権者、債務者並びにその他の利害関係人によって、自発的に尊重され遵守されることが期待されている。
- (2) 「対象債権者」(特定調停手続により本ガイドラインに基づく債務整理が成立したとすれば、それにより権利を変更されることが予定されている債権者として第3項(2)に定める者をいう。以下同じ。)は、この準則による債務整理に誠実に協力する。
- (3) 対象債権者と債務者は、債務整理の過程において、共有した情報について相互に守秘義務を負う。
- (4) 本ガイドラインに基づく債務整理は、公正衡平を旨とし、透明性を尊重する。

3. 対象となり得る債務者及び債権者

- (1) 次のすべての要件を備える個人である債務者は、本ガイドラインに基づく債務整理を申し出ることができる。
 - ① 住居、勤務先等の生活基盤や事業所、事業設備、取引先等の事業基盤などが災害の影響を受けたことによって、住宅ローン、住宅のリフォームローンや事業性ローンその他の既往債務を弁済することができないこと又は近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれること。
 - ② 弁済について誠実であり、その財産状況(負債の状況を含む。)を対象債権者に対して適正に開示していること。
 - ③ 災害が発生する以前に、対象債権者に対して負っている債務について、期限の利益喪失事由に該当する行為がなかったこと。ただし、当該対象債権者の同意がある場合はこの限りでない。
 - ④ 本ガイドラインに基づく債務整理を行った場合に、破産手続や民事再生手続と同等額以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できること。
 - ⑤ 債務者が事業の再建・継続を図ろうとする事業者の場合は、その事業に事業価値があり、対象債権者の支援により再建の可能性があること。
 - ⑥ 反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと。
 - ⑦ 破産法(平成16年法律第75号)第252条第1項(第10号を除く。)に規定する免責不許可事由がないこと。
- (2) 対象債権者の範囲は、金融機関等(銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農

業協同組合、漁業協同組合、政府系金融機関、貸金業者、リース会社、クレジット会社及び債権回収会社並びに信用保証協会、農業信用基金協会等及びその他の保証会社(以下「保証会社等」という。))とする。ただし、本ガイドラインに基づく債務整理を行う上で必要なときは、その他の債権者を含むこととする。

- (3) 対象債権者は、対象債務者に対して保証付き貸付を行っている場合、代位弁済受領前においては、保証会社等に対する適宜の情報提供その他本ガイドラインに基づく債務整理の円滑な実施のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4. 登録支援専門家の登録

- (1) 本ガイドラインに基づく債務整理を的確かつ円滑に実施するために、次に掲げる各団体は、債務者及び債権者のいずれにも利害関係を有しない中立かつ公正な立場で本ガイドラインに基づく手続を支援する者として、弁護士、公認会計士、税理士及び不動産鑑定士の専門家(以下「専門家」という。)の登録を行うこととする。

- ① 日本弁護士連合会及び弁護士法(昭和24年法律第205号)第31条に規定する弁護士会
- ② 日本公認会計士協会及び各地域会
- ③ 日本税理士会連合会及び各税理士会
- ④ 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会及び各不動産鑑定士協会

- (2) 本項(1)の登録を受けた専門家(以下「登録支援専門家」という。)は、以下の業務を行う。ただし、第8項(1)の調停条項案(調停条項案と関連して作成される資料も含む。以下同じ。)が債務の減免を要請する内容を含む場合における以下の④から⑥までの業務は、弁護士法第8条の登録を有する登録支援専門家である場合に限り行うことができるものとする。

- ① 第6項(1)の債務整理の申出の支援
- ② 第6項(2)の債務整理の申出に必要な書類の作成及び提出の支援
- ③ 第8項(1)の調停条項案の作成の支援
- ④ 第8項(1)の調停条項案の作成に係る利害関係者間の総合調整の支援
- ⑤ 第8項(1)の調停条項案の対象債権者への提出及び同項(7)の調停条項案の対象債権者への説明等の支援
- ⑥ 第9項(1)の申立てに係る必要書類の作成及び特定調停の申立て後当該特定調停手続の終了までの手続実施の支援

- (3) 本項(1)に規定する各団体は、登録支援専門家に係る登録申請を受理した場合、業務の経験年数その他の基準に照らしてこれを審査した上で登録を行うこと

とし、登録を行った者について以下に掲げる事項を記載した支援専門家登録簿を作成し、公衆の縦覧に供するものとする。

① 氏名(法人所属であっても個人名により登録する。)

② 事務所又は営業所の名称及び所在地並びに連絡先

- (4) 本項(1)に規定する各団体は、本項(3)に規定する支援専門家登録簿を作成したときは、それぞれ、日本弁護士連合会、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会又は公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会を通じて、一般社団法人自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関(以下「運営機関」という。)に送付する。また、支援専門家登録簿の内容に変更があったときも同様とする。

5. 登録支援専門家の委嘱

- (1) 第6項(1)に基づく債務整理の申出を行おうとする債務者(以下「対象債務者」という。)は、対象債権者のうち、当該対象債務者に対して有する債権(本ガイドラインに基づく債務整理の対象にしようとするものに限る。)の元金総額が最大の者(以下「主たる債権者」という。)に対して、本ガイドラインに基づく手続に着手することを申し出ることとし、当該主たる債権者は、当該手続着手の申出を受け付けてから10営業日以内に、本ガイドラインに基づく手続に着手することへの同意又は不同意の意思表示を書面により行うこととする。この場合、主たる債権者は、当該対象債務者が第3項(1)に規定する要件のいずれかに該当しないことが明白である場合を除いて、当該申出への不同意を表明してはならず、不同意を表明する場合にはその理由を当該書面に明記しなければならない。
- (2) 本項(1)の同意書面を受領した対象債務者は、前項(1)に規定する各団体を通じて、運営機関に対し、当該書面を添付して、登録支援専門家を委嘱することを依頼する。当該各団体は、登録支援専門家の中から、対象債務者及び対象債権者のいずれにも利害関係を有しない適当な者を運営機関に推薦し、運営機関は、当該推薦を踏まえて速やかに登録支援専門家の委嘱を行う。
- (3) 本項(2)により委嘱を受けた登録支援専門家は、委嘱を受けた日から3営業日以内に、委嘱の事実を証する書面を添付して、委嘱を受けた旨を対象債務者に通知する。
- (4) 対象債務者及び対象債権者は、登録支援専門家による前項(2)に規定する業務の遂行について、正当な理由なく業務が遅滞する場合その他業務遂行に当たり不適切な事由が認められる場合に限り、前項(1)に規定する各団体を通じて、運営機関に対し、当該登録支援専門家以外の登録支援専門家の再委嘱を求めることができる。この場合の手続は、本項(2)及び(3)に準ずるものとする。
- (5) 対象債務者又は対象債権者は、本項(2)により委嘱された登録支援専門家(本

項(4)により再委嘱された登録支援専門家を含む。以下同じ。)と協議の上、前項(1)に規定する各団体を通じて、運営機関に対し、当該登録支援専門家に加えて、異なる専門家を登録支援専門家として委嘱するよう求めることができる。この場合の手続は、本項(2)及び(3)に準ずるものとする。

6. 債務整理の開始等

- (1) 第5項(1)の同意書面を受領した対象債務者は、全ての対象債権者に対して、本ガイドラインに基づく債務整理を書面により同一の日に申し出る。なお、当該書面には、第5項(3)により取得した登録支援専門家の委嘱の事実を証する書面を添付することとする。
- (2) 対象債務者は、本項(1)の本ガイドラインに基づく債務整理の申出と同時に又は申出後直ちに、全ての対象債権者に対して、財産目録、債権者一覧表その他申出に必要な書類(以下「必要書類」という。)を提出する。なお、対象債務者は、本項(1)の申出及び必要書類の提出を、登録支援専門家を経由して行うことができ、この場合、登録支援専門家は、第5項(3)の通知後、速やかに当該申出及び必要書類の提出を行うこととする。
- (3) 本項(1)の申出があった時点から、第7項に定める一時停止の期間が開始するものとする。
- (4) 本項(1)の申出を受けた対象債権者は、次のいずれかに該当する場合に限り、事前に登録支援専門家と協議の上、本ガイドラインに基づく債務整理に異議を述べることができる。当該異議は、対象債務者、登録支援専門家及び当該対象債権者以外の全ての対象債権者に対して、異議の理由を明記した書面を同時に発送して行うものとする。なお、対象債権者が異議を述べなかった場合でも、当該対象債権者は、調停条項案に同意することを義務付けられるものではない。
 - ① 対象債務者が第3項(1)の要件を満たさないことが明らかであると認められる場合
 - ② 対象債務者が第7項(1)①又は②に違反したことが判明した場合
 - ③ 必要書類に明らかな不備があるにもかかわらず相当な期間内に補正されない場合(ただし、申出の翌日から起算して45日を経過した場合にはこの限りでない。)
- (5) 本ガイドラインに基づく債務整理は、次に掲げる日のいずれか最も早い日に終了するものとする。
 - ① 本項(1)の申出があった日から6か月を経過した日(対象債務者が、全ての対象債権者の同意を得て別途の日を定めた場合には、当該同意により定められた日(この場合、対象債務者は全ての対象債権者及び登録支援専門家に対し

- て変更後の債務整理の終了日を書面により通知する。)。また、第9項(1)に規定する特定調停の申立てが行われた後は、当該特定調停手続が終了した日)
- ② 対象債務者が本ガイドラインに基づく債務整理を取り下げる旨の書面を全ての対象債権者に発送した日
 - ③ 対象債権者による、本項(4)に規定する異議を述べた書面が対象債務者、登録支援専門家及び他の全ての対象債権者に到達した日
 - ④ 対象債務者が第8項(9)に規定する債務整理の不成立についての書面を全ての対象債権者に発送した日

7. 一時停止

- (1) 一時停止の期間中においては、全ての対象債権者と対象債務者は、次の行為などを差し控えることとする。なお、前項(1)の申出により一時停止が開始したことをもって、銀行取引約定書等において定める期限の利益喪失事由として扱わないものとする。
 - ① 対象債務者は、通常的生活又は事業過程によるもののほか、全ての対象債権者が同意した場合を除き、その資産を処分してはならず、新債務を負担してはならない。ただし、対象債権者は、合理的な理由なく不同意とすることはできないものとする。
 - ② 対象債務者は、一部の対象債権者に対する弁済(代物弁済を含む。以下同じ。)や相殺など債務消滅に関する行為の他、物的人的担保の供与などを行ってはならない。
 - ③ 対象債権者は、一時停止が開始した日における「与信残高」を維持し、他の対象債権者との関係における対象債務者に対する相対的地位を改善してはならず、弁済を受け、相殺権を行使するなどの債務消滅に関する行為をなし、追加の物的人的担保の供与を求め、担保権を実行し、強制執行や仮差押え・仮処分や法的倒産手続開始の申立てをしてはならない。ただし、保証会社等による保証付貸付けの場合、対象債権者が当該保証会社から代位弁済を受けることは妨げられないが、この場合、当該保証会社等は、本項の規定を遵守するものとする。
- (2) 一時停止の期間は、本ガイドラインに基づく債務整理が終了した日までとする。
- (3) 一時停止の期間中の追加融資は、全ての対象債権者の同意により定めた金額の範囲内で、その定めた方法により、必要に応じて行うものとし、追加融資による債権は対象債権者が有する債権に優先して随時弁済される。

8. 調停条項案の作成及び提出

(1) 対象債務者は、第6項(1)の申出から3か月以内(ただし、本項(2)②に定める調停条項案とする場合には4か月以内)に、調停条項案を作成の上、登録支援専門家を經由して、全ての対象債権者に提出する。ただし、対象債務者は、必要があるときは、全ての対象債権者に対して、調停条項案の提出期限の延長が必要である理由を明記して通知を行うことにより、調停条項案の提出期限を、3か月を超えない範囲内で延長することができる。

(2) 調停条項案は、以下の内容を含むものでなければならない。

① 対象債務者が非事業者(住宅ローン等の債務者)又は本項(2)②に該当しない個人事業主である場合

イ 調停条項案については、以下の事項を含む内容を記載することを原則とする。

a 債務の弁済ができなくなった理由(災害による影響の内容を含む。)

b 財産の状況(財産の評価は、対象債務者の自己申告による財産について、原則として、財産を処分するものとして行う。)

c 債務弁済計画(原則5年以内)

d 資産の換価・処分の方針

e 対象債権者に対して債務の減免、期限の猶予その他の権利変更を要請する場合はその内容

ロ 将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがある対象債務者が、対象債権者に対して、分割払いの方法による期限の猶予とともに債務の減免を要請する場合には、対象債権者に対する調停条項に基づく弁済の総額は、対象債務者の収入、資産等を考慮した生活実態等を踏まえた弁済能力により定めるものとし、また、破産手続による回収の見込みと同等以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できる内容としなければならない。

ハ 本項(2)①ロに該当しない対象債務者が対象債権者に対して債務の減免を要請する場合には、当該対象債務者が第6項(1)による申出の時点において保有する全ての資産(破産法第34条第3項その他の法令により破産財団に属しないとされる財産(いわゆる「自由財産」)及び同条第4項に基づく自由財産の拡張に係る裁判所の実務運用に従い、通常、自由財産とされる財産を除く。)を処分・換価して(処分・換価の代わりに、「公正な価額」に相当する額を弁済する場合を含む。)、当該処分・換価により得られた金銭をもって、担保権者その他の優先権を有する債権者に対する優先弁済の後に、全ての対象債権者に対して、それぞれの債権の額の割合に応じて弁済を行

い、その余の債務について免除を受ける内容とするものとする(ただし、債権額 20 万円以上(ただし、この金額は、その変更後に対象債権者となる全ての債権者の合意により変更することができる。)の全ての債権者を対象債権者とする場合に限る。)。なお、本項(2)①ロにかかわらず、将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みのある対象債務者が同様の内容とすることは妨げられない。

② 対象債務者が事業から生ずる将来の収益による弁済により事業の再建・継続を図ろうとする個人事業主である場合

イ 調停条項案については、本項(2)①イに定める各事項に加え、対象債務者の自助努力が十分に反映され、かつ以下の内容を記載した事業計画を含めることを原則とする。

a 事業見通し(売上・原価・経費)

b 収支計画

c 災害発生以前においても、既に事業利益が赤字であったときは、赤字の原因とその解消の方策を記載するとともに、第9項(1)の申立てによる特定調停成立日の属する年の翌年から概ね5年以内を目途に黒字に転換することを内容とする。ただし、これを超える合理的な期間とすることを妨げない。

ロ 破産手続による回収の見込みと同等以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できることを内容とする。

(3) 対象債権者に対して債務の減免を要請する場合には、対象債務者が対象債権者に対して次の①及び②に定める事項を約することを調停条項案の内容とする。

① 調停条項案作成日現在において、財産目録に記載の財産以外に、時価 20 万円以上の資産又は債権者一覧表にない負債を有していないことを誓約すること。

② 第9項(1)の申立てによる特定調停手続の中で確定した調停条項に従った弁済期間中に、第3項に定める要件(ただし、同項(1)④及び⑤を除く。)のいずれかを充足しないことが判明した場合又は本項(3)①の誓約に反する事実が判明した場合は、債務者の責めに帰することができない事由が認められる場合を除き、債務免除や期限の猶予の合意にかかわらず、債務額全額を直ちに支払うことに予め同意すること。

(4) 調停条項案における権利関係の調整は、債権者間で平等でなければならない。ただし、債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。

(5) 対象債務者の対象債権者に対する債務を主たる債務とする保証債務がある場

合、主たる債務者が通常想定される範囲を超えた災害の影響により主たる債務を弁済できないことを踏まえて、以下の事情等を考慮して、保証履行を求めることが相当と認められる場合を除き、保証人(ただし、個人に限る。以下同じ。)に対する保証履行は求めないこととする。

- ① 保証契約を締結するに至った経緯、主たる債務者と保証人の関係、保証による利益・利得を得たか否か等を考慮した保証人の責任の度合い
- ② 保証人の収入、資産、災害による影響の有無等を考慮した保証人の生活実態

なお、保証人に対して保証履行を求めることが相当と認められる場合には、当該保証人についても、主たる債務者とともに調停条項案を作成し、合理的な範囲で弁済の負担を定めるものとする。

- (6) 対象債務者は、登録支援専門家の支援を受けて、本項(1)の調停条項案の提出前に、対象債権者等との事前協議を行い、対象債権者から調停条項案への理解を得るよう努めることとする。
- (7) 対象債務者は本項(1)の調停条項案の提出後、全ての対象債権者に対して、調停条項案の説明、質疑応答及び意見交換(以下「調停条項案の説明等」という。)を同日中に行う。なお、調停条項案の説明等は書面の交付により行うことができ(ただし、対象債権者の同意がある場合に限る。)、債権者説明会を開催して行うことも妨げない。また、対象債務者は、必要に応じて、登録支援専門家に調停条項案の説明等の支援を求めることができる。
- (8) 対象債権者は、本項(7)の調停条項案の説明等がなされた日から1か月以内に(ただし、必要があるときは、対象債務者及び全ての対象債権者の合意により、この期間を変更することができる。)、対象債務者及び登録支援専門家に対して、調停条項案にかかる同意あるいは同意の見込みの旨又は不同意の旨を書面により回答することとし、登録支援専門家はその結果をとりまとめ、速やかに全対象債権者に通知することとする。
- (9) 調停条項案に対して、本項(8)に定める期間内に対象債権者の全ての同意又は同意の見込みが得られず、かつ調停条項案の変更など適宜の措置を協議しても合理的な期間内に同意又は同意の見込みが得られないときは、本ガイドラインに基づく債務整理は不成立となる。この場合、対象債務者は、登録支援専門家を經由して、全ての対象債権者に対して債務整理の不成立について書面で通知する。

9. 特定調停の申立て

- (1) 本ガイドラインに基づく債務整理に当たっては、特定調停手続を利用することと

し、全ての対象債権者から第8項(8)の同意あるいは同意の見込みを得た対象債務者は、簡易裁判所に対し、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)第3条第1項に基づき特定債務等の調整に係る調停の申立てを行うこととする。

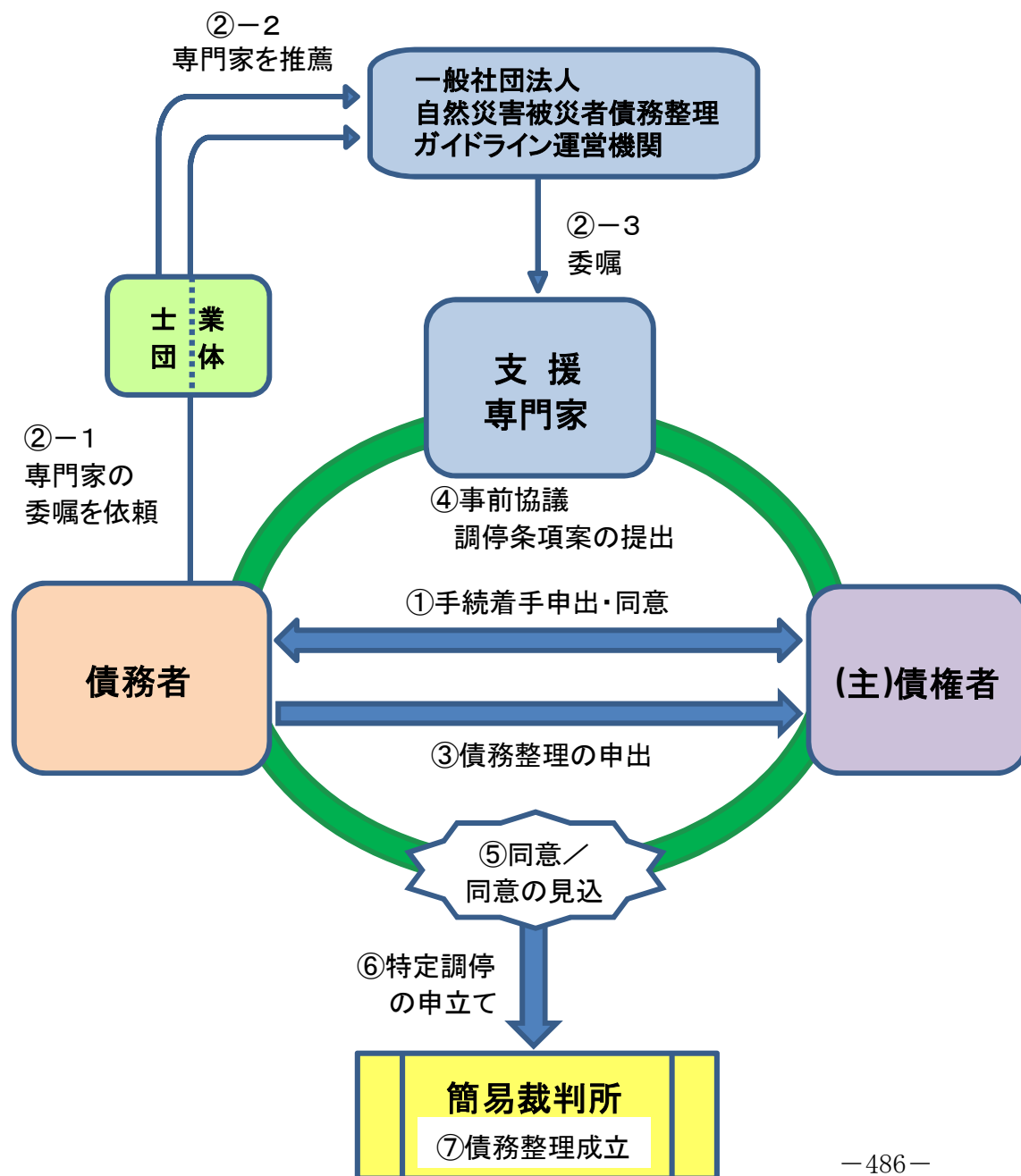
- (2) 本項(1)の申立てによる特定調停手続が終了した場合、対象債務者は、裁判所から調停成立調書その他特定調停手続が終了したことを証する書面を入手するとともに、登録支援専門家に対して、当該特定調停手続が終了したことを証する書面の写しを付して速やかにその結果を通知することとする。

10. その他

- (1) 対象債権者、対象債務者及び登録支援専門家は、調停条項案の作成に当たっては、対象債務者による初期延滞のみをもって期限の利益を喪失させるものとはしないなど、本ガイドラインの趣旨を尊重したものとすよう努めることとする。
- (2) 本ガイドラインに基づく債務整理を行った対象債務者について、対象債権者は、当該対象債務者が債務整理を行った事実その他の債務整理に関連する情報(代位弁済に関する情報を含む。)を、信用情報登録機関に報告、登録しないこととする。
- (3) 本ガイドラインに基づく債務整理を円滑に実施するため、金融機関等の債権者及び各関係団体等は、所要の態勢整備や制度の周知に取り組むこととし、本ガイドラインは、平成28年4月1日から適用を開始することとする。
- (4) 本ガイドラインの運用に関わる事項であって、本ガイドライン及び別途定めるQ&Aに定めのない事項については、別途、東日本大震災に関連して策定・公表された「個人債務者の私的整理に関するガイドライン(平成23年7月)」の運用を参考とする。
- (5) 本ガイドラインの改訂は、本研究会が本年12月に設置した「自然災害債務整理ガイドライン運用等検討小委員会」の発案を受けて、本研究会が行う(ただし、本研究会が委任した一定の事項については同小委員会において行うこともできる。)

(以上)

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」 の債務整理成立までの流れ



①債務者は、主たる債権者に債務整理の着手の申出を行い、着手への同意を取得。

②着手の同意を得た債務者は、各士業団体（弁護士会等）を通じて運営機関に対し、登録支援専門家※の委嘱を依頼。

※中立かつ公正な立場から手続支援を行う者

③債務者は、全対象債権者に対して、債務整理を書面により申出。

④債務者は、対象債権者と事前協議を行った上で、登録支援専門家を経由して、調停条項案を全対象債権者に提出し、調停条項案を説明。

⑤対象債権者は調停条項案への同意（同意の見込み）又は不同意を書面により回答。

⑥調停条項案に対する全対象債権者の同意（同意の見込み）を得た債務者は、簡易裁判所に対して特定調停を申立て。

⑦特定調停において、債務整理が成立。

3 適正な取引の実現

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	③ 詐欺的な事案に対する対応	<p><無登録業者やファンド事業者等による詐欺的な事案への対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・無登録業者等に係る情報収集・分析 ・その結果、必要と認められる場合は、金融商品取引法第187条の規定に基づく調査を実施、金融商品取引法違反行為等が認められたときは、同法第192条の規定に基づく裁判所への禁止命令等の申立てを行うほか、無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等を公表【金融庁】 					(イ) 無登録業者等に係る情報収集・分析の状況（件数） (ロ) 禁止命令等の申立て及び裁判所の禁止命令等の発出の状況（件数） (ハ) 金融商品取引法違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者のうち、顧客資産の流用等が認められた届出者に対する行政処分（件数）
		<p><詐欺的商法による新たな消費者被害への対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府広報や当庁ウェブサイト等による国民への情報提供、注意喚起 ・無登録で金融商品取引業を行っていた者等に対する警告書の発出等【金融庁】 					
		(KPIの現状) ※平成28年度 (イ) 無登録業者等に関して寄せられた情報件数：29,160件（平成27年度：32,270件） (ロ) 禁止命令等の申立て及び裁判所の禁止命令等の発出件数：1件（平成27年度：3件） (ハ) 金融商品取引法違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者のうち、顧客資産の流用等が認められた届出者に対する行政処分件数：14件（平成27年度：0件）					
④ 投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等に係る制度の整備	<p>法令改正を踏まえた、投資型クラウドファンディングに関する、投資者保護を含めた金融商品取引法の適切な運用【金融庁】</p>					投資型クラウドファンディング業者の登録件数	
	(KPIの現状) ※平成28年度 投資型クラウドファンディング業者の登録件数：19社（平成27年度：4社）						
⑤ 金融商品取引法に基づく適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）に関する制度の見直し	金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」における検討結果を踏まえた制度見直しの検討【金融庁】	法令改正を踏まえた、プロ向けファンドに関する、投資者保護を含めた金融商品取引法の適切な運用【金融庁】			プロ向けファンド業者に対する業務廃止命令等の行政処分の実施状況（件数）		
	(KPIの現状) ※平成28年度 プロ向けファンド業者に対する業務廃止命令等の行政処分件数：513件						

3 適正な取引の実現

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	⑥不動産特定共同事業法の改正に伴う制度整備・運用		改正不動産特定共同事業法に関する政省令の整備・監督指針等の充実【国土交通省・金融庁】	改正不動産特定共同事業法の適切な運用【国土交通省・金融庁】			改正不動産特定共同事業法に関する制度の整備・運用状況
	⑦サーバ型電子マネーの利用に係る環境整備	金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」における審議【金融庁】	法案国会提出【金融庁】	改正資金決済法の施行準備【金融庁】	改正資金決済法の適切な運用【金融庁】		法令及び事務ガイドライン等の見直しや改訂の実施状況
		事務ガイドライン改正等に係る検討【金融庁】	事務ガイドライン改正・適用等【金融庁】	事務ガイドラインの適切な運用等【金融庁】			
		<p>(KPIの現状)</p> <p>「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第62号)が第190回国会で成立し、平成28年6月に公布され、平成29年4月に施行された。また、サーバ型電子マネー発行者におけるIDの詐取被害の防止及び回復に向けた態勢整備等に関し、平成28年8月に事務ガイドラインの改正を行った(改正日から適用開始)とされており、その適切な運用を行っている。さらに、電子マネーに関する消費者被害の項目を追加したガイドブック等を活用し、被害の未然防止に向けた注意喚起を行った。</p>					

3 適正な取引の実現

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I	
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	⑧仮想通貨と法定通貨の交換業者に対する規制の整備	仮想通貨と法定通貨の交換業者に対する規制の整備【金融庁】					仮想通貨交換業について、制度等の周知を含め、利用者保護の観点等から整備された規制の適切な運用【金融庁】	仮想通貨と法定通貨の交換業者に対する規制の整備・運用状況
		<p>(KPI の現状)</p> <p>仮想通貨と法定通貨の交換業者に対し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与規制及び利用者保護のための観点からの各種規制を盛り込んだ「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」（平成 28 年 5 月成立、同年 6 月公布）及び「仮想通貨交換業者に関する内閣府令」等の関係法令等が平成 29 年 4 月に施行された。</p>						

3 適正な取引の実現

(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化

③ 詐欺的な事案に対する対応

無登録業者等による未公開株の販売等やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、関係機関と連携し、裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査権限等を行行使し、金融商品取引法違反行為等が認められた場合には、投資者保護上の必要に応じて、禁止命令等の申立てや無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行う。

詐欺的商法による新たな消費者被害への対応において、無登録業者や無届募集者等による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起を引き続き積極的に実施する。また、当該業者のうち、適格機関投資家等特例業務届出者については、業務廃止命令等の行政処分（平成28年3月1日以降の行為に限る。）を行うとともに、その他の業者については引き続き警告書の発出を行うなどにより、被害の拡大防止等を図る。【金融庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成28年度において、証券取引等監視委員会では、無登録業者及び悪質なファンド業者による金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止命令等の申立てを1件（平成27年度は3件）行った。また、金融庁では、金融商品取引法違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者のうち、顧客資産の流用等が認められた届出者に対して行政処分を14件（うち13件に対する行政処分の端緒は証券取引等監視委員会の検査によるもの）行ったほか、無登録で金融商品取引業等を行っている者73先（平成27年度は154先）に対して警告書を発出した。（無登録で金融商品取引業等を行っている者73先の内訳：無登録業者60先（平成27年度は131先）、適格機関投資家等特例業務届出者13先（平成27年度は23先））【金融庁】

④ 投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等に係る制度の整備

投資型クラウドファンディングの利用促進及び投資者保護のための必要な措置を講ずるために平成26年5月に成立、平成27年5月に施行された改正金融商品取引法に基づき、引き続き、投資者保護の観点から、必要に応じ、監督上の対応を行うなど、適切に対応を行う。【金融庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成27年5月に関係政令・内閣府令等を公布の上、同月下旬、改正法が施行された。【金融庁】

⑤ 金融商品取引法に基づく適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）に関する制度の見直し

金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」において、投資家の保護及び成長資金の円滑な供給との観点を踏まえ、適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）をめぐる制度の在り方などの課題について検討し、適格機関投資家

等特例業務（プロ向けファンド）の制度の見直し及び検査・監督体制の強化を検討する。【金融庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）の制度見直しに係る金融商品取引法の改正法が第189回国会で成立し、平成27年6月に公布された。平成28年2月に関係政令・内閣府令等を公布の上、同年3月、改正法が施行された。また、平成28年度機構・定員要求により、定員が増員し、検査・監督体制が強化された。【金融庁】

⑥ 不動産特定共同事業法の改正に伴う制度整備・運用

改正不動産特定共同事業法について、適切に投資家保護が図られるよう、政省令の整備・監督指針の充実等を行う。【国土交通省・金融庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

不動産投資市場政策懇談会の下に設置された制度検討ワーキング・グループにおいて、不動産特定共同事業に関する制度の在り方について検討を行い、平成28年9月に当懇談会にて報告書が取りまとめられ、「不動産特定共同事業法の一部を改正する法律」（平成29年法律第46号）が、193回国会で成立し、平成29年6月に公布された。【国土交通省・金融庁】

⑦ サーバ型電子マネーの利用に係る環境整備

サーバ型電子マネーが詐取される被害の予防及び救済に向けた取組を促すため、サーバ型電子マネー発行者におけるIDの詐取被害の防止及び回復に向けた態勢整備等に関し、平成28年8月に改正した事務ガイドライン（改正日から適用開始）の適切な運用を行う。【金融庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」において、サーバ型電子マネー発行者の加盟店管理義務等について審議・検討を行い、平成27年12月に報告書が取りまとめられ、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第62号）が第190回国会で成立し、平成28年6月に公布、平成29年4月に施行された。また、サーバ型電子マネー発行者におけるIDの詐取被害の防止及び回復に向けた態勢整備等に関し、平成28年8月に事務ガイドラインの改正を行った（改正日より適用開始）ところであり、その適切な運用を行っている。さらに、電子マネーに関する消費者被害の項目を追加したガイドブック等を活用し、被害の未然防止に向けた注意喚起を行った。【金融庁】

⑧ 仮想通貨と法定通貨の交換業者に対する規制の整備

仮想通貨と法定通貨の交換業者について、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与規制を導入するとともに、利用者保護の観点からの規制を通じて利用者の信頼

を確保するための所要の制度整備を行い、制度等の周知を含め、整備された制度に基づき適切に運用する。【金融庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」において、仮想通貨に関する制度の在り方について審議・検討を行い、平成27年12月に報告書が取りまとめられ、仮想通貨と法定通貨の交換業者に対し登録制を導入し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与規制に加え、利用者保護の観点からの規制の導入を盛り込んだ「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第62号）が第190回国会で成立し、平成28年6月に公布された。

その後、同法施行に向け、仮想通貨交換業者に関する内閣府令案及び事務ガイドライン案の新設を含む政令・内閣府令等案に係るパブリックコメント手続を行い（平成28年12月28日～平成29年1月27日）、平成29年4月に施行された。【金融庁】

3 適正な取引の実現

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り	①特殊詐欺の取締り、被害防止の推進	架空請求や金融商品等取引名目等の特殊詐欺の取締り、特殊詐欺を助長する犯罪の取締り、犯行ツール対策の推進【警察庁】					特殊詐欺の取締り状況
		特殊詐欺の被害防止のための広報啓発活動の推進【警察庁】					
特殊詐欺被害の未然防止に向けた金融機関への注意喚起等【警察庁、金融庁】							
金融機関に対する不正利用口座に関する情報提供等【金融庁】							
(KPIの現状) ※平成28年の取締り状況(暫定値) ・架空請求詐欺：検挙件数：1,149件(前年比30件増)、検挙人員：743人(前年比19人減) ・金融商品等取引名目の特殊詐欺：検挙件数：396件(前年比33件減)、検挙人員：165人(前年比174人減)							
	④偽造キャッシュカード等による被害の防止等への対応	金融機関への注意喚起【金融庁、警察庁】					「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況」における各種指標等
		金融機関における取組状況のフォローアップ【金融庁】 ※必要に応じ、調査内容について年次で見直しを行う。					
		(KPIの現状) ※平成28年3月末時点 ・ICキャッシュカード対応ATMが全体のATMに占める割合：94.6%(前年比1.6ポイント増) ・生体認証機能付ICキャッシュカード対応ATMが全体のATMに占める割合：49.5%(前年比0.4ポイント増) ・ICキャッシュカード導入済金融機関：88.1%(前年比増減なし) ・生体認証機能付ICキャッシュカード導入済金融機関：21.4%(前年比0.6ポイント増) ・個人向けインターネットバンキングにおける本人認証において可変パスワード導入済金融機関：99.2%(前年比2.3ポイント増) ・法人向けインターネットバンキングにおける本人認証において可変パスワード導入済金融機関：96.3%(前年比4.6ポイント増)					

3 適正な取引の実現

(4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り

① 特殊詐欺の取締り、被害防止の推進

架空請求や金融商品等取引名目等の特殊詐欺の取締りを強化する。また、携帯電話や預貯金口座を売買するなどの特殊詐欺を助長する行為について関係法令を駆使して取締りに当たるとともに、犯行に利用された携帯電話の携帯電話事業者に対する契約者確認の求め、金融機関に対する振込先指定口座の凍結依頼等の犯行ツール対策を推進し、被害の未然防止、拡大防止を図る。

様々な機会を通じて特殊詐欺の最新の手法、発生状況、被害に遭わないための注意点等の情報を提供するなど、特殊詐欺の被害防止のための広報啓発活動を推進する。【警察庁】

金融機関に対し、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺に関する注意喚起等を引き続き行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止に向けた金融機関の取組をより一層促進する。【警察庁、金融庁】

また、同様の観点から、金融機関における振り込め詐欺への対応状況の検証を行う。

金融機関に対し、不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、当該情報提供の状況等につき、四半期ごとの公表を行う。【金融庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

政府広報を活用した注意喚起を始め、地方公共団体や関係機関、団体などと連携して、あらゆる媒体や機会を活用した複合的な防犯指導、広報啓発を行い、犯行手法や予防対策を分かりやすい周知に努めている。

金融機関職員を対象とした声掛け訓練を実施するなど、金融機関窓口での声掛けの徹底を要請するとともに、警察への通報依頼を推進するなど、金融機関職員等による被害の水際阻止が行われるよう働き掛けている。

架空請求や金融商品等取引名目等の特殊詐欺の取締りを推進している（平成28年の取締り状況・・・架空請求詐欺：検挙件数1,149件、検挙人員743人（前年：検挙件数1,119件、検挙人員762人） 金融商品等取引名目の特殊詐欺：検挙件数396件、検挙人員165人（前年：検挙件数429件、検挙人員339人））。

また、携帯電話や預貯金口座を売買するなどの特殊詐欺を助長する行為について関係法令を駆使して取締りに当たるとともに、犯行に利用された携帯電話の携帯電話事業者に対する契約者確認の求め、金融機関に対する振込先指定口座の凍結依頼等の犯行ツール対策を推進している。【警察庁】

預金口座の不正利用に関する情報について、情報入手先から同意を得ている場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施することとしており、その情報提供件数等については、四半期ごとに金融庁ウェブサイトにおいて公表した（平成28年度においては、1月、4月、7月、10月）。【金融庁】

④ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等への対応

偽造キャッシュカード等（偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳、インターネットバンキング）による被害の防止等に向けた金融機関への注意喚起を実施する。

【金融庁、警察庁】

また、金融機関の犯罪防止策や犯罪発生後の対応措置への取組状況をフォローアップ（偽造キャッシュカード等による被害発生状況や金融機関による補償状況の四半期ごとの公表、偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況に関するアンケート調査の実施及び公表、金融機関における偽造キャッシュカード等への対応状況の検証）し、各種被害手口に対応した金融機関における防止策等を促進する。【金融庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

偽造キャッシュカード等による被害発生状況や金融機関による補償状況を、金融庁ウェブサイトにおいて公表（平成27年5月、8月、10月及び12月並びに平成28年3月、6月、9月及び12月）するとともに、偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況に関するアンケート調査を実施し、金融庁ウェブサイトにおいて公表した（平成27年8月及び平成28年8月）。

「主要行等向けの総合的な監督指針」等において、預金取扱金融機関におけるセキュリティ対策（インターネットバンキング対策も含む。）や顧客への対応について、監督上の着眼点として明確化する等の改正を行った（平成27年4月）。【金融庁】

偽造キャッシュカード等によりATMから現金を払い出す事案が依然として発生していることから、キャッシュカード等の磁気情報を不正に入手される可能性がある場所に対して、防犯指導を行うよう都道府県警察に指示した（平成28年3月）。【警察庁】

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(2) 消費者教育の推進	①消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進	消費者教育推進会議での議論を踏まえ、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行い、学校、地域、家庭、職域その他様々な場における取組を推進 【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】					消費者市民社会の実現に向けた取組の認知度
		環境教育、食育、法教育、金融経済教育等の関連する他の分野の教育との連携強化のため、関係省庁等連絡会議等を開催【消費者庁、関係省庁等】					
		(KPIの現状) 消費生活に関する意識調査で消費者市民社会の認知度を調査（平成29年2月～3月実施）。 消費者市民社会という言葉を知っていたと回答した者：33.2%					
⑥学校における消費者教育の推進	小・中・高等学校等における消費者教育の推進（学習指導要領の周知・徹底、改訂に向けた検討等）【文部科学省】					(イ) 全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数 (ロ) 大学等における消費者関連（消費者問題に関する啓発・情報提供以外）の取組の割合 (ハ) 担当省庁による支援の状況 (ニ) 消費者教育フェスタの参加者の満足度増加 (ホ) 教材の配布・活用状況	
	大学・専門学校等における消費者教育の推進（取組状況調査と特色ある取組事例、先進事例や課題等の情報提供及び啓発）【消費者庁、文部科学省】						
	消費者教育等に関する各教科等横断的なプログラムの開発に係る実践研究及びその成果の普及。大学等における消費者庁からの依頼等に基づく啓発及び情報提供【文部科学省】						
	副読本や教材などの作成、関係機関が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業やセミナーの開催等【消費者庁、金融庁、総務省、関係省庁等】						

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
<p>(2) 消費者教育の推進</p> <p>⑥学校における消費者教育の推進</p>			<p>成年年齢引下げに向けた動きがある中で、成年を境に消費者被害が増加する状況を踏まえ、若年層への消費者教育を強化【消費者庁、文部科学省】</p>	<p>高等学校における消費者教育の充実のため、高校生向け教材を作成</p>	<p>・作成した教材の計画的な配布 ・効果的に活用（アクティブ・ラーニングの視点からの手法等も検討）</p>		<p>(へ) 国民生活センターにおける教員向け研修の実施状況 (ト) 消費者教育コーディネーターの配置・学校との連携状況</p>
			<p>消費者教育推進に向けた人材開発のため、鳴門教育大学への専門家派遣【消費者庁】</p>	<p>小・中学校における消費者教育の充実のため、教材の検討・作成</p>			
				<p>大学学生相談室等における消費者トラブル対応の強化を図るため、国民生活センターや日本学生支援機構での研修の機会の活用を推進【消費者庁、文部科学省】</p>			
				<p>・消費者教育推進会議で提案した「学校における消費者教育の充実に向けて」の周知等 ・学校における消費者教育の充実に資するための教員向け研修の実施の促進 ・学校と地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、地域におけるコーディネーターの育成等の取組を支援【消費者庁、文部科学省】</p>			
		<p>(KPIの現状)</p> <p>(イ) 全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数（平成27年度実績） 小学校：141人（平成26年度：138人）、中学校：137人（平成26年度：142人）、高等学校：108人（平成26年度：114人）</p> <p>(ロ) 学部段階において、社会や経済の仕組み、消費生活の安定・向上に関する知識の獲得・修得を目的とした授業科目を開設している大学の割合：56.2%（平成26年度）（平成25年度：49.9%）</p> <p>(ハ) ※平成28年度 ・関係団体と連携した大学での授業の実施：8大学（平成27年度：5大学）（金融庁） ・1,464件の講座を開催。（総務省）</p> <p>(ニ) 消費者教育フェスタ参加者の満足度：98.7%（平成27年度）（平成26年度平均：99.5%）</p> <p>(ホ) 成年年齢引下げに向けた環境整備のための教材の作成 (ヘ) 教員を対象とした消費者教育講座1コース実施（参加者：47人）</p> <p>(ト) ※平成28年4月1日時点 コーディネーター配置状況：14都道府県97市区町村等（平成26年度：11都道府県78市区町村等）</p>					

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
(2) 消費者教育の推進 ⑦地域における消費者教育の推進	地方公共団体における消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置を支援、促進する。【消費者庁】						(イ) 各都道府県における消費者教育推進地域協議会の設置状況 (ロ) 全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数 (ハ) コーディネーター育成状況 (ニ) 消費生活サポーター数 (ホ) 教育委員会における社会教育関連の消費者教育の取組の割合 目標：25年度調査結果39.9%からの増加 (ヘ) 担当省庁による支援の状況 (ト) パンフレットの配布・活用状況
	地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、消費生活センターの消費者教育の拠点化やコーディネーターの育成、消費生活サポーターの養成等の取組を支援する。【消費者庁】						
教育委員会を通じた地域における消費者教育（取組実態調査の実施等）【文部科学省】							
関係機関が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などの実施【消費者庁、公正取引委員会、金融庁、総務省、文部科学省、関係省庁等】							
消費者教育の指導用啓発資料の作成【文部科学省】	消費者教育の指導用啓発資料の配布・活用【文部科学省】						
消費者市民社会の普及のための啓発資料を作成・配布【消費者庁】							
	(KPIの現状) (イ) ※平成28年度 消費者教育推進計画策定数：44都道府県（平成27年度：33都道府県） 消費者教育推進地域協議会設置数：45都道府県（平成27年度：42都道府県） (ロ) 全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数（平成27年度実績） 小学校：141人（平成26年度：138人）、中学校：137人（平成26年度：142人）、高等学校：108人（平成26年度：114人） (ハ) ※平成28年4月1日時点 コーディネーター配置状況：14都道府県97市区町村等（平成26年度：11都道府県78市区町村等） (ニ) ※平成28年4月1日時点 消費生活サポーター配置状況：30都道府県117市区町村等（平成26年度：28都道府県103市区町村等） (ホ) 平成28年度版は調査中 (ヘ) ※平成28年度 ・地域で開催される講座等への講師派遣：744回（平成27年度：730回）（金融庁） ・消費者セミナー：77回（平成27年度：57回）、独占禁止法教室：196回（平成27年度：164回）、一日公正取引委員会：8回（平成27年度：8回）（公正取引委員会） ・各地の消費者教育講座への講師（職員）派遣：11回（平成27年度：15回）（消費者庁） ・1,464件（平成27年度：2,114件）の講座を開催。（総務省） (ト) 消費者市民社会普及のための啓発資料の作成について検討中。						

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(2) 消費者教育の推進	①金融経済教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的な取組を実施 ・各種国際会議における動向や諸外国の取組を日本の金融経済教育に活用 ・金融経済教育用教材の作成・配布 ・学校や地域で開催される講座等への講師派遣 ・金融サービス利用に伴うトラブル発生の未然防止などに向けた事前相談の実施 【消費者庁、金融庁、文部科学省、関係省庁等】					(イ) 関係団体等と連携した金融経済教育の推進状況 (ロ) 学校や地域で開催される講座等への講師派遣状況
		(KPIの現状) ※平成28年度 (イ) <ul style="list-style-type: none"> ・シンポジウムの開催：6回（平成27年度：5回） ・関係団体と連携した大学での授業の実施：8大学（平成27年度：5大学） (ロ) 講座等への講師派遣：1,048回（平成27年度：959回）					

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(2) 消費者教育の推進

① 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進

消費者教育の推進に関する法律及び消費者教育の推進に関する基本的な方針に基づき、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及び啓発活動を推進する。

消費者教育の実施に当たっては、消費者教育推進会議での議論を踏まえ、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行い、学校、地域、家庭、職域その他様々な場における取組を推進する。【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】

また、環境教育、食育、法教育、金融経済教育等の関連する他の分野の教育との連携強化のため、関係省庁連絡会議等を開催する。【消費者庁、関係省庁等】

<平成27年度～平成28年度の実績>

消費生活に関する意識調査（平成29年2月～3月実施）で消費者市民社会の認知度について調査を実施した（消費者市民社会という言葉を知っていたと回答した者：21.5%）。また、消費者市民社会の認知度を高めるため、消費者市民社会WTを立ち上げ、消費者市民社会普及のための啓発資料の作成について検討した。【消費者庁】

消費者教育推進会議（平成27年9月）において、文部科学省における消費者教育の実施状況についてヒアリングを実施した。【文部科学省】

⑥ 学校における消費者教育の推進

1) 小・中・高等学校等における消費者教育の推進

小・中・高等学校等において、学習指導要領に基づき、社会において主体的に生きる消費者を育む教育を推進するため、その周知・徹底を図る。また、中央教育審議会の審議を踏まえ小中学校学習指導要領は平成28年度に改訂し、高等学校学習指導要領については平成29年度中に改訂予定（小学校は平成32年度、中学校は平成33年度から全面実施、高等学校は平成34年度入学生から年次進行で実施する予定）。

【文部科学省】

2) 大学・専門学校等における消費者教育の推進

大学生等に対する消費者教育の推進を図るため、全国の大学等に対して「消費者教育に関する取組状況調査」を実施し、現状の課題等の分析を行い、特色ある取組事例や課題等の情報提供及び啓発を行う。【消費者庁、文部科学省】

3) 消費者教育の人材（担い手となる教職員）の育成・活用

小・中・高等学校等における教職員の指導力の向上を図るため、消費者教育等に関する各教科等横断的プログラムの開発に係る実践研究を実施するとともに、それらの成果の普及を図る。大学等においては消費者庁からの依頼等に基づき、消費者問題に関する啓発及び情報提供を行う。【文部科学省】

4) 学校における消費者教育の推進

学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等について、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育の推進を行う。【消費者庁、金融庁、総務省、関係省庁等】

成年年齢引下げに向けた動きがある中で、成年を境に消費者被害が増加する状況を踏まえ、若年層への消費者教育を強化するため、高校生向け教材を作成する。

【消費者庁、文部科学省】

高校生向け教材は、「消費者行政新未来創造オフィス」において、その活用方策等を探り、全国において効果的な活用ができるよう努める。【消費者庁】

平成30年度以降、小・中学校における消費者教育充実のための教材の検討・作成を行う。【消費者庁】

消費者教育推進に向けた人材開発のため、鳴門教育大学への専門家派遣を実施する。【消費者庁】

大学学生相談室等における消費者トラブル対応の強化を図るため、国民生活センターや日本学生支援機構での研修の機会の活用を推進する。【消費者庁、文部科学省】

消費者教育推進会議で提案した「学校における消費者教育の充実に向けて」の周知等を行う。また、学校における消費者教育の充実に資するための教員向け研修の実施の促進、学校と地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、地域におけるコーディネーターの育成等の取組を支援する。【消費者庁、文部科学省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成27年度消費者教育フェスタを東京、大分、岐阜で開催し、高校生・大学生による事例報告や小・中学校において企業によるデモンストレーション授業等を実施した。

教員や社会教育主事を対象に消費者教育を行う上でのヒントを示し、学校や社会教育での消費者教育の充実を図るため、消費者教育の指導者用啓発資料を作成し、以下の文部科学省のウェブサイトで公開した。

http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthsha/detail/1368878.htm

平成28年度消費者教育フェスタを徳島、石川、栃木で開催し、各地域における特色ある消費者教育の実践事例発表や、文部科学省の委託事業で実証的共同研究の成果発表等を実施した。【文部科学省】

第2期消費者教育推進会議において、学校における消費者教育の充実方策について検討し、平成28年4月に「学校における消費者教育の充実に向けて」を提案した。また、若年者の消費者教育に関するWTを立ち上げ、成年年齢引下げに向けた環境整備の充実のための教材等についても検討した。また、これに関連した若年者向け教材を作成した。【消費者庁】

大学生に対し、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と連携して実施した（平成27年度：5大学、平成28年度8大学）。【金融庁】

通信関係団体等と連携しながら、子供たちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒を対象とした啓発講座をe-ネットキャラバンとして全国で実施した。平成28年度は、1,464件（平成27年度：2,114件）の講座を実施した。また、保護者・教職員を対象にスマートフォンのフィルタリングの内容及び設定について特化した講座を新設するとともに、低年齢層に対応するため、対象年齢の引下げを行い、小学校3年生を対象に含まれることとした。【総務省】

⑦ 地域における消費者教育の推進

地方公共団体における消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置を支援、促進する。

地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、消費生活センターの消費者教育の拠点化やコーディネーターの育成、消費生活サポーターの養成等の取組を支援する。

「消費者教育の指導者用啓発資料」の活用を図るとともに、全国の教育委員会に対して「消費者教育に関する取組状況調査」を実施し、現状の課題等の分析を行い、社会教育施設等地域における消費者教育の推進を図る。【文部科学省】

担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などを行い、地域における消費者教育の推進を行う。【消費者庁、公正取引委員会、金融庁、文部科学省、関係省庁等】

消費者市民社会の理念を明確にしてその普及を図るため、無関心層を対象とした初心者向けパンフレット等を作成し、広く配布及び活用を徹底する。【消費者庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成28年3月末までに、消費者教育推進計画は44都道府県（平成27年度：33都道府県）で策定され、消費者教育推進地域協議会は45都道府県（平成27年度：42都道府県）で設置されている。【消費者庁】

平成28年度は、消費者セミナー（消費者に独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動について、より一層の理解を深めてもらうため、公正取引委員会の職員を消費者団体等の勉強会に派遣するもの。）を77回（平成27年度：57回）、独占禁止法教室（中・高・大学生に経済活動の基本ルールである独占禁止法の役割について学んでもらうため、公正取引委員会の職員を学校の授業に講師として派遣するもの。）を196回（平成27年度：164回）、一日公正取引委員会（公正取引委員会の本局及び地方事務所等の所在地以外の都市において、消費者セミナー、独占禁止法教室及び独占禁止法講演会等を1か所で同時に開催するもの。）を8回（平成27年度：8回）開催した。

また、消費者の暮らしと独占禁止法の関わりについて説明した資料を消費者セミナーや独占禁止法教室の出席者に配布した。【公正取引委員会】

平成28年度は、地域で開催される講座等への講師派遣を744回（平成27年度：730回）実施した。ガイドブック等を全国の地方公共団体に配布したほか、一般の方々が金融トラブルに巻き込まれな

いよう注意を促すことを目的としたシンポジウムを各財務局と6か所で共催した（平成27年度：5か所）。【金融庁】

教員や社会教育主事を対象に消費者教育を行う上でのヒントを示し、学校や社会教育での消費者教育の充実を図るため、消費者教育の指導者用啓発資料を作成し、以下の文部科学省のウェブサイトで公開した。

http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthisha/detail/1368878.htm 【文部科学省】

通信関係団体等と連携しながら、子供たちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒を対象とした啓発講座をe-ネットキャラバンとして全国で実施した。平成28年度は、1,464件（平成27年度：2,114件）の講座を実施した。また、保護者・教職員を対象にスマートフォンのフィルタリングの内容及び設定について特化した講座を新設するとともに、低年齢層に対応するため、対象年齢の引下げを行い、小学校3年生を対象に含めることとした。【総務省】

⑪ 金融経済教育の推進

金融に関する基本的な考え方を浸透させるため、金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的な取組を実施する。

各種国際会議における動向や諸外国の取組を日本の金融経済教育に活用する。

金融経済教育用教材の作成・配布、学校や地域で開催される講座等への講師派遣等について、文部科学省等とも連携を図りつつ実施する。

金融サービス利用に伴うトラブル発生の未然防止などに向けた事前相談を実施する。【消費者庁、金融庁、文部科学省、関係省庁等】

<平成27年度～平成28年度の実績>

消費者教育推進会議において金融経済教育を含む消費者教育の推進について議論した。【消費者庁】

平成28年度は、大学生に対し、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と連携して8大学で実施した（平成27年度：5大学）。

学校や地域で開催される講座等への講師派遣を1,048回（平成27年度：959回）実施した。

ガイドブック等を全国の高校等や地方公共団体に配布したほか、一般の方々が金融トラブルに巻き込まれないよう注意を促すことを目的としたシンポジウムを各財務局と6か所で共催した（平成27年度：5か所）。

金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向けた事前相談の提供の充実を図るため、「事前相談（予防的なガイド）」を平成26年に開設し、相談への対応を行っているほか、各財務局と共催した前記シンポジウムや総務省東京総合行政相談所における相談会を開催した。【金融庁】

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進	⑤金融ADR制度の円滑な運営	指定紛争解決機関の監督等による金融ADR制度の円滑な実施【金融庁】					指定紛争解決機関の苦情処理手続及び紛争解決手続の実施状況(処理件数)
		金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みを活用した指定紛争解決機関等の連携強化【金融庁】					
	(KPIの現状) ※平成28年度 苦情処理手続の処理件数：8,375件(平成27年度：8,080件) 紛争解決手続の処理件数：1,247件(平成27年度：1,036件)						
	⑧「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」(以下「振り込め詐欺救済法」という。)に基づく被害者の救済支援等	振り込め詐欺救済法に基づく返金制度の周知徹底、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の促進【金融庁、財務省】					被害者への返金の状況
(KPIの現状) ※平成29年3月末時点までの累計 被害者への返金額：134億円(平成27年度末までの累計：115億円)							

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進	⑨多重債務問題改善プログラム（平成19年4月20日多重債務者対策本部決定）の実施	<p><多重債務問題改善プログラムの実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ・多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会の開催【消費者庁、金融庁、警察庁、文部科学省、厚生労働省、内閣府、総務省、法務省、財務省、経済産業省】 ※関係省庁が十分連携の上、国、地方公共団体及び関係団体が一体となって以下の施策を推進する。 					(イ) 貸金業者から5件以上無担保無保証借入の残高がある人数 (ロ) 多重債務に関する消費生活相談の件数・内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・丁寧な事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化【金融庁、消費者庁、関係省庁等】 ・借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供【厚生労働省、関係省庁等】 ・多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化【文部科学省、金融庁、消費者庁、関係省庁等】 ・ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化【警察庁、金融庁、関係省庁等】 					
		(KPI の現状) (イ) 貸金業者から5件以上無担保無保証借入の残高がある人数：9万人（平成27年度同期：12万人）（平成28年度） (ロ) 多重債務に関する消費生活相談の件数・内容：15,028件（平成27年12月末時点17,253件）（平成28年12月末時点）					

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

(1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進

⑤ 金融ADR制度の円滑な運営

金融分野における裁判外紛争解決制度の円滑な実施を図るとともに、金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みも活用し、指定紛争解決機関等の連携の強化を図る。

【金融庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成28年度は、金融トラブル連絡調整協議会を2回開催した（平成27年度：2回）。

平成28年度の苦情処理手続の処理件数は8,375件（平成27年度：8,080件）、紛争解決手続の処理件数は1,247件（平成27年度：1,036件）であった。【金融庁】

⑧ 「振り込め詐欺救済法」に基づく被害者の救済支援等

振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金については、引き続き、返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促す。【金融庁、財務省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金制度等について引き続き金融庁ウェブサイトに掲載を行う等、広く一般国民に向けて周知を行った。また、業界団体を通じて、被害が疑われる者に対して金融機関から積極的に連絡する等の取組を促した。平成28年度においては、平成27年度と同様な取組に加え、政府広報TV番組（平成28年9月）等による更なる周知を行った。【金融庁】

⑨ 多重債務問題改善プログラム（平成19年4月20日多重債務者対策本部決定）の実施

多重債務問題の解決のために、次の1)から4)までの取組を柱とする「多重債務問題改善プログラム」を着実に実施し、多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会を開催してフォローアップを行う。【消費者庁、金融庁、警察庁、文部科学省、厚生労働省、内閣府、総務省、法務省、財務省、経済産業省】

- 1) 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化【金融庁、消費者庁、関係省庁等】
- 2) 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供【厚生労働省、関係省庁等】
- 3) 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化【文部科学省、金融庁、消費者庁、関係省庁等】
- 4) ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化【警察庁、金融庁、関係省庁等】

<平成27年度～平成28年度の実績>

有識者と関係省庁から構成される「多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を2回開催（前年：2回）するとともに、多重債務者相談強化キャンペーン2016において、各都道府

県における消費者及び事業者向けの無料相談会等の開催、ヤミ金融の利用防止等に係る周知・広報を実施した。【消費者庁、金融庁、警察庁、文部科学省、厚生労働省、内閣府、総務省、法務省、財務省、経済産業省】

警察庁では、平成28年の生活安全警察の運営重点として、「広域にわたるヤミ金融事犯の取締りの推進」等を掲げ、都道府県警察に対して、ヤミ金融事犯の徹底した取締りのほか、金融機関に対する口座凍結の要請、携帯音声通信事業者に対する契約者確認の求め、プロバイダ等に対する違法な広告の削除要請等の推進を指示している。【警察庁】

各都道府県社会福祉協議会において、生活福祉資金貸付制度を実施している。【厚生労働省】

6 国や地方の消費者行政の体制整備

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(1) 国 (独立行政法人を含む。) の組織体制の充実・強化	⑧消費者からの 情報・相談の 受付体制の充 実						各窓口での情 報・相談の受 付・対応状況
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 受付手段の 拡充を検討 【消費者庁 関係省庁】 </div> 各府省庁等が設置する、消費者からの情報・相談を受け付ける体制の維持・強化【消費者庁、関係省庁等】					
		(KPI の現状) 各窓口での情報・相談の受付体制の拡充についての状況は、別表3 (179 頁) のとおり。					

6 国や地方の消費者行政の体制整備

(1) 国（独立行政法人を含む。）の組織体制の充実・強化

⑧ 消費者からの情報・相談の受付体制の充実

消費者からの①商品や役務、事業者等、②所管の法律・制度、③所管法に関わる違反疑い・事例などに関する情報・相談・提案を受け付ける体制を維持・強化して充実に努める（主な窓口は別表3（179頁）のとおり。）。

また、障害者等の利便性の向上を図る観点から、窓口ごとに受付手段（電話、FAX、メール、ウェブサイト受付窓口等）の拡充について検討し、可能なものについて対応する。【消費者庁、関係省庁等】

<平成27年度～平成28年度の実績>

各窓口での消費者からの情報・相談の受付体制について、関係省庁等の状況は別表3（179頁）のとおり。【消費者庁、関係省庁等】

主な相談等窓口

窓口名称	役割	所管省庁等	電話番号等
消費者ホットライン	身近な消費生活に関する相談窓口 (消費生活センター、国民生活センター等)※を案内する。	消費者庁	TEL:188
公益通報者保護制度相談ダイヤル	企業の従業員、民間事業者、行政機関職員等から寄せられる「公益通報者保護法」に関する各種相談を受け付ける。	消費者庁	TEL:03-3507-9262
個人情報保護法質問ダイヤル	民間事業者が守るルールである「個人情報保護法」に関する解釈などについての疑問に答える。	個人情報保護委員会	TEL:03-6457-9849
食の安全ダイヤル	消費者等からの食品の安全性に関する情報提供、質問、意見等を受け付ける。	食品安全委員会	TEL:03-6234-1177 (メール問合せ窓口) https://form.cao.go.jp/shokuhin/opinion-0001.html
公正取引委員会審査局管理企画課情報管理室	独占禁止法違反被疑事実に関する情報提供について、電話や書面のほか電子申告を受け付ける。	公正取引委員会	TEL:03-3581-5471 電子窓口: http://www.jftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/index.html
公正取引委員会官房総務課	独占禁止法等に関する一般相談について、来訪や電話等による相談を受け付ける。	公正取引委員会	TEL:03-3581-5471
各都道府県警察本部及び警察署の相談窓口	犯罪の未然防止など生活の安全を守るための相談等に応じる。	警察庁	TEL: #9110 ・警察相談専用電話「#9110」番 ・各都道府県警察のウェブサイト参照
金融サービス利用者相談室	金融サービス利用者からの相談等を一元的に受け付ける。	金融庁	TEL:0570-016811 (ナビダイヤル) TEL:03-5251-6811 (IP電話) FAX:03-3506-6699 ウェブサイト受付窓口: https://www.fsa.go.jp/opinion/
中小企業等金融円滑化相談窓口	様々な状況に置かれた借り手の相談・要望・苦情に一元的に答える。	金融庁	下記ウェブサイト参照 http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20130222-1a.html
ディスクロージャー・ホットライン	金融商品取引法上の開示義務違反等に係る情報を受け付ける。	金融庁	FAX:03-3506-6266 ウェブサイト受付窓口: http://www.fsa.go.jp/receipt_d_hotline/

窓口名称	役割	所管省庁等	電話番号等
証券取引等監視委員会情報提供窓口	証券市場に関する一般投資家等からの情報を受け付ける。	金融庁（証券取引等監視委員会）	TEL:0570-00-3581 （ナビダイヤル） TEL:03-3581-9909 （一部のIP電話等） FAX:03-5251-2136 ウェブサイト受付窓口： https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/
年金運用ホットライン	投資運用業者による疑わしい年金運用等に関する情報を受け付ける。	金融庁（証券取引等監視委員会）	TEL:03-3506-6627 ウェブサイト受付窓口： http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm MAIL:pension-hotline@fsa.go.jp
公認会計士・監査審査会情報受付窓口	公認会計士・監査法人の監査業務に関する情報、公認会計士・監査法人の監査業務以外に関する情報、公認会計士試験の実施に関する情報を受け付ける。	金融庁（公認会計士・監査審査会）	FAX:03-5251-7241 MAIL:cpaab@fsa.go.jp 下記ウェブサイト参照 http://www.fsa.go.jp/cpaab/uketuke/01.html
金融モニタリング情報収集窓口	深度あるモニタリングを行う観点から、金融機関に関する情報を収集している。	金融庁	FAX:03-3581-6202 ウェブサイト受付窓口： https://www.fsa.go.jp/kensa/
電気通信消費者相談センター	利用者が電気通信サービスを利用している際のトラブル等について電話による相談を受け付ける。	総務省	TEL:03-5253-5900
農林水産省「消費者の部屋」	農林水産省の所管事項について消費者の相談等を受け付け、情報提供等を行う。	農林水産省	TEL:03-3591-6529 FAX:03-5512-7651 下記ウェブサイト参照 http://www.maff.go.jp/j/heyasodan/index.html
経済産業省消費者相談室	経済産業省所管の法律、物資やサービス及び消費者取引について、消費者からの苦情、相談、問合せなどを受け付け、助言や情報提供等を行う。	経済産業省	TEL:03-3501-4657 FAX:03-3501-6202 MAIL:shohisha-soudan@meti.go.jp 下記ウェブサイト参照 http://www.meti.go.jp/intro/consult/consult_01.html#WIN07

窓口名称	役割	所管省庁等	電話番号等
電力・ガス取引監視等委員会相談窓口	電力・ガス・熱の適正取引の確保、ネットワーク部門の中立性確保の観点から、消費者が小売供給契約を結ぶ際のトラブル等や、電気供給事業者間における電力取引に係る契約のトラブル等の解決支援を行う。	経済産業省（電力・ガス取引監視等委員会）	TEL：03-3501-5725 MAIL：dentorii@meti.go.jp
国土交通ホットラインステーション	国土交通行政に関する要望、意見等を一元的に受け付ける。	国土交通省	下記ウェブサイト参照 http://www.mlit.go.jp/useful/hotline1.html
自動車不具合情報ホットライン	リコール情報等の案内及び、リコールにつながる不具合を早期に発見するため、自動車ユーザーからの不具合情報を受け付ける。	国土交通省	TEL：0120-744-960 下記ウェブサイト参照 http://www.mlit.go.jp/RJ/
MOEメール	環境政策における意見・提案等を受け付ける。	環境省	下記ウェブサイト参照 http://www.env.go.jp/moemail
法テラス・サポートダイヤル	利用者からの問合せ内容に応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等（弁護士会、司法書士会、地方公共団体の相談窓口等）に関する情報を提供する。	日本司法支援センター	TEL：0570-078374 下記ウェブサイト参照 http://www.houterasu.or.jp/madoguchi_info/index.html

金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

〔平成 27 年 10 月 30 日
金融庁訓令第 31 号〕

(目的)

第 1 条 この要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）に即して、法第 7 条に規定する事項に関し、金融庁職員（非常勤職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第 2 条 職員は、法第 7 条第 1 項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。以下同じ。）を理由として、障害者（障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下同じ。）でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

なお、別紙中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する（次条において同じ）。

(合理的配慮の提供)

第 3 条 職員は、法第 7 条第 2 項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

(監督者の責務)

第 4 条 職員のうち、課長相当職以上の地位にある者（以下「監督者」という。）は、前 2 条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- 一 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深め

させること。

二 障害者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。

三 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(懲戒処分等)

第5条 職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、又は、過重な負担がないにも関わらず合理的配慮の不提供をした場合、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

(相談体制の整備)

第6条 金融庁は、その職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、相談窓口を、総務企画局総務課に置く。

2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。

3 第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、総務企画局総務課に集約し、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。

4 第1項の相談窓口は、必要に応じ、相談体制の充実を図るものとする。

5 第1項の相談窓口について障害者及び関係者にわかりやすい形で周知することとする。

(研修・啓発)

第7条 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。

2 新たに職員となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに監督者となった職員に対しては、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ、研修を実施する。

3 前項の内容、回数等の詳細は、総務企画局総務課長が定める。

4 職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等により、意識の啓発を図る。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(別紙)

金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領 に係る留意事項

第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。金融庁においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等）及び金融庁の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

第3 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりである。なお、第2で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。また、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

(不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

- 障害を理由に窓口対応を拒否する。
- 障害を理由に対応の順序を後回しにする。
- 障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- 障害を理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、来庁の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする。

第4 合理的配慮の基本的な考え方

- 1 障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、金融庁の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

- 2 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供とは別に、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

- 3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮

を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障害者からの意思表示のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

- 4 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。
- 5 金融庁がその事務又は事業の一環として設置・実施し、事業者に運営を委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

- 事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用負担の程度

第6 合理的配慮の具体例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。

なお、記載した具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはいくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例)

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく教える。
- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。
- 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。
- 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難であったことから、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時的休憩スペースを設ける。
- 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
- 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。

(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)

- 筆談、読み上げ、手話（社会福祉団体の手話通訳者による対応が可能な場合等）などのコミュニケーション手段を用いる。
- 会議資料等について、必要に応じ点字、拡大文字等を使用する。また、点字、拡大文字等による資料を使用する場合には、各々の媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意する。
- 障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、必要に応じ読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）等で提供する。
- 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代筆や代読といった配慮を行う。
- 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに具体的に説明する。
- 障害者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。
- 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員や知的障害を持つ委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。
- 会議の進行に当たっては、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。
- 車両乗降場所を施設出入り口に近い場所へ変更する。
- 金融庁の敷地内の駐車場等において、障害者の来庁が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。
- 入館時に IC カードゲートを通過することが困難な場合、別ルートからの入館を認める。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。
- 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。

金融庁所管事業分野における 障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

第1 本対応指針の趣旨

1 障害者差別解消法の制定の経緯

我が国は、平成19年に障害者権利条約（以下「権利条約」という。）に署名して以来、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の改正を始めとする国内法の整備等を進めてきた。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）は、障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化するものであり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的として、平成25年に制定された。

2 法の基本的な考え方

法は、後述する、障害者に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定し、行政機関等及び事業者に対し、差別の解消に向けた具体的取組を求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、障害者も含めた国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に取り組むことを促している。

法の対象となる障害者は、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者、即ち、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」であり、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。なお、高次脳機能障害は精神障害に含まれる。

また、法は、日常生活及び社会生活全般に係る分野を広く対象としている。ただし、事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、法第13条により、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによることとされている。

3 本対応指針の位置付け

本対応指針は、法第11条第1項の規定に基づき、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（平成27年2月24日閣議決定）に即して、金融庁が所管する分野における事業者（以下「事業者」という。）が、

法第8条に規定する障害を理由とする差別の禁止及び合理的配慮の提供に関して適切に対応するため、定めるものである。

4 留意点

対応指針で「望ましい」と記載している内容は、事業者がそれに従わない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。

事業者における障害者差別解消に向けた取組は、本対応指針を参考にして、各事業者により自主的に取組が行われることが期待される。しかしながら、事業者による自主的な取組のみによっては、その適切な履行が確保されず、例えば、事業者が法に反した取扱いを繰り返し、自主的な改善を期待することが困難である場合など、特に必要があると認められるときは、法第12条等の規定により、事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができることとされている。

第2 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方

1 障害を理由とする不当な差別的取扱い

(1) 障害を理由とする不当な差別的取扱いの基本的な考え方

事業者は、法第8条第1項の規定のとおり、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事業について本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

(2) 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。

事業者においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずには正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等）の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。事業者は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

2 合理的配慮

(1) 合理的配慮の基本的な考え方

事業者は、法第8条第2項の規定のとおり、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）をするように努めなければならない。

権利条約第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、事業者に対し、その事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。

合理的配慮は、事業者の事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

また、合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者

が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「(4) 過重な負担の基本的な考え方」に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。

なお、代替措置の提供は、事業者の業務やビジネスモデル等の内容によっては、例えば、訪問等による能動的なサービスを提供することが、障害者のニーズを満たすこととなり、合理的配慮となる場合もあり得る。

合理的配慮の内容は、技術の進展や社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。また、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、障害の状態等が変化することもあるため、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

(2) 意思の表明

現に社会的障壁の除去を必要としている旨の障害者からの意思の表明は、具体的場面において、言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳者等を介するものを含む。）により行われる。

また、障害者からの意思表明のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。この場合、表明された意思の解釈に当たっては、障害者本人の真意から離れたものとなることのないよう留意が必要である。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

(3) 事前的改善措置との関係

法は、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置（いわゆるバリアフリー法に基づく公共施設におけるバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援及び障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等）については、個別の場面において個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努めることとしている。このため、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内

容は異なることとなる。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合や障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮に加え、事前的改善措置を考慮に入れることにより、中・長期的なコスト削減・効率化につながりうる点は重要である。

(4) 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、事業者において、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、次の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。事業者は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

- 事務・事業への影響の程度
(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)
- 実現可能性の程度
(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- 費用・負担の程度
- 事務・事業規模
- 財政・財務状況

第3 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例

事業者における、障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例は別紙のとおりである。

第4 事業者における相談体制の整備

事業者においては、障害者及びその家族その他の関係者(以下「障害者等」という。)からの相談に的確に対応するため、既存の顧客相談窓口等の活用を含め、相談窓口を整備することが重要である。

ホームページ等を活用し、相談窓口等に関する情報を周知することや、相談時における配慮として、対面のほか、電話、FAX、電子メールなど、障害特性や事業者の業務・事務特性、ビジネスモデル等に応じた多様な手段を用意しておくことが望ましい。

また、相談窓口の実効性を確保するため、障害者等からの相談対応等に必要研修を受けた人員を配置することが望ましい。

なお、実際の相談事例については、相談者の個人情報の保護に留意しつつ、当該事業者において順次蓄積し、以後の合理的配慮の提供等に活用するものとする。

第5 事業者における研修・啓発

事業者は、障害者に対して適切に対応し、また、障害者等からの相談等に的確に対応するため、従業員に対する継続的な研修の実施や、啓発マニュアルの配付等を通じて、法の趣旨の普及を図るとともに、障害に関する理解の促進を図ることが重要である。

したがって、研修等の企画に当たっては、法の趣旨や障害に関する理解を促す内容とするよう工夫するとともに、既存の外部研修等の活用や接遇に関連する資格の取得の奨励等を含め、従業員が障害者に対する適切な対応を習得できる効果的なものとなるよう検討することが望ましい。

なお、事業者における研修・啓発においては、外見から判別困難な障害を含め、多様な障害者に対応できるような内容になるよう配慮することが必要である。

第6 金融庁所管事業分野における相談窓口

事業者からの本対応指針等に関する照会・相談については、金融庁においては業所管各課室を、各財務（支）局及び沖縄総合事務局においては金融庁所管事業分野の業所管各課室をそれぞれ相談窓口とする。

また、障害者等からの事業者の対応等に関する相談については、金融庁においては金融サービス利用者相談室を、各財務（支）局及び沖縄総合事務局においては金融庁所管事業分野の業所管各課室をそれぞれ相談窓口とする。

(別 紙)

障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例

1 不当な差別的取扱いに当たりうる具体例

不当な差別的取扱いに当たるか否かについては、第2.1で示したとおり、個別の事案ごとに判断されることとなる。次の具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、また、これらはいくまでも例示であり、記載されている具体例に限られるものではないことに留意する必要がある。

- 障害を理由として、窓口対応を拒否する。
- 障害を理由として、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- 障害を理由として、商品の提供を拒否する。
- 身体障害者補助犬を連れていたり車いすを利用していることを理由として、入店を拒否する。
- 障害を理由として、入店時間や入店場所に条件を付ける。
- 事業の遂行上、特に必要ではないにも関わらず、障害を理由として、来訪の際に付添い者の同行を求めるなどの条件を付ける。

2 合理的配慮の具体例

合理的配慮については、第2.2で示したとおり、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものである。次の具体例については、第2.2(4)で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、事業者に強制する性格のものではないこと、また、これらはいくまでも例示であり、記載されている具体例に限られるものではないことに留意する必要がある。

[意思疎通の配慮の具体例]

- 入店時に声をかけ、障害の状態を踏まえ、希望するサポートを聞き、必要に応じて誘導する。
- (身体的障害のある顧客に対しては、)書類の開封、受渡し等の対応が困難な場合に、必要なサポートを提供する。
- (視覚に障害のある顧客に対しては、)窓口まで誘導し、商品の内容を分かりやすい言葉で丁寧に説明を行う。また、顧客の要請がある場合は、取引関係書類について代読して確認する。

- （聴覚に障害のある顧客に対しては、）パンフレット等の資料を用いて説明し、筆談を交えて要望等の聞き取りや確認を行う。
- （盲ろう者に対しては、）本人が希望する場合、障害の程度に応じて、手のひら書き等によりコミュニケーションを行う。
- （吃音症等の発話に障害のある顧客に対しては、）障害特性を理解した上で、顧客が言い終えるまでゆっくりと待つ、発話以外のコミュニケーション方法も選択できるようにする。
- 明確に、分かりやすい言葉で、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、対応時間の制限などを設けることなく、内容が理解されたことを確認しながら対応するなど顧客に合わせた配慮をする。また、説明に当たっては、馴染みのない外来語は避ける、時刻は午前・午後といった説明を加える、比喩や暗喩、二重否定表現を用いないなど、あいまいな表現を避け、分かりやすい表現で説明を行う。
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達したりする。また、書類の内容や取引の性質等に照らして特段の問題が無いと認められる場合に、自筆が困難な障害者からの要望を受けて、本人の意思確認を適切に実施した上で、代筆対応する。
- 障害のある顧客がコミュニケーションをしやすくするため、「筆談対応いたします。」など、可能な対応方法を案内するプレートを準備する。
- 文字や話し言葉によるコミュニケーションが困難な顧客のために、主な手続を絵文字等で示したコミュニケーションボードを準備する。
- 顧客の要望がある場合に、意思疎通を援助する者（手話通訳等）の同席を認める。
- 説明会等で使用する資料や、受付および会場内の案内・説明等について、点字、拡大文字、音声読み上げ機能、ルビ付与、分かりやすい表現への置換え、手話、筆談など障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を、可能な範囲で用意して対応する。

〔物理的環境への配慮の具体例〕

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- 車椅子利用者にとってカウンターが高い場合に、カウンター越しの対応ではなく、他のテーブルに移る等して、適切にコミュニケーションを行う。
- エレベーターがない施設の上下階の移動の際に、マンパワーにより移動をサポートしたり、上階の職員が下階に下りて手続する等の配慮をする。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。

- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、左右・前後・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。
- 疲労を感じやすい障害者から休憩の申出があった際には、臨時の休憩スペースを設けるなどする。
- A T Mの操作が困難な顧客には声掛けし、適切な対応を取る。
- 情報提供や取引、相談・質問・苦情受付等の手段を、非対面の手段を含めて複数用意し、障害のある顧客が利用しやすい手段を選択できるようにする。
- 一般に顧客が来店する頻度の高い店舗においては、次のような例も参考に、可能な限り障害のある顧客が利用しやすい施設となるよう工夫を施す。
 - ・ 段差について、簡易スロープ等を設置する、または、見えやすい縁取りを付けて、段差があることが分かるようにする。
 - ・ 通行しやすいように通路や壁、手すりの近辺には障害物や危険物を置かない。
 - ・ 視覚に障害のある顧客のために、音声案内装置や触知案内図等を準備する。
 - ・ 店舗専用駐車場を設けている場合、入口付近に障害者専用駐車場を確保する。
 - ・ 大型店舗等で順番待ちが必要となる店舗の場合、順番が来たことを知らせるために振動呼出器の準備や番号表示板の設置等の工夫を行う。
 - ・ 障害のある顧客が使いやすいA T Mを整備する。

〔ルール・慣行の柔軟な変更の具体例〕

- 周囲の者の理解を得た上で、手順順を入れ替える。
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を準備する。
- スクリーンや板書、手話通訳者等がよく見えるように、スクリーンや手話通訳者等に近い席を確保する。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、不随意の発声や吃音等がある場合において、当該障害者が了承した場合には、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。

金融庁における金融経済教育への取組み

平成 29 年 6 月末現在

年 月		内 容
12 年	6 月	金融審議会答申において、金融分野における「消費者教育」の必要性について言及
14 年	11 月	「金融サービス利用者コーナー」を金融庁ウェブサイト到新設 学校における金融教育の一層の推進のため、文部科学省に対して文書（「学校における金融教育の一層の推進について」）で要請
15 年	10 月	中学生・高校生向け副教材「インターネットで学ぼう わたしたちの生活と金融の働き」を金融庁ウェブサイトに掲載
16 年	1 月	「金融経済教育を考えるシンポジウム」を主催（参加者数 284 名）
	5 月	児童・生徒と日常的に接している教師から直接意見を聞くための「金融経済教育に関する懇談会」を 3 回開催（5～6 月）
	7 月	小学生向けパンフレット「金融庁 くらしと金融」の作成・ウェブサイト掲載
	8 月	「初等中等教育段階における金融経済教育に関するアンケート」結果のウェブサイト掲載
	11 月	中学生・高校生向け副教材の改訂・ウェブサイト掲載
	12 月	高校卒業生向けパンフレット「はじめての金融ガイド」の作成・ウェブサイト掲載
17 年	2 月～3 月	中学生・高校生向け副教材等（1.8 万部）を全国の中学・高校へ配布し、同時にこれまでの金融庁の取組等への評価を聞くアンケートを実施 大臣の私的懇談会である「金融経済教育懇談会」を設置（6 月までに 7 回開催）
	4 月	副教材等配布に際し行った金融経済教育に関するアンケートの回答結果の公表 金融庁ウェブサイト「金融サービス利用者コーナー」を「おしえて金融庁」、「一般のみなさんへ」に再編
	6 月	金融経済教育懇談会において「論点整理」を公表
	7 月	内閣府、金融庁、文部科学省、日本銀行の 4 者で「経済教育等に関する関係省庁連絡会議」を設置。同会議において、今後の経済教育等に関しての「工程表」を作成。
	12 月	小学生向けパンフレット「くらしと金融」の改訂
	12 月～18 年 1 月	「お金の使い方と地域社会について考えるシンポジウム」を大阪（12 月 参加者 359 名）、千葉（1 月 参加者 255 名）にて開催
18 年	5 月	金融庁ウェブサイト「おしえて金融庁」、「一般のみなさんへ」を改訂し金融関係団体等へのリンクを充実、KIDS 向けコンテンツを導入 金融経済教育懇談会（第 8 回）を開催し、取組み状況を報告。 全国の財務局・財務事務所において学校教師との懇談会を実施（19 年 3 月末まで）
	9 月	学校における金融経済教育の一層の推進のため、文部科学省に対して文書（「学校における金融経済教育の一層の推進について」）で要請。
	12 月	財務局・財務事務所を通じ、都道府県教育委員会に対し、教員向け研修会等において、金融経済教育関係のカリキュラムを取り上げることを文書で要請。

年 月		内 容
19 年	1 月	「お金の使い方について考えるシンポジウム」を愛知にて開催（参加者 290 名）。
	2 月	高校卒業生向けパンフレット「はじめての金融ガイド」を大幅改訂し、全国の高等学校に加え、大学生協、消費生活センター、ハローワーク等に広く配布（10 万部）するとともに、ウェブサイトに掲載。19 年 5 月増刷・配付（17 万部）。
	3 月	中学生・高校生向け副教材を改訂し、中学生向け図説パンフレットと高校生向けパソコンソフトを作成。全国の中学・高校へ配布するとともに、ウェブサイトに掲載。
	4 月～6 月	財務局・財務事務所とともに全国の都道府県教育委員会及び県庁所在地の市教育委員会を訪問し、当庁作成のパンフレット等の活用及び多重債務者発生予防に関する教育の実施を要請（40 県）。
	9 月	借金（多重債務）問題に関する啓発リーフレットを作成し、ウェブサイトに掲載するとともに、全国の高等学校へ配付（約 6 万部）。
	9 月～20 年 3 月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を広島（9 月 参加者 173 名）、大阪（11 月 参加者 164 名）、東京（12 月 参加者 96 名）、愛知（20 年 1 月 参加者 219 名）、宮城（3 月 参加者 152 名）で開催。
	10 月	地方公共団体が行う多重債務者発生予防のための金融経済教育推進の取り組みを支援するため、借金（多重債務）問題に関する啓発リーフレット（約 69 万部）及び「はじめての金融ガイド」（約 27 万部）を全国の都道府県・市区町村に配布。 学校における金融経済教育の一層の推進のため、文部科学省に対して文書（「新学習指導要領における金融経済教育に関する記載の充実について」）で要請。
20 年	1 月	小・中・高校の社会科・家庭科の教科書製作会社（17 社 32 名）を対象に金融経済教育に関する説明会を開催。
	3 月	借金（多重債務）問題に関する啓発リーフレット（改訂版）を全国の地方公共団体へ配付（約 30 万部）。 全国の中学・高校・高専・短大・大学の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（中学生向け図説パンフレット約 4 万 7 千部、高校生向けパソコンソフト、約 2 千枚）、「はじめての金融ガイド」約 30 万 2 千部、借金問題に関する啓発リーフレット約 29 万 7 千枚）。 多重債務者、振り込め詐欺、偽造盗難キャッシュカード等の金融トラブルの未然防止のため、「はじめての金融ガイド」と併せて活用できる DVD 教材を作成。全国すべての地方公共団体、大学・短大・高専・高等学校に配布（20 年 5 月）。 「はじめての金融ガイド」の活用促進を図るため、講師用指導マニュアルを作成し、ウェブサイトに掲載。
	4 月～21 年 3 月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「はじめての金融ガイド」約 18 万 1 千部、借金問題に関する啓発リーフレット約 3 万 3 千枚）。
	6 月～21 年 3 月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を福岡（6 月 参加者 134 名）、金沢（9 月 参加者 102 名）、札幌（11 月 参加者 172 名）、高松（2 月 参加者 111 名）、熊本（3 月 参加者 159 名）で開催。
21 年	4 月～22 年 3 月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「はじめての金融ガイド」約 23 万 2 千部）。

年 月		内 容
22 年	1 月～3 月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を沖縄（1 月 参加者 130 名）、東京（2 月 参加者 97 名）、大阪（2 月 参加者 59 名）、広島（2 月 参加者 104 名）、愛知（3 月 参加者 167 名）、宮城（3 月 参加者 180 名）で開催。
	4 月～23 年 3 月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「はじめての金融ガイド」約 17 万 9 千部）。
	11 月～23 年 3 月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を福岡（11 月 参加者 175 名）、金沢（11 月 参加者 151 名）、高松（12 月 参加者 197 名）、東京（1 月 参加者 107 名）、札幌（2 月 参加者 128 名）、熊本（3 月 参加者 170 名）で開催。
	12 月～23 年 3 月	未公開株取引に関するトラブルの発生や拡大を防止するためのパンフレット「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を作成し、ウェブサイトに掲載。また地方公共団体等の要請に応じ、無償配布（約 52 万部）。
23 年	4 月～24 年 3 月	地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」約 19 万部）。
	5 月	各財務局、各金融広報委員会に対して、「金融経済教育に関する各地での協力」について依頼する事務連絡文書を金融庁、金融広報中央委員会の連名で発出。
	10 月	「はじめての金融ガイド」を「基礎から学べる金融ガイド」として改訂し、ウェブサイトに掲載。あわせて、講師用指導マニュアルについても改訂し、ウェブサイトに掲載。
	10 月～24 年 3 月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「基礎から学べる金融ガイド」約 33 万部）。
	12 月	「基礎から学べる金融ガイド」及び同「講師用指導マニュアル」を全国の大学、高校、地方公共団体等へ配布。
	11 月～12 月	「金融トラブルに巻き込まれないためのシンポジウム」を名古屋（11 月参加者 124 名）、那覇（12 月参加者 140 名）で開催。
24 年	1 月	「金融トラブルに巻き込まれないためのシンポジウム」を広島（1 月参加者 152 名）、大阪（1 月 参加者 134 名）で開催。
	11 月～25 年 4 月	有識者、業界団体の担当者、文科省、消費者庁が参加し、金融庁金融研究センターで「金融経済教育研究会」を開催。（平成 25 年 4 月までに 7 回開催）
	11 月～25 年 3 月	「金融トラブルに巻き込まれないためのシンポジウム」を高松（11 月参加者 175 名）、札幌（11 月参加者 134 名）、さいたま（12 月参加者 108 名）、熊本（1 月参加者 121 名）、金沢（3 月参加者 110 名）、福岡（3 月参加者 149 名）開催。
	12 月	「基礎から学べる金融ガイド」及び同「講師用マニュアル」、「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を全国の大学、高校、地方公共団体へ配布。
25 年	4 月	金融経済教育研究会において「金融経済教育研究会報告書」を公表。（平成 25 年 4 月 30 日）
	4 月～26 年 3 月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「基礎から学べる金融ガイド」約 24 万部、「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」約 18 万部）。

年 月		内 容
	6月	金融広報中央委員会で「第1回金融経済教育推進会議」を開催。
	11月 ～26年3月	リーフレット「最低限身に付けるべき金融リテラシー（4分野・15項目）」を作成し、ウェブサイトに掲載。また、全国の学校や地方公共団体等に、無償配布（約27万部）。
	12月	金融広報中央委員会で「第2回金融経済教育推進会議」を開催。
	12月 ～26年2月	「金融リテラシー（知識・判断力）を身に付けるためのシンポジウム」を那覇（12月 参加者84名）、大阪（12月 参加者134名）、仙台（2月 参加者110名）、広島（2月 参加者117名）、名古屋（2月 参加者144名）で開催。
26年	4月 ～27年3月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「基礎から学べる金融ガイド」約26万部、「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」約21万部、リーフレット「最低限身に付けるべき金融リテラシー（4分野・15項目）」約9万部）。
	4月～7月	大学生に対して、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と連携して実施（2大学）。
	6月	金融広報中央委員会で「第3回金融経済教育推進会議」を開催。
		金融経済教育推進会議において、最低限身に付けるべき金融リテラシーの項目別・年齢層別スタンダード「金融リテラシー・マップ」を公表。 「家計管理と生活設計について考える相談会」を東京（6月12日～14日）で開催。
	11月 ～27年2月	「金融リテラシー（知識・判断力）を身に付けるためのシンポジウム」を金沢（11月 参加者87名）、札幌（11月 参加者153名）、福岡（11月 参加者121名）、熊本（2月 参加者192名）、高松（2月 参加者107名）で開催。
	12月	金融広報中央委員会で「第4回金融経済教育推進会議」を開催。
27年	1月	経済協力開発機構（OECD）、アジア開発銀行研究所（ADB）及び日本銀行との共催により、ADB・OECD・日本 ハイレベル・グローバル・シンポジウム「金融教育を通じたより良いライフプランニングの促進」を東京で開催（1月22、23日）。
	4月～7月	大学生に対して、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と連携して実施（4大学）。
	4月 ～28年3月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「基礎から学べる金融ガイド」約18万部、「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」約8万部、リーフレット「最低限身に付けるべき金融リテラシー（4分野・15項目）」約13万部）。
	6月	金融広報中央委員会で「第5回金融経済教育推進会議」を開催。
		金融経済教育推進会議において、「金融リテラシー・マップ」を改訂し、公表。
	9月	「そこが知りたい！今後の生活設計」を東京（9月3日～5日）で開催。
	10月 ～28年1月	大学生に対して、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と連携して実施（1大学）。
	11月 ～28年2月	「金融トラブルから身を守るためのシンポジウム」を大阪（11月 参加者108名）、さいたま（12月 参加者100名）、名古屋（2月 参加者95名）、仙台（2月 参加者90名）、広島（2月 参加者116名）で開催。
12月	金融広報中央委員会で「第6回金融経済教育推進会議」を開催。	

年 月		内 容
28 年	1 月	「基礎から学べる金融ガイド」及び「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を改定。
	4 月	全国の高等学校へ消費者被害防止のための啓発チラシを配付。
	4 月～7 月	大学生に対して、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と連携して実施（4 大学）。
	4 月 ～29 年 3 月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「基礎から学べる金融ガイド」約 17 万部、「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」約 13 万部、リーフレット「最低限身に付けるべき金融リテラシー（4 分野・15 項目）」約 10 万部）。
	7 月	金融広報中央委員会で「第 7 回金融経済教育推進会議」を開催。
	10 月 ～29 年 1 月	大学生に対して、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と連携して実施（4 大学）。
	11 月 ～28 年 2 月	「金融トラブルから身を守るためのシンポジウム」を金沢（11 月 参加者 103 名）、札幌（11 月 参加者 45 名）、福岡（12 月 参加者 92 名）、熊本（1 月 参加者 140 名）、那覇（2 月 参加者 76 名）、高松（2 月 参加者 132 名）で開催。
	12 月	金融広報中央委員会で「第 8 回金融経済教育推進会議」を開催。
29 年	4 月～7 月	大学生に対して、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と連携して実施（5 大学）。
	6 月	金融広報中央委員会で「第 9 回金融経済教育推進会議」を開催。

大学における連携講義について

金融庁、金融広報中央委員会及び関係団体（※）が連携し、「金融リテラシー・マップ」に基づいた内容の「連携講義」をオムニバス形式で実施。

※ 関係団体：全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会、
生命保険文化センター、日本損害保険協会、日本FP協会 等

平成 26 年度：2 大学
(東京家政学院大学、慶應義塾大学法科大学院)

平成 27 年度：5 大学
(東京家政学院大学、青山学院大学、金沢星稜大学、
県立広島大学、神戸国際大学)

平成 28 年度：8 大学
(東京家政学院大学、青山学院大学、慶應義塾大学、
県立広島大学、武蔵野大学、金沢星稜大学、神戸国
際大学、東北学院大学)

平成 29 年度：10 大学

	大 学 名	科 目 名
前 期	東京家政学院大学	生活設計論
	青山学院大学	金融と生活設計
	慶應義塾大学	金融リテラシー ～豊かな生活設計のためのお金の知恵～
	県立広島大学	パーソナルファイナンス論
	東京理科大学	キャリアデザインⅡ 特殊講義 5 (金融リテラシー)
後 期	武蔵野大学	金融リテラシー (金融と人生設計)
	金沢星稜大学	生活設計論
	東北学院大学	金融と生活設計
	相山女学園大学	金融リテラシー
	大学コンソーシアム大阪	金融リテラシーを高める —生活設計とお金の基礎知識

資料 6-11-3

一般社会人やこれから社会人となる大学生、高校生を対象とした金融取引等の基礎的知識に関するガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」

ウェブサイトアドレス

<http://www.fsa.go.jp/teach/kou3.pdf>



未公開株取引等に関するトラブルについて、被害の発生や拡大を防止するため、実例を基に分かりやすく解説した内容のガイドブック

「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック

ウェブサイトアドレス

<http://www.fsa.go.jp/common/about/pamphlet/mikoukaikabu.pdf>



「プリペイドカードを 買ってきて」は詐欺!

- アダルトサイトのワンクリック請求
- サクラを使った出会い系サイト
- 身に覚えのない有料サイトの料金請求

▶不当な支払いのために、詐欺業者が「プリペイドカードを購入し、カードに書いてある番号を教える」と指示するトラブルがみられます。

少しでもおかしいと思ったら、
消費生活相談窓口へご相談ください。

消費者ホットライン▶ ^い**1** ^や**8** ^{や!}**8** (局番なし)

お近くの消費生活センター等の
相談窓口をご案内します。



Illustration:Hiroshi Hanamura



独立行政法人
国民生活センター



一般社団法人日本資金決済業協会

警察庁/金融庁/消費者庁

資料6-11-5

2016年度金融知識普及功績者一覧

〔個人の部〕

1. 菅原 伊佐雄
(青森県)
 - ・ FPとしての知識と経験を活かし、児童から高齢者までの幅広い年齢層を対象に、「おかねのね」、「進学のためのマネープラン」、「かしこい年金生活」等をテーマに独自に工夫した資料を用いて講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。
2. 癸生川 清
(栃木県)
 - ・ 教員であった経験を活かし、学校において「おこづかい」、「お金ってなあに？」等をテーマに児童・生徒の興味を引きつけるわかりやすい授業を行うほか、社会人向けに「金融トラブル」、「生活設計」等をテーマに講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。
3. 小澤 伸雄
(群馬県)
 - ・ FPとしての知識と経験を活かし、児童から高齢者までの幅広い年齢層を対象に「おこづかい」から「ライフプラン」まで多彩なテーマでわかりやすい講演を行うほか、障がい者に対する金融教育活動にも積極的に取り組むなど、金融知識の普及に貢献。
4. 黒田 千鶴子
(千葉県)
 - ・ 消費生活相談員としての知識と経験を活かし、児童から高齢者までの幅広い年齢層を対象に「子どもの金銭教育」や「生活設計」等についてわかりやすい授業・講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。
5. 田中 勝雄
(新潟県)
 - ・ 税理士としての知識と経験を活かし、社会人向けに「相続と税金」、「生活設計」等に関する講演を行うほか、高校生を対象に金融トラブルに関する出前授業を多年にわたって実施するなど、金融知識の普及に貢献。
6. 伊藤 麻子
(石川県)
 - ・ 消費生活相談員やFPの知識と経験を活かし、児童から高齢者までの幅広い年齢層に対して「子どもの金銭教育」や「消費者トラブル」等のテーマにロールプレイやクイズを取り入れた楽しくかつ内容の濃い授業・講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。
7. 北本 裕子
(石川県)
 - ・ FPとしての知識と経験を活かし、児童から高齢者までの幅広い年齢層を対象に「おこづかい」や「生活設計」等についてわかりやすい授業・講演を行うほか、学校の教員等向けの金融リテラシーに関する講習会でも講師を務めるなど、金融知識の普及に貢献。
8. 吉田 秀子
(富山県)
 - ・ 消費生活相談員としての知識と経験を活かし、「悪質商法」や「特殊詐欺」等をテーマにわかりやすく講演を行うほか、地元ラジオ局の番組に出演して消費者啓発活動にも積極的に取り組むなど、金融知識の普及に貢献。
9. 伊藤 光夫
(三重県)
 - ・ FPや社会保険労務士の知識と経験を活かし、「貯金箱」、「相続」、「年金」、「ライフプラン」といった多岐にわたるテーマについて受講者目線に立ったわかりやすい授業・講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。
10. 渡邊 紀子
(京都府)
 - ・ 小・中学生に対して独自に作成した「人生シミュレーションゲーム」を用いて出前授業を行うほか、社会人向けでも「生活設計」、「年金制度」、「エンディングノート」等をテーマにわかりやすい講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。

- 11. 木戸 明美
(京都府)
 - ・ 消費生活相談員としての知識と経験を活かし、児童から高齢者までの幅広い年齢層を対象に「消費者トラブル」等についてわかりやすい授業・講演を行うほか、中学生向けに「ファイナンス・パーク」の事前授業として生活設計等に関する講座を行うなど、金融知識の普及に貢献。
- 12. 倉橋 孝博
(広島県)
 - ・ FPとしての知識と経験を活かし、児童から高齢者までの幅広い年齢層を対象に「子どもの金銭教育」、「ライフプラン」、「相続」、「年金」等についてわかりやすい授業・講演を行うほか、教育委員会関係者に「巣立ち教育」の授業実践例を紹介するなど、金融知識の普及に貢献。
- 13. 木原 道雄
(愛媛県)
 - ・ 司法書士、手話通訳者としての経験を活かし、児童から高齢者までの幅広い年齢層を対象に「ネットトラブル」、「相続」、「遺言」、「成年後見人制度」、「高齢者、障がい者の消費生活トラブル」等についての授業・講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。
- 14. 近村 秀子
(福岡県)
 - ・ 教員であった経験を活かし、児童から高齢者までの幅広い年齢層を対象に「金銭教育」、「ライフプラン」、「消費者問題」等をテーマにわかりやすい授業・講演を行うほか、地元紙の子ども向け紙面での情報発信にも積極的に取り組むなど、金融知識の普及に貢献。

〔団体の部〕

1. 京都府立京都すばる高等学校
(京都府)
 - ・ 会計科に「ファイナンスコース」を設置し、金融経済に関する「課題研究」、地域金融機関との連携授業、外部講師による講演会、金融機関や税理士事務所での就業体験などを通じて、金融経済に関する基礎知識の習得、勤労観の育成、ライフプランの重要性に関する理解の向上などに取り組み、金融知識の普及・向上において着実に成果をあげている。

2. 愛媛県立北宇和高等学校
(愛媛県)
 - ・ 金融教育に視点をおいた教科指導や各種行事(消費者問題・年金等に関するセミナーの開催、地域の特産品の販売実習等)の実施を通じて、金融の働きや経済の仕組みについての学習を推進するなど、金融経済に関する基礎知識の習得、勤労観の育成などに取り組み、金融知識の普及・向上において着実に成果をあげている。

金融知識普及等を目的として金融機関団体等が開催した
各種事業に対する金融庁の「後援」名義使用承認状況

承認日	主 催	開催日(期間)	事業等の名称
28/7/7	特定非営利活動法人 金融知力普及協会	29年2月5日	第11回全国高校生金融経済クイズ選手権「エコノミクス甲子園」
28/7/8	金融広報中央委員会	28年11月26日、 29年1月14日	金融教育フェスタ
28/8/4	日本証券業協会	28年10月1日～ 11月20日	平成28年度「投資の日」記念イベント
28/8/23	(社)投資信託協会	28年10月15日、 11月5日、11月 26日	投信フォーラム 2016(三重)、 2016(岡山)及び2016(宇都宮)
28/12/14	(社)投資信託協会	29年1月28日、 2月11日	投信フォーラム 2017(大分)及び 2017(京都)
29/3/2	公益財団法人生命保険文 化センター	29年5月18日～9 月8日	第55回中学生作文コンクール
29/3/14	金融広報中央委員会	29年8月7日、17 日	2017年度「先生のための金融教 育セミナー」
29/3/15	(株)日本経済新聞社	29年4月1日～ 30年3月末日	第4回日経未来投資プログラム
29/4/3	日本ファイナンシャル・ プランナーズ協会	29年4月～30年3 月	平成29年度「くらしとお金のFP 相談室」
29/4/3	日本エンパワーメントコ ンソーシアム	29年4月～30年3 月末日	コミュニケーション日本プロジ ェクトが実施する『見守りハガ キ』啓発活動
29/4/19	金融広報中央委員会	29年5月29日 ～30年3月20日	第50回「おかねの作文」コンク ール(中学生向け)
29/4/19	金融広報中央委員会	29年5月29日 ～30年3月20日	第15回「金融と経済を考える」 高校生小論文コンクール
29/4/19	金融広報中央委員会	29年5月29日 ～30年3月20日	第14回金融教育に関する小論 文・実践報告コンクール
29/5/11	(株)日本経済新聞社	29年5月～ 30年1月	第18回日経STOCKリーグ
29/5/11	日本ファイナンシャル・ プランナーズ協会	29年5月1日～10 月31日	小学生『夢をかなえる』作文 コンクール

承認日	主 催	開催日(期間)	事業等の名称
29/5/11	(社)投資信託協会	29年5月27日、 7月8日	投信フォーラム 2017(甲府)及び 2017(金沢)
29/5/18	日本証券業協会	29年7月24日 ～8月18日	教員向け金融経済夏期セミナー
29/5/18	全国公民科・社会科教育 研究会	29年8月1日～3 日	証券・経済セミナー
29/6/28	日本ファイナンシャル・ プランナーズ協会	29年10月～11月	平成29年度「FPの日®(全国一 斉FPフォーラム)」
29/6/30	特定非営利活動法人 金融知力普及協会	29年10月27日	FinTALK 金融セミナーコンテ スト

金融知識普及等を目的として金融機関団体等が開催した
各種事業に対する金融庁の「共催」名義使用承認状況

承認日	主 催	開催日(期間)	事業等の名称
28/7/19	日本証券業協会	28年9月～29 年3月	平成28年度「はじめての資産運 用講座」
29/5/22	日本証券業協会	29年5月～30 年2月	平成29年度「はじめての資産運 用講座」

平成29年2月1日
金融庁

「家計の安定的な資産形成に関する有識者会議」の設置について

1. 趣旨

我が国の家計金融資産1,700兆円の過半は現預金であり、これをバランスのとれたポートフォリオに移行させていくことにより、家計の安定的な資産形成を促していくことは重要な課題である。

このため、金融庁としては、「顧客本位の業務運営に関する原則」の策定など、金融機関における顧客本位の業務運営の確立・定着に向けた取組みを進めている。これに加え、積立NISAの創設や、家計に対する実践的な投資教育や情報提供などの取組みも重要であり、これらについて総合的に取り組んでいるところである。

今般、こうした取組みなどを進めていくにあたり、長期・積立・分散投資の促進や、実践的な投資教育・情報提供などについて議論・検討を行うことを目的に、金融庁に「家計の安定的な資産形成に関する有識者会議」を設置する。

2. メンバー（五十音順、敬称略）

- ・ 植田 和男 東京大学大学院経済学研究科教授
- ・ 神田 秀樹 学習院大学大学院法務研究科教授（座長）
- ・ 神戸 孝 FPアソシエイツ&コンサルティング株式会社代表取締役
- ・ 北澤 千秋 株式会社QUICK資産運用研究所長
- ・ 斉藤 惇 株式会社KKRジャパン会長
- ・ 永沢 裕美子 Foster Forum良質な金融商品を育てる会事務局長

3. 会議の開催について

第1回目の会議を下記の通り開催する。

記

1. 日時：平成29年2月3日（金）10時00分～11時30分
2. 会場：中央合同庁舎第7号館 13階 共用第1特別会議室

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)
総務企画局政策課(内線3710、2796)



(資料6-13-1) 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の概要

金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習

- ◆ **昨年10月24～27日**、金融業界全体のサイバーセキュリティの底上げを図ることを目的に、**初めてとなる金融業界横断的な演習（通称：Delta Wall（※））を実施**

（※）Delta Wall：サイバーセキュリティ対策のカギとなる「自助」、「共助」、「公助」の3つの視点（Delta）+ 防御（Wall）

- ◆ **77の金融機関（銀行、信金・信組、証券会社及び保険会社）が参加**

（参考1）業態別参加金融機関数

業態	主要行等	信託銀行	地銀	第二地銀	信金	信組	証券	生保	損保	合計
参加金融機関数	6	3	8	10	15	13	7	8	7	77

（参考2）参加者数：延べ約900名が参加。**約7割の金融機関で経営層も参加**（回答のあった60先から集計）

演習の特徴

- 民間コンサル等の演習を利用しにくい**中小地域金融機関が多数参加することを踏まえ、演習実施までに自主的なインシデント対応能力の向上に取り組めるよう**、事前にシナリオのうち骨子部分のみを開示（オープンシナリオ方式）
- 多くの関係部署（経営層、システム部門、広報、企画部門等）が参加できるよう、**自職場参加方式**で実施（⇔会場集合方式）
- 民間の**専門家の知見や攻撃の実例分析等を参考**にしつつ、演習シナリオを作成
- 参加金融機関が「つつがなく演習をクリア」したことで良しとしないよう、「とり得た他の選択肢」等を提示するなど**事後評価に力点**
- 本演習の結果は、参加金融機関以外にも**業界全体にフィードバック**



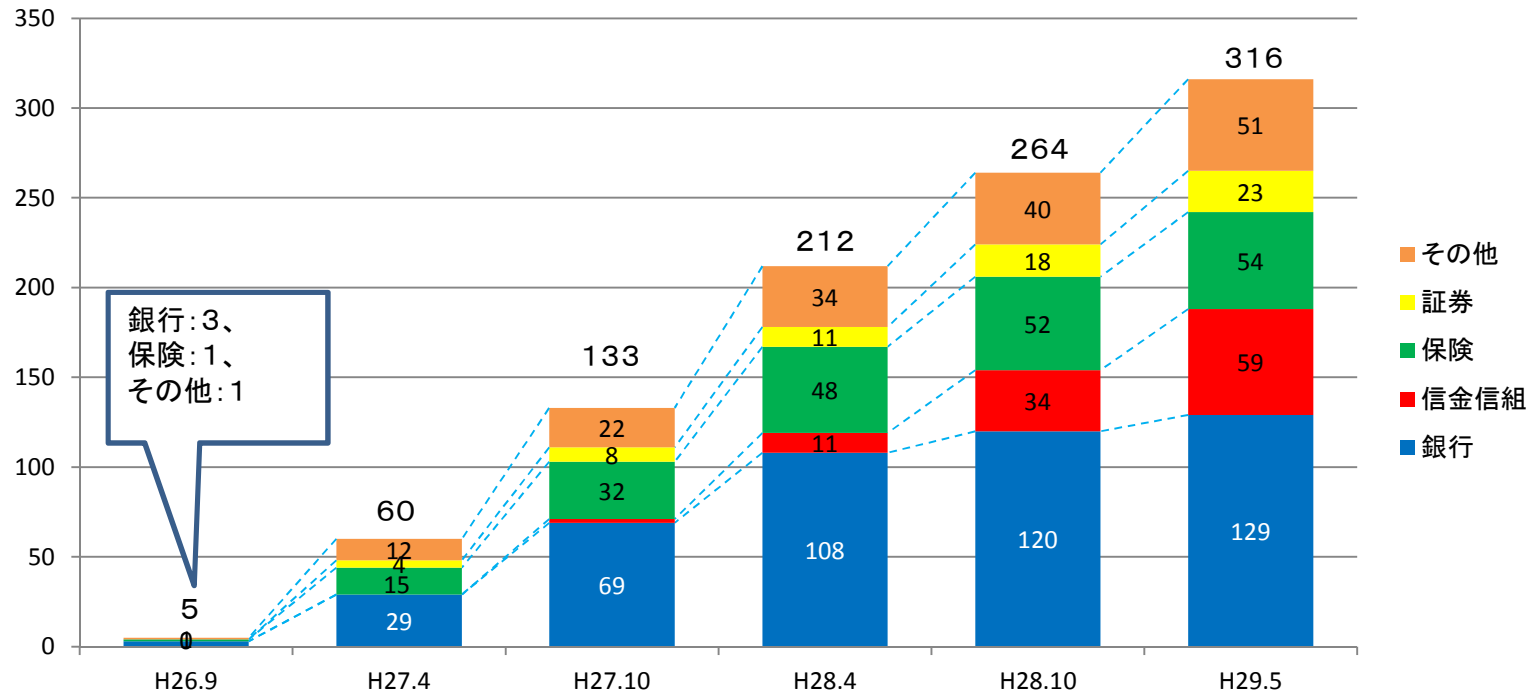
(資料6-13-2) 金融ISACへの加盟状況

□ 金融ISACへの加盟状況

参加金融機関は328社(正会員:316社、準会員:12社)(平成29年5月30日時点)

- ✓ 地銀・第二地銀、生・損保は加盟が進んでいるが、信金・信組、証券会社の加盟は進んでいない。

金融ISAC正会員の業態別会員数推移



【出典:金融ISACホームページ(2017年5月30日現在)を元に加工】

- ✓ サイバーセキュリティ2016 (2016年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部)
金融庁において、金融機関に対し、「金融ISAC」を含む情報共有機関等を通じた情報共有網の拡充を進める。